

官報

平成十九年四月二十五日

○第百六十六回 参議院會議錄第二十号

平成十九年四月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成十九年四月二十五日

午前十時開議

官報 (号 外)

官

第一 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三 二六六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

第四 総合研究開発機構法を廃止する法律案(内閣提出)

第五 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出

正する法律案(趣旨説明)

一、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

平成十九年四月二十五日 参議院會議錄第二十号

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

議事日程追加の件 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案(趣旨説明)

一、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。久間

衛衛大臣。

〔國務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○國務大臣(久間章生君) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について、その趣旨を御説明いたします。

駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に

配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、あわせて、駐留軍等の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から、特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定める必要があります。

以上がこの法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要な駐留軍等の再編が行われる防衛施設の周辺地域の市町村に対し、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に係る経費に充てるため、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況に応じ、再編交付金を交付することができるものとします。

第二に、駐留軍等の再編による影響が著しい再編関連特定周辺市町村を含む区域について、再編関連振興特別地域として指定され、当該地域の振興を図るため再編関連振興特別地域整備計画が決定された場合には、当該計画に基づく事業について、その要する経費に係る国の負担・補助割合の特例等を設けます。

第三に、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものに係る資金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

西銘順志郎君。

〔西銘順志郎君登壇、拍手〕

○西銘順志郎君 自由民主党の西銘順志郎でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について総理に質問をいたします。

米国は、九・一一同時テロ以降、世界における米軍の展開体制を見直しました。日本に駐留する軍隊も例外ではありません。

昨年五月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、在日米軍だけでなく、自衛隊の基地、部隊をも再編し、自衛隊と米軍の連携を強化しようという意図が見られます。例えば、在日米空軍司令部のある横田基地には航空自衛隊航空総隊司令部が移転し、キャンプ座間には米陸軍

金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

西銘順志郎君。

〔西銘順志郎君登壇、拍手〕

○西銘順志郎君 自由民主党の西銘順志郎でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について総理に質問をいたします。

米国は、九・一一同時テロ以降、世界における米軍の展開体制を見直しました。日本に駐留する軍隊も例外ではありません。

昨年五月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、在日米軍だけでなく、自衛隊の基地、部隊をも再編し、自衛隊と米軍の連携を強化しようという意図が見られます。例えば、在日米空軍司令部のある横田基地には航空自衛隊航空総隊司令部が移転し、キャンプ座間には米陸軍

金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

西銘順志郎君。

〔西銘順志郎君登壇、拍手〕

○西銘順志郎君 自由民主党の西銘順志郎でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について総理に質問をいたします。

米国は、九・一一同時テロ以降、世界における米軍の展開体制を見直しました。日本に駐留する軍隊も例外ではありません。

昨年五月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、在日米軍だけでなく、自衛隊の基地、部隊をも再編し、自衛隊と米軍の連携を強化しようという意図が見られます。例えば、在日米空軍司令部のある横田基地には航空自衛隊航空総隊司令部が移転し、キャンプ座間には米陸軍

金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

西銘順志郎君。

〔西銘順志郎君登壇、拍手〕

○西銘順志郎君 自由民主党の西銘順志郎でございます。

私は、自由民主党、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案について総理に質問をいたします。

米国は、九・一一同時テロ以降、世界における米軍の展開体制を見直しました。日本に駐留する軍隊も例外ではありません。

昨年五月に発表された再編実施のための日米のロードマップでは、在日米軍だけでなく、自衛隊の基地、部隊をも再編し、自衛隊と米軍の連携を強化しようという意図が見られます。例えば、在日米空軍司令部のある横田基地には航空自衛隊航空総隊司令部が移転し、キャンプ座間には米陸軍

金の貸付け等を国際協力銀行に行わせるとともに、これに対する政府による財政上の措置を講ずることができるよう、国際協力銀行法の特例を設けます。

最後に、駐留軍等の再編に当たり、国は駐留軍等労働者の雇用の継続に資するよう技能教育訓練その他の適切な措置を講じます。

そのほか、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

第一軍団司令部を改編して移転、さらに陸上自衛隊中央即応集団司令部を配置することとなっております。

また、ミサイル防衛に関する情報の共有、日米共同訓練の拡大も今後進んでいきますが、この再編が日本の安全保障にどのような影響を与えるのか、また日本にどのような役割が求められているとお考えか、総理にお伺いいたします。

本法案の目的の一つは、在沖米海兵隊のグアム移転を支援し、沖縄の基地負担を減らすことにあります。海兵隊とその家族、合わせて一万七千人が県外へ移転することは県の強い要望でありました。移転することは一つの成果であります。

しかし、沖縄の基地問題の最大の懸案である普天間飛行場の返還は、合意されてから実に十一年が経過をいたしましたけれども、いまだに実現しておりません。

合意の前年、米兵による少女暴行事件が起き、沖縄だけではなく日本じゅうが憤り、改めて市街地の真ん中にある基地を移設し、県民の方々の不安を解消しなければならぬとの思いから、当時の橋本総理大臣、クリントン大統領の会談で返還合意に至ったわけでございます。当時、産声を上げた子供も既に小学校六年生です。この間、政府と地元自治体は辺野古案やキャンプ・シュワブ沿岸のV字滑走路案と調整を重ねてきましたが、いまだに最終解決を見ておりません。

総理が地元の声にしっかりと耳を傾け、リーダーシップを発揮されることが返還へ向け大きく前進するものと私は思います。普天間飛行場返還

への決意を総理にお伺いいたします。

明日、総理が初めて訪米されます。安倍総理になり中韓との関係は大変良い方向に向かつており、総理の外交手腕を高く評価しております。ブッシュ大統領との会談にて日米関係を更に強固なものとしていただきたいと考えます。

日本は、国民の判断により、敵基地攻撃能力も持たず、先制攻撃もせず、専守防衛を守ってきました。今後、米国だけに頼るのがよいのか、日本も対応能力を付けるのがよいのかは議論があるところですが、現状では日米同盟を揺るぎないものにしていくのが最も良い方法です。

これからも、北朝鮮の核、拉致問題に米国と密接な連携が必要な場面が続きます。日米同盟のこれからと日米首脳会談に臨む決意を総理にお伺いいたします。

本法案により、海兵隊移転経費の半分以上を融資も含め日本が負担する仕組みが整備されることとなります。海兵隊の司令部庁舎、教場、海兵隊の隊舎、学校などの生活関連施設は財政支出で整備しますが、家族住宅や電力、上下水道、廃棄物処理のための基地内インフラについては民間活力を導入し、出資や融資等により措置することになっております。

民活を導入する事業資金は米国が支払う家賃や使用料により将来回収されるとのことですが、何年ぐらいで回収が終了するとお考えでしょうか。また、なぜ海外へ移転する米軍の経費を日本が負担するのか、今後同様な事例があった場合、この仕組みを踏襲するのか、あくまで例外的なものとして

考えているのか、併せてお伺いいたします。

今までも日本は駐留米軍経費を負担してきました。その背景には日米同盟の片務性があると考えます。政府は現在、集团的自衛権を持つてはいるが使えないという解釈を取っております。米国では、日本周辺で米軍が攻撃されているときに、日本が直接攻撃を受けなければ傍観をしているのかという議論もございます。

安倍政権において、いよいよ集团的自衛権に関する有識者会議が発足し、憲法解釈などの議論が始まります。米国本土を攻撃する弾道ミサイルをミサイルシステムで攻撃する場合や、国連平和維持活動に参加した自衛隊員が他国の部隊を救助する、いわゆる妨害を排除するための武器使用等、具体的な事例に即し現実的な結論が出されるよう、総理の御所見をお伺いいたします。

また、本法案では、在日米軍再編に伴い負担が増加する市町村に対し、住民の生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業を対象に再編交付金を交付することとなっております。

交付金の算定基準は、住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮することとなっておりますが、この基準が明確ではなく、政府の裁量が大きいの指摘もございします。また、交付金は毎年の予算の範囲内で交付されるので、同じ条件の市町村に対し交付金額が同額になるのかとの不安の声もあります。再編の進捗状況に応じ、不公平になることなく交付金が交付されるよう細心の注意を払っていただきたいと思っております。総理の御答弁をお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、日本の安全を守るため米軍基地の存在は必要ですが、周辺住民にとっては大変デリケートな問題です。国民の皆様方の御理解を得られるよう、政府におかれましては、米軍基地の再編に当たって、基地所在地自治体の声に謙虚に耳を傾け取り組まれますよう強く要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 西銘順志郎議員にお答えをいたします。

米軍再編が我が国の安全保障に与える影響と我が国の役割についてのお尋ねがありました。

在日米軍の再編は、抑止力を維持しつつ、地元負担を軽減するものであります。これを着実に実施することにより、日米安保体制を一層強化し、今日の安全保障環境における様々な課題に日米が一層協力して対応できるようになります。その際の日本の役割については、これまでの日米間の役割、任務、能力の検討結果も踏まえ、日米協力を更に進めてまいります。

普天間飛行場の返還に関するお尋ねがありました。

政府としては、昨年五月に日米間で合意した案を基本に、地元の切実な声に耳を傾け、真摯に説明して理解を賜りながら、一日でも早く実現できるよう強い決意で臨んでまいります。

日米首脳会談に臨む決意についてお尋ねがありました。

日米同盟は言うまでもなく日本外交の基軸であります。私にとって総理就任以来初めての訪米と

なるこの機会に、ブッシュ大統領との間で個人的信頼関係を更に深め、日米同盟関係を一層揺るぎないものにしたと考えております。アジア太平洋地域には冷戦終結後も大量破壊兵器やミサイルの拡散を始めとする不安定要因が依然存在をしております。御指摘の北朝鮮の核や拉致の問題を含め、日本と米国の間で緊密に連携し、地域の平和と安全を確保する上で日米同盟が引き続き盤石であることを確認したいと考えております。

出資、融資の回収期間についてお尋ねがありました。

現時点では、日米間で協議中であるため、確たることを申し上げることはできませんが、例えば家族住宅については、米国の事例では家族住宅の建設から維持管理を行うことから、事業期間は五十年程度とされております。

グアム移転経費を我が国が分担することの意義についてお尋ねがございました。

在沖海兵隊の削減は、これまで沖縄県民の強い要望でありました。在日米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担をなるべく早期に軽減するため、今次、我が国も応分の分担をすることとしたものでございます。

集団的自衛権に関する有識者会議についてお尋ねがありました。

時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築することが必要であります。かような問題意識の下、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行っているところであります。

かかる研究を深める具体的な方策の一つとして、本日、有識者会議の設置について発表することとしております。有識者の方々には、集団的自衛権の問題を含め、憲法との関係の整理につき、結論を予断することなく様々な観点から検討していただきたいと考えております。

再編交付金についてお尋ねがありました。

再編交付金につきましては、住民の生活の安全に及ぼす影響の増加の程度を考慮し、米軍再編の実施に向けた措置の進捗状況等に依りて交付するという基本的な考え方の下、客観的な基準により交付することとしております。(拍手)

○議長(扇千景君) 樺葉賀津也君。

(樺葉賀津也君登壇、拍手)

○樺葉賀津也君 私、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案につきまして、総理並びに関係閣僚にお伺いします。

本法律案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対し、抑止力を維持しながらも、在日米軍基地の約七五％が集中する沖縄を始めとする基地所在市町村の負担軽減のために、在日米軍の再編に我が国としていかに寄与していくかというものであります。

しかし、再編に伴い負担が軽くなる地域もあれば、再編された米軍を受け入れるため負担が増大する地域もあることを忘れてはなりません。しかも、再編と基地負担軽減の実現には莫大な税金も掛かります。我々の想像を超える忍耐強い交渉も必要であります。だからこそ、地方自治体や国民

の理解と協力、そして米国の信頼関係の確立なくして本法律案の趣旨の達成は到底あり得ません。

しかし、この法律案の土台である国民の理解と協力、そして米国の信頼醸成に水を差すような不祥事が我が国の政府内、とりわけ防衛省内から噴出していることに強い憤りを感じざるを得ません。中でも、特に情報流出問題は国家の安全保障と日米の相互信頼を根底から覆す大問題であります。

総理、防衛省の情報漏えいは今日に始まったことではありません。私は、昨年三月の参議院予算委員会、情報交換ソフト、ウィニーによる自衛隊の情報流出事件を指摘いたしました。膨大な量の防衛省の機密情報や自衛官の個人情報流出し、それが回収不可能になった事実、当時の小泉総理は驚きを隠さず、大変遺憾だと答弁し、額賀長官も、大臣の職を賭してでも再発の防止を徹底すると断言いたしました。ところがどうでしょう、その直後にも再び情報が流出。そしてその後、八月、十一月、十二月、そして本年二月と、我が国の防衛に関する重大な情報が、正に穴の空いたバケツから水が漏れるかのように流出しているのです。

そして、今月もまた、計画を前倒しして整備が進められている弾道ミサイル防衛のかなめであるイーリス艦の機密情報が、護衛艦「しらね」所属の二等海曹より不正に持ち出されていたことが明らかにされました。「しらね」といえば、海上自衛隊第一護衛隊群の旗艦であり、観艦式の際には観閲官である総理大臣や防衛大臣が乗船するという、

海上自衛隊を代表する護衛艦であります。多くの国民の期待を担い省昇格を実現したにもかかわらず、海上自衛隊の中核から米国の開発したイーリス艦の特別防衛秘密に当たる機密情報が漏えいたことは、日本に対する信頼や日米関係を大きく損なうだけでなく、ミサイル防衛システムを脆弱にし、国民の生命と財産を危険にさらしていることにほかなりません。背筋の凍る思いとは正にこのことであります。

総理、まず総理は、日本の防衛の最高責任者として国民に謝罪をし、この問題の責任をどのように取るおつもりなのか国民に見える形で明確に示すべきだと思いますが、総理の気概をお伺いします。

なぜ、防衛省の情報漏えいは繰り返されるのでしょうか。専門家によれば、情報漏えいの問題の九九％は内部規律の問題と言われています。つまり、情報流出の根本的な問題はシステムの欠陥でもなければ法の不備によるものでもございません。原因は規律の緩み、指揮命令系統の乱れにあり、正に緊張感の欠如が招いた人災というわけであります。

今回の在日米軍等の再編により、ミサイル防衛能力を向上させるために配置されるXバンド・レーダーのデータを日米両政府が共有することが予定されています。しかし、このような情報管理体制の有様で、米国は果たして本当に必要な情報を共有してくれるのでしょうか。

今回の情報漏えいの経緯、原因等の事実関係と、不祥事が繰り返される要因、そして米国への説明や今後の抜本的対策について、防衛大臣の具

体的な答弁を求めるとともに、防衛省として、また所管大臣として、どのように政治責任を取るおつもりか、お伺いをします。

イージス艦の特別防衛秘密のように、出してはならない情報が漏えいする一方で、出すべき情報がかほとんど出ていないのが本法律案の衆議院での審議でありました。ロードマップや法案で予定されている在日米軍再編の全容やその経費の総額、グアム移転経費や日米の負担の額や案分、さらには予定されている政令委任の内容等、衆議院での審議では全く明らかにされておりません。特に、ロードマップの策定から一年近くが経過しているにもかかわらず、日本側が負担する施設の詳細が依然明らかになっていないのはなぜでしょうか。

これでは、一部で二兆円とも三兆円とも言われている在日米軍再編のコストの大部分を負担する日本国民が納得するとは到底思えません。是非、外務、防衛両大臣には、これらの点を明確にし、国民に対する説明責任を果たしていただくよう強く要請いたします。

あわせて、財務大臣には、平成十九年度予算で計上されている地元への再編交付金五十一億円の積算根拠を具体的にお示しいただくようお願いいたします。

さて、在沖海兵隊のグアム移転経費は、昨年四月の日米防衛首脳会談により、総額百二・七億ドルで、うち日本側の負担が六十・九億ドルとなっています。日本側が負担する家族住宅は、三千五百戸分、二十五・五億ドルとされていますが、そうすると一戸当たり七十二・三万ドル、何と日本円で八千万円にもなります。余りにも高過ぎるの

ではないでしょうか。

先月の参議院予算委員会における同僚の浅尾慶一郎議員の指摘によると、グアム海軍基地でスリーベッドルームの家族住宅が、昨年九月、一戸当たり十七・六万ドル、約二千万円程度で落札をされているということであります。どのように見積もれば通常の四倍にもなるのでしょうか、見積りの詳細を外務、防衛両大臣、是非明らかにしてください。

次に、出資、融資の回収見込みについて財務大臣にお伺いします。

日本側が負担するグアム移転のうち、出資、融資等は三十二・九億ドルです。アメリカの支払う家賃や使用料で回収することですが、米側では五十年返済の実績もあるとのことですが、民間からの出資、融資も期待しているようですが、採算性を考えると相当困難が予想され、久間防衛大臣ですら衆議院の安保委員会で、確実にもうける、あるいは確実に回収できる、そういうことになれば民間銀行も乗ってくるかもしれませんが、五十年ですからね、民間銀行を誘って果たして乗ってくるかと、この採算性と回収性への疑問を率直に自らが答弁されています。五十年ということになれば、わずかな利子でも返済総額は膨らみます。無利子融資を行うのでしょうか。回収見込みは本当にあるのでしょうか。財務大臣、具体的に教えてください。

次に、国際協力銀行による出資、融資の必要性についてお伺いします。

国際協力銀行、JBIICは、我が国の輸出入及び海外経済活動の促進や開発途上地域の経済社会

開発や安定化への支援を主な目的とする政府系の金融機関であります。JBIICは、今日までJICAとともに我が国の貴重な外交戦略の窓口として途上国への経済支援を始め各国との信頼醸成に寄与してまいりました。ある意味での中立性と途上国支援の色合いを持つJBIICが、大國アメリカの、しかも軍の施設に本来の趣旨を曲げて出資や融資を行うことに他国から誤解を受けないでしょうか。総理並びに外務大臣の御見解をお伺いします。また、JBIICを使わない何らかの具体的な方法が検討されたかどうか、防衛大臣と財務大臣に改めてお伺いしたいと思います。

日米関係が我が国の外交と安全保障の最も重要な基軸であることは論をまちません。しかし、そもそもドイツや韓国などの他国が負担しない米軍の国外移転の経費をどうして日本だけが負担しなければならぬのでしょうか。グアム移転経費の負担について、その法的根拠と、新たに予算措置を求めるものについては国会承認の対象となる条約を締結するべきだと思いますが、総理大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

さて、今回の再編により、在沖海兵隊員約八千名とその家族約九千名がグアムに移転し、基地の一部も返還されることになります。しかし、今回の再編が本当に負担軽減と強調できるものになるのか、確認をしておきたいと思えます。

例えば、グアムには約三千五百戸の家族住宅と約四千五百名分の隊舎が建設をされるということですが、その際、移転により不要になった沖縄におけるこれらの米軍施設はきちんと返還されるのですか。

現在、返還が決まっているのは、全面返還の普天間飛行場等五施設で合計約八百九十五ヘクタール、そして検討中であるキャンプ瑞慶覧の約六百四十二ヘクタールの一部ということですが、普天間飛行場の約四百八十一ヘクタールと那覇港湾施設の約五十六ヘクタールについては代替施設が沖縄県内に建設をされることになっており、沖縄全体にとつてみれば純粋な経費負担削減とは言えません。また、防衛省の資料によれば、現在の在沖海兵隊が使用する施設の総面積は一万七千三百三十一ヘクタールとなっています。一方、キャンプ瑞慶覧が全面返還されると仮定しても、今回返還が予定されているのは合計の約千五百三十七ヘクタールであり、実は海兵隊使用基地総面積の割にもなりません。これで本当にコストに値する負担軽減と言えるでしょうか。総理大臣並びに防衛大臣の御認識をお伺いします。

我が国には、さきの大戦から六十年が経過した今日でも、三万三千人余の他国の軍隊が東京都のほぼ半分の面積に当たる一千十平方キロメートルもの国土に存在し続けているのが現実です。しかも、その地位協定上の位置付けは占領軍の地位に準ずるものです。そして、排他的使用権を有する米軍基地・施設は五十八か所、思いやり予算として二千億円以上の我が国の税金を毎年他国の軍隊に投入しているのも事実であります。

総理、誤解を恐れずに申し上げます。私は、独立国の大前提として自分の国は自分で守るのが当たり前であり、それが国家防衛の基であると信じます。しかし、自らの国を自らが守るということは、つまりは、いつかは在日米軍の完全若しくは

大幅な国外移転を視野に入れるということです。逆説的な言い方かもしれませんが、私は、今回の再編支援と経費負担はそうした米軍の完全移転の可能性を妨げる先例になるのではないかと危惧をしています。つまり、今回の全兵員の約四分の一の移転でも二兆円から三兆円もの経費が掛かるおそれがあり、同様の負担が完全移転の際も必要となると、それは単純に兵員数等で考えても十兆円を超える規模になり得るということでありま

す。実際には、そのような莫大なコスト負担は日本にとつて到底不可能であり、したがつて、今回の再編は、実は米軍駐留の恒久化を決定付ける可能性があるものではないでしょうか。総理のこの点に関するお考えを最後にお伺いしたいと思います。

基地がなくても済むのであるならば、ないにこしたことはありません。軍隊や自衛隊といった組織も持たずに済む世界なら、それはすばらしいこととあります。しかし、現実はそのうちではありません。激変する安全保障環境に対応し、我が国の平和と安全を確保することを第一としながらも、沖縄を中心に、特定な地域に過度な負担を背負わせてしまつてゐる現状をいかに是正していくか、これが私たちに課せられた責務であります。その責務を果たすために、我々民主党も不断の努力を続けていくことを改めてお誓ひして、私の質問といたします。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 榊葉賀津也議員にお答えをいたします。

防衛省の情報流出問題についてお尋ねがございました。

本件は、我が国の安全保障にかかわる重大な事案と考えており、政府として徹底した真相究明を行つてまいります。また、同種事案の再発防止を含め、秘密情報の保全に向け万全を期してまいります。

国際協力銀行を使う理由についてお尋ねがありました。

海兵隊のグアム移転については、我が国の財政支出をできる限り少なくするため、家族住宅とインフラについては民間活力を導入し、出資等により措置することとしています。こうした事業を海外で長期間、安定的に行うため、専門的な知見を有する国際協力銀行を活用することとしたものであります。他国から誤解を受けるようなものとは考えておりません。

グアム移転経費を我が国が分担する理由と国会承認条約の締結についてお尋ねがございました。

海兵隊のグアムへの移転については、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をなるべく早期に軽減するため、我が国も応分の負担をすることとしたものでございます。また、財政法上、海外に所在する外国政府の施設を我が国の予算で整備することを禁じ、あるいは制限する明文の規定はありません。

沖縄の負担軽減に関する認識についてのお尋ねがありました。

米軍再編には、在沖米海兵隊要員及びその家族のグアムへの移転、嘉手納以南の人口が密集する地域の相当規模の土地の返還などが含まれてお

り、沖縄県において相当の負担軽減につながると認識をしています。

今回の再編経費と米軍駐留の恒久化に関するお尋ねがございました。

米軍再編全体の日本側の経費負担については、現在、再編案の詳細な計画等について日米間で検討をしているところであり、具体的に申し上げる段階にはございません。

今般の在日米軍の再編は、現下の安全保障環境を踏まえ、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元負担を軽減するために行うものであり、また、米軍の我が国への駐留は、引き続き我が国の防衛及び地域の平和と安定にとつて重要であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣(久間章生君) 榊葉賀津也議員にお答えいたします。

まず、海上自衛隊の情報持ち出し事案についてお尋ねがありました。

本事案は、隊員の自宅から秘密の疑いのあるデータを保存したハードディスクが発見されたもので、現在、全容解明に向け海上自衛隊警務隊と警察が共同で捜査を行うなどしております。

こうした不祥事の背景には、保全意識の緩みがあると考えます。防衛省としては、私を議長とする情報流出対策会議を立ち上げたところであり、再発防止に取り組むことが私の責務と考えます。なお、米政府とは平素より緊密に連絡を取り合つていくところであります。

次に、米軍再編経費についてお尋ねがありました。

日本側の経費負担については、現在、再編案の詳細な計画等について日米間で検討しているところであり、具体的に申し上げる段階ではありませんが、今後、厳しい財政事情を踏まえて鋭意検討を進め、所要の経費を精査してまいります。

次に、家族住宅の見積りについてお尋ねがありました。

グアム移転経費の分担額は、検討段階における米側の見積りであり、あくまでも概算であるため、今後、我が国が主體的に積算等を精査し、より一層の効率化に努めてまいります。

次に、国際協力銀行を活用することになった経緯についてお尋ねがありました。

海兵隊のグアム移転については、我が国の財政支出をできる限り少なくするため、家族住宅とインフラには民間活力を導入し、出資等により措置することとしています。こうした事業を海外で長期間、安定的に行うために専門的な知見が必要であることを考慮し検討した結果、国際協力銀行の活用が必要かつ確実と判断したものであります。

最後に、沖縄の負担軽減に関する認識についてお尋ねがありました。

ただいまの総理の答弁と同じであります。米軍再編は、抑止力を維持しつつ、普天間飛行場の移設及び返還、約八千人の第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族のグアムへの移転並びに嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還が含まれており、沖縄県の相当

の負担の軽減につながると認識しております。

(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 榛葉先生より三問いただきました。

まず、在日米軍再編の経費の総額についてのお尋ねがっております。

米軍再編を実施するための日本側の経費負担につきましては、現在、再編案の詳細な計画などにつきまして日米間で検討しているところでありまして、具体的に申し上げる段階にはありません。引き続き日米間で協議しつつ鋭意検討を進めてまいります。

次に、海兵隊のグアム移転経費についてのお尋ねがっております。

在沖縄海兵隊のグアムへの移転につきましては、部隊ごとの規模などの詳細についてはいまだ決まっております。したがって、積算根拠の詳細につきましては引き続き米側と協議をする必要がありと存じます。したがって、現時点でお尋ねの点についてお答えすることは差し控えてさせていただきます。

最後に、国際協力銀行を使う理由についてのお尋ねがっております。

海兵隊のグアム移転につきましては、日本の財政支出をできる限り少なくするため、家族住宅とインフラにつきましては民間活力を導入し、出資などにより措置をすることとしております。こうした事業を海外で長期間、安定的に行うため、専門的な知見を有する国際協力銀行を活用することとしたものであり、他国から誤解を受けるようなものとは考えておりません。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇、拍手)

○国務大臣(尾身幸次君) 榛葉議員の御質問にお答えいたします。

地元への再編交付金についてのお尋ねがございました。

再編交付金の予算額については、沖縄の負担軽減のため米軍の施設・区域を縮小するとの目的で交付されてきたSACO交付金の交付額を基礎としつつ、関係する施設に係る地元負担の増加の程度等を見積もって交付金五十億三千九百万円を積算しております。これに現地での調整等に要する経費千二百万円を加え、合計五十億五千九百万円を予算額としております。

出資、融資の回収見込みについてのお尋ねがありました。

グアム移転事業のスキーム等は、出資に代えた無利子融資の要否も含め、日米の防衛、外務当局間で協議中ではありますが、いずれにせよ、出融資が確実に回収される仕組みが適切につくられる必要があると考えております。

国際協力銀行による出資、融資の必要性についてのお尋ねがありました。

グアム移転事業に係る出融資の主体については、防衛省において、かかる事業を海外で長期間にわたり安定的に行うために専門的な知見が必要であることを考慮し検討した結果、国際協力銀行の活用が必要かつ確実と判断されたものであります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。若林

環境大臣。

(国務大臣若林正俊君登壇、拍手)

○国務大臣(若林正俊君) ただいま議題となりました自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

大都市地域を中心とする二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染については、自動車排出ガスに対する累次の規制に加え、本法に基づいた特別の排出基準の設定等、各般の対策を実施してきており、その結果、大気環境基準の達成状況については改善傾向が見られております。

しかしながら、一方で、大都市地域において自動車交通量が多い道路が交差している一部の地区等においては、大気環境基準の非達成の状況が長期間にわたって継続しております。このような地区においては、大型車両の混入率が高いことや道路の構造上の問題等により大気環境の改善が妨げられている状況にあります。また、窒素酸化物対策地域等の外から流入する排出基準を満たしていない自動車が大気環境に悪影響を与えており、このような地区における大気環境の改善が十分に進展

しないおそれがあります。

このため、新たにこのような地区の大気環境の改善を図るための重点的な対策を講ずることとし、大気環境基準が達成されていない地域についてできる限り早期の達成を図るとともに、既に達成されている地域についてはその状況を維持するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、大気汚染が特に著しい特定の地区に関する計画策定等についてであります。

都道府県知事は、窒素酸化物対策地域内において大気汚染が特に著しい地区を窒素酸化物重点対策地区として指定することができるとし、指定された地区について窒素酸化物重点対策計画を定めなければならないこととしております。また、窒素酸化物重点対策地区内において特定の用途に供される建物を新設する者に対して、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物の排出の抑制のための配慮事項等に関する届出を義務付け、当該届出に係る勧告等の制度を設けることとしております。なお、粒子状物質についても同様の制度を設けることとしております。

第二に、事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制のための措置の拡充についてであります。

窒素酸化物重点対策地区等のうち指定された地区において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する一定の事業者に対して、自動車から排出される窒素酸化物の排出の抑制に関する計画の作成等を義務付けることとしております。また、窒素酸化物

対策地域等において、窒素酸化物対策地域等の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する自動車を運行する事業者等について、自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制等に努めることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。福山哲郎君。

(福山哲郎君登壇、拍手)

○福山哲郎君 私は、ただいま議題となりました法律案、いわゆる自動車NO_x・PM法の改正案について、民主党・新緑風会を代表して質問をいたします。

まずは、我が国の温室効果ガスの排出量が増加していることにかんがみ、昨今国際的な動きが活発化している地球温暖化問題について、関係大臣に質問をいたします。

京都議定書が締結されて今年で十年。思い起こせば、六年前の四月、私はこの同じ壇上から米国の京都議定書離脱を批判するとともに、我が国の早期批准を求めました。その米国に大きな変化が生じています。そして、いよいよ来年、二〇〇八年に京都議定書の第一約束期間の開始が迫っております。

IPCCの第四次評価報告書によれば、過去百年間で世界の平均気温が〇・七四度上昇し、温暖化の影響が地球規模で深刻化していることが明らかにされるとともに、科学的に九〇%以上の確率で温暖化の原因が化石燃料の消費などの人為的活動によるものであるとして、懐疑論争に決着を付

きました。また、このまま温室効果ガスを増加し続ければ、今世紀末までに最大六・四度の上昇、平均海面水位が最大五十九センチ上昇すると予測され、極端な高温や熱波、大雨の頻度が更に増加する可能性が指摘されています。

こうした中、地球の生態系を守るという観点以外に、地球温暖化問題を舞台とした新たなグローバルスタンダードをめぐる主導権争いが始まっています。世界の温暖化対策は急速に動き出しています。

EUは、二〇〇五年から排出権取引制度を導入するなど、かねてより非常に前向きな姿勢を取っていますが、さきの閣僚理事会では、二〇二〇年までに温室効果ガスを二〇%削減すること、再生可能エネルギーの比率を二〇%に向上させることで合意しました。

特に英国は、二〇〇五年グリーンイギリス・サミットで対話の開始、昨年のスタン・レビューの発表と、戦略的に指導的役割を担ってきています。スタン・レビューでは、地球温暖化に対して何の対策も取らなければ、世界全体で毎年GDPの五%以上の被害が生じる可能性があると指摘する一方で、今から対策を行えばGDPの1%の費用で被害を食い止めることができるとしています。

一方、温暖化問題に消極的とされてきた米国でも、映画「不都合な真実」のヒット、カトリックによる被害、ガソリン代の高騰等を経て、国内議論が盛り上がりつつあります。

連邦議会では、昨年の中間選挙での民主党の躍

進を受け、目標年次を定めたキャップ・アンド・トレードの導入によって排出削減を目指す何本かの議員立法が提出されています。中には、マケイン、ヒラリー、オバマ氏など民主、共和両党の有力大統領候補がそろって賛同しているブレジデン法案と呼ばれるものさえあり、州レベルにおいても、西部と東部でそれぞれ域内排出権取引制度が構想されるなど、二十八の州で温室効果ガス削減に向けた行動計画が策定されています。また、十二の州が独自の排出削減目標を掲げています。

また、GEやデュポンなど大手十社からも規制政策の早期導入を求める声が上がっています。

さらに、米連邦裁判所は、今月、気候変動の被害が深刻なことは広く知られているとして、二酸化炭素を始めとする温室効果ガスを大気汚染物質と判断し、その規制を強く促す判決を下しました。

こうした世界的な動きの中で、現在、地球温暖化問題については、京都議定書、G8プロセス、アジア太平洋パートナーシップという三つの国際的枠組みが同時並行的に動いており、これらすべてのトラックに参加しているのは日本、我が国だけでございます。

また、来年のG8サミットが我が国で開催されることもあり、その対応に注目が集まっています。我が国のポジションは明確ではなく、その取組は遅れていると言わざるを得ません。

二〇〇五年度の我が国の温室効果ガス排出量は一九九〇年度比八・一%の増加となっており、今のままでは目標である六%削減を達成できず、ポ

スト京都議定書の議論についてもイニシアチブを発揮することが難しい状況になっていきます。

地球温暖化対策は、現時点において想定し得るあらゆる施策を排除することなく検討し、京都議定書の目標達成はもちろん、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという究極の目標に向けた対応を即決進めていかなければなりません。安定化させるためには、世界全体の排出量を早期に現在の半分以上にまで削減することが求められています。

我が国も早急に長期目標を定め、必要な施策を実施し、世界を主導していかなければならないと考えますが、環境大臣及び経済産業大臣の認識をお伺いします。

また、EUのETS市場、米国の議員立法、中国での市場開設など、世界各地で起こりつつある排出権取引市場創設の動きは、途上国の参加も視野に入れた本格的な世界炭素市場の出現に向けて一気に加速する可能性もあります。

そんな中で、我が国には排出権取引市場がまだありません。排出権取引制度の導入に対して国内の一部に強い抵抗がありますが、経済システムに環境をいかに内部化させるかが二十一世紀の大きな課題となります。我が国が世界の流れに乗り遅れないためには早急にキャップ・アンド・トレード型の排出権取引制度の創設を図る必要があると考えますが、環境大臣及び経済産業大臣の見解をお伺いします。

重ねて、現在一%にも満たない再生可能エネルギー

官 報 (号 外)

ギーの導入割合を現状よりも大きく引き上げることが必要であると考えますが、両大臣の認識をお伺いします。

温暖化問題に対する世界の対応は大きく変化しつつあります。この五年が転機となると思います。目先の利益にとらわれることなく、与野党を超えて脱温暖化社会の設計を行っていくべきです。脱温暖化社会の実現を国家目標に据え、更なる温室効果ガスの削減を実行することにより、現在、そして未来の子供たちと地球全体への責任を果たすことが私たち政治家の使命であると考えます。

さて、自動車排気ガスによる大気汚染の問題は一九七〇年代以降深刻さを増しました。その対策のために、一九九二年、現在の自動車NO_x・PM法の前身である自動車NO_x法が制定されました。しかしながら、自來十五年、いまだに大気環境が環境基準に達しない局地的汚染地域が数多く存在します。この間、沿道住民はぜんそくなどの健康被害に苦しみ続けています。司法の場でも、西淀川判決以来、国は五連敗でその責任を認容されています。総務省の政策評価においても、局地汚染対策、交通量対策等の検討、実施が強く求められています。

長年にわたり、国はなぜ有効な対策を講じ得なかったのでしょうか。これまでの経過とその責任の所在について環境大臣の答弁を求めます。

局地汚染と健康被害の因果関係については、国は科学的知見が十分でないという裁判等の場で否定してきました。

しかしながら、二十年も前の一九八七年から何

度となく衆参両院で公害健康被害補償法改正案の附帯決議に示されてきた、科学的知見が十分でないことにかんがみ調査研究を早急に推進することと被害救済の方途を検討することの文言は、一体いつどのように実施されてきたのでしょうか。国会の意思をどのように受け止めてきたのでしょうか。

驚くことに、これらぜんそくの発症と沿道での自動車排出ガスの暴露との因果関係についての疫学的評価のための調査は、つい最近の二〇〇五年になってやっと開始されたのです。これでは不作為と言われても仕方ありません。国は、局地汚染と健康被害の因果関係について、調査が終了する二〇一〇年度には新たに判断を行うものと考えてよいのでしょうか。

重ねて、東京大気汚染公害訴訟の和解協議をめぐっては、原告団が総理官邸を訪ね、東京が提案しているぜんそく患者への医療費助成制度に国も資金負担するよう要望されたことを受けて、総理は誠意を持って対応していかねばいけないと答えました。また、環境大臣も翌日、金銭的な負担を伴うことも含め、和解に向けた追加策を用意する考えを示しています。この具体的な中身はどのようなものでしょうか。併せて官房長官の認識をお尋ねします。

他方で、健康被害者の肉体的、精神的苦勞を考えると、因果関係や責任の問題とは切り離して、一時的にも被害者を救済する制度を創設すべきだと考えますが、官房長官、更にお答えください。本改正案の目玉である重点対策地区の指定に当たり、都道府県知事は都道府県公安委員会や国土

交通省など関係道路管理者と協議することとされています。重点対策地区の局地汚染対策は主に国や地方の様々な関係機関が主体となって実施することとなっていますが、その実効性はどのように確保されるのでしょうか。また、局地汚染の関係者、特に都市構造や道路構造の改善の面から国土交通省の協力が十分担保されるべきだと考えます。環境大臣及び国土交通副大臣の所見をお伺いします。

中央環境審議会では、流入車対策として、対策地域内の非適合車の走行禁止や車種規制等の全国への適応拡大など六案が検討されましたが、改正案ではトラックなどの使用台数などにより事業者を限定した上での自主的取組によるものと後退した内容となっています。しかし、汚染者負担原則や事業者間の公平性、さらには一部の都道府県で施行されている非適合車走行禁止条例を参考に、流入車対策の一層の強化を行うべきと考えますが、環境大臣の見解はいかがでしょうか。

環境基本法に基づき定められる環境基準は、科学的知見の充実とともに見直されるべきものと考えられますが、現行の粒子状物質の大気環境基準は一九七三年の設定以降何ら変更されていません。また、ディーゼル車からの黒煙など微小粒子状物質PM_{2.5}については、米国など諸外国では既に対策が進められているにもかかわらず、我が国では環境基準すら設定されていません。

東京大気汚染訴訟の和解に向けた対応も含め、PM_{2.5}の基準設定や常時観測体制の整備を始め、粒子状物質に関する大気環境基準について全般的に見直すべき時期にあると考えますが、併せ

て環境大臣の見解をお伺いします。

大気汚染対策、地球温暖化対策の双方に共通して重要な政策は、やはり交通需要管理や公共交通機関の整備ではないでしょうか。我が国では、渋滞対策という名目で道路の拡幅やバイパスの建設などが行われ、それがかえって大都市部における自動車流入を招き、交通量を増加させ、更なる大気汚染を引き起こしてきたとの指摘もあります。環境ロードプライシングなど大都市における交通量そのものを抑制する交通需要管理を積極的に行うべきと考えます。

また、今後、高齢社会が進み、自動車を運転できない人々の増加、高齢者が加害者となる事故の増加が懸念され、コンパクトシティなどの歩いて暮らせるまちづくりや公共交通機関の充実が望まれます。

これらを踏まえると、今後、我が国の交通政策は、道路、鉄道等を一体に考えた総合交通体系の構築が必要であり、道路整備から公共交通機関の整備へシフトさせることも検討すべきだと考えますが、環境大臣及び国土交通副大臣のお考えをお伺いをしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣若林正俊君登壇、拍手〕
○国務大臣(若林正俊君) 福山議員から八問御質問をいただきました。

まず、地球温暖化対策において世界を主導すべきではないかとお尋ねがございました。

気候変動枠組条約の究極目的である温室効果ガス濃度の安定化に向けた長期目標を検討す

るに当たっては、まずは世界全体で必要となる削減量について各国の間で共通認識を形成する必要があると考えております。来年には我が国がG8議長国となることなども踏まえ、国際的な議論の進展に主導的な役割を果たしてまいります。

次に、キャップ・アンド・トレード型の排出量取引制度の創設についてお尋ねがございました。国内排出量取引は市場メカニズムを活用した有効な政策手段の一つと考えており、現在、政府や産業界で構成される調査団をEJに派遣しております。今後、この結果や環境省が実施している自主参加型排出量取引における知見の蓄積を踏まえて、関係者間の理解を得つつ検討してまいりたいと思います。

次に、再生可能エネルギーの導入についてお尋ねがございました。京都議定書目標達成計画において、太陽光などの新エネルギーについては二〇一〇年度までに原油換算千九百十万キロワットの導入を行うこととしており、その達成に向けて着実に導入割合を高めていくことが必要と認識いたしております。さらに、新たな技術開発にも取り組んでまいります。

次に、自動車排出ガス対策の経過及びその責任についてお尋ねがございました。大気汚染状況については、自動車NO_x・PM法に基づく各種対策と自治体による努力などの結果、全体としては改善傾向にあることから、これまでの対策の効果はあったと考えております。しかしながら、御指摘のとおり、一部の局地においては依然として環境基準が未達成の状況が継続しているため、自動車NO_x・PM法を改正して局地汚染対策を強化することとしたものであります。

また、局地汚染対策の実効性の確保と関係者の協力の担保についてお尋ねがございました。局地汚染対策の実施に当たっては、その実効性を上げるため、重点対策計画の策定に向けて、国が定める総量削減基本方針において、局地汚染対策が関係機関の連携の下、推進されるよう明確に示してまいりたいと思っております。また、個々の対策の円滑な実施に向け、国土交通省を始めとする関係行政機関に対して積極的に働き掛けを行ってまいります。

流入車対策の一層の強化を行うべきではないかとお尋ねがございました。中央環境審議会の意見具申を踏まえ、本改正案に盛り込んだ流入車対策は、適正運転の実施から車両の積載効率の向上まで、幅広い措置に及ぶ自主的な取組を事業者に促すため、大気環境の一層の改善に効果をもたらすものと考えております。いづれにせよ、大気環境の改善は本法による措置と自治体の取組とが相まって効果的に進められるものと考えております。

なお、PM_{2.5}の基準設定等についてお尋ねがございました。現時点ではPM_{2.5}の環境基準を直ちに設定する状況にはありませんが、検討会を設置し、PM_{2.5}に関する健康影響評価の検討について取り組んでまいりたいと思っております。PM_{2.5}の常時観測体制は、モニタリング地点を増設する方向で検討してまいります。浮遊粒子状物質の環境基準は、今直ちに見直しを行う状況にはありませんが、科学的知見の収集に努めてまいります。

最後に、道路、鉄道等を一体に考えた総合交通体系の構築が必要ではないかとお尋ねがございました。現行自動車NO_x・PM法においては、公共交通機関の利用促進などの自動車交通量を抑制するための対策を講じてきているところでございます。京都議定書目標達成計画においてもこのような対策が位置付けられており、環境省としては、関係省庁とも連携して、環境に優しい交通体系の構築に向けて努力してまいります。(拍手)

（国務大臣甘利明君登壇、拍手）
○国務大臣(甘利明君) 福山議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、地球温暖化対策において世界を主導すべきではないかというお尋ねであります。気候変動枠組条約の究極目的である温室効果ガス濃度の安定化の実現に向け、地球全体として排出量が削減できる実効性ある枠組みとすることが最も重要だと思っております。このために、次期枠組みにつきましても、すべての主要排出国が参加をし、最大限の排出削減に取り組む枠組みの構築が不可欠でありまして、我が国といたしましては、京都議定書締結国会合などにおきまして主導的な役割を果たしてまいります。

次に、キャップ・アンド・トレード型の排出権取引制度の創設についてのお尋ねであります。この制度は、自国の排出量を直接規制できるという一方で、個々の企業への排出枠の割当てが前提となるものでありまして、その公平な実施が困難ではないかと、あるいは企業の海外流出を招くおそれがないか等の指摘があります。このような点を踏まえまして、今後、その効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点につきまして、総合的に検討してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入についてのお尋ねであります。再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や地球環境対策の観点から重要であります。しかし、現時点では、経済性や供給安定性などの面での課題があることも事実であります。このため、コスト削減のための技術開発、導入支援、RPS法の確な運用等によりまして、着実な導入を図ってまいります。

（国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手）
○国務大臣(塩崎恭久君) 福山議員にお答えいたします。

まず、局地的な大気汚染と健康被害の因果関係についてのお尋ねがございました。局地的な大気汚染と健康影響に関する調査につきましても、附帯決議のあった一九八七年度から直ちに検討に着手し、大気汚染物質への個人暴露量の調査手法等の検討を行い、さらに疫学調査の具体的な設計に取り組み、二〇〇五年度から大規模疫学調査を開始したところであります。この調査については、二〇一〇年度に結果の取りまとめを行うこととしており、局地的な大気汚染と健康影響の因果関係について評価を行い、それを踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

（国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手）
○国務大臣(塩崎恭久君) 福山議員にお答えいたします。

まず、局地的な大気汚染と健康被害の因果関係についてのお尋ねがございました。局地的な大気汚染と健康影響に関する調査につきましても、附帯決議のあった一九八七年度から直ちに検討に着手し、大気汚染物質への個人暴露量の調査手法等の検討を行い、さらに疫学調査の具体的な設計に取り組み、二〇〇五年度から大規模疫学調査を開始したところであります。この調査については、二〇一〇年度に結果の取りまとめを行うこととしており、局地的な大気汚染と健康影響の因果関係について評価を行い、それを踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

次に、東京大気汚染公害訴訟の和解に向けた対応についてお尋ねがございました。

総理や環境大臣が言われたように、本訴訟の解決に向け、原告の方々の意見をよく聞きながら、国としてできることを誠意を持って検討するとの方針に基づいて、具体的には、自動車排ガス対策の一層の推進や健康相談等のニーズを踏まえた充実等、国としてできることを検討してまいりたいと思っております。

次に、被害者救済制度についてのお尋ねがございました。

大気汚染による健康被害に対する救済に関しては、因果関係を明らかにすることが基本であります。現時点では因果関係が明らかではないことから、国として対応することが困難であります。まずは、調査研究を推進していくことが必要であると考えているところでございます。（拍手）

〔副大臣渡辺具能君登壇、拍手〕

○副大臣（渡辺具能君） 重点対策地区での局地汚染対策に向けた国土交通省の取組姿勢についてお尋ねがありました。

国土交通省はこれまで、自動車排ガス規制の強化や低公害車の開発普及、環状道路等の幹線道路ネットワークの整備等の環境対策を積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、大都市圏において環境基準を長年達成できていないような厳しい箇所が残されており、このような箇所への環境改善に向けた対策が重要であると認識いたしております。

このため、道路管理者としても、NO_x・PM法の改正を受け、重点対策地区において関係機関

と連携し、交差点改良、道路緑化、環境施設等の整備等の道路環境対策の立案、実施等を通じて積極的な協力を行ってまいりる所存であります。

道路整備から公共交通機関の整備へ予算をシフトさせることについてお尋ねがありました。

良好な交通環境を構築するためには、各交通機関の整備及び相互の連携を確保、改善し、効率的な交通体系を形成することが重要と認識いたしております。このため、国土交通省といたしましては、地域の公共交通の活性化、再生のために実施する取組を総合的に支援する法律案を今国会に提出しているところであります。

また、道路事業におきましても、公共交通機関へのアクセス道路の整備や交通結節点整備、連続立体交差事業のほか、地下鉄、LRT、次世代型路面電車の整備やバス走行空間の改善事業などを通して、これまでも公共交通の利用促進に努めてきたところであります。

なお、自動車の走行速度が向上すれば自動車から排出されるNO_x・PMが減少することから、バイパス整備などの交通円滑化事業も道路環境改善に効果があると考えております。

道路整備と公共交通整備はいずれも重要であることから、今後とも道路と公共交通機関それぞれとの整備及び相互の連携を図りつつ、利用者にとって利便性の高い交通体系の形成に向けた取組を積極的に推進するための予算を確保してまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（扇千景君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（扇千景君） 日程第一 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第二 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
日程第三 二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日米相互承認協定は、通信端末機器及び無線機器について、相手国に所在する機関が実施する適合性評価手続の結果を相互に受け入れるために必要な法的枠組みを定めるものであります。

次に、TRIPS協定改正議定書は、TRIPS協定について、特許権者以外の者がエイズ等の感染症に関する医薬品を生産し開発途上国等に輸出することを可能とするため、加盟国がこのような生産等を認めるための条件を緩和する規定を追加すること等を定めるものであります。

次に、二千六年の国際熱帯木材協定は、現行協定を承継するものであって、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営の促進を主たる目的とし、そのため新たに熱帯木材の違法伐採及び関

連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること等を定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、国際熱帯木材機関の本部機能の強化、感染症問題に係る我が国の援助専門家の育成、相互承認の下での検査体制の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君） これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百五

賛成 二百五

反対 ○

よつて、三件は全会一致をもつて承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 総合研究開発機構法を廃止する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長藤原正司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤原正司君登壇、拍手〕

○藤原正司君 たいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、総合研究開発機構を財団法人に組織変更する理由、機構の研究実績についての評価、組織変更後の機構の役割と国との関係、機構の財政基盤の現状と今後の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百六

二百六

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長山内俊夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山内俊夫君登壇、拍手〕

○山内俊夫君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模・高層建築物等における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び管理体制の整備を義務付ける等の改正を行うものであります。

委員会におきましては、事業所の設置する自衛消防組織と地域との連携の必要性、管理権原が分

かれています防火対象物の防災体制の確立、防災管理者等に対する講習内容とその充実策、法改正の対象外となる事業所の震災対策、災害発生時の拠点となる病院等の耐震化促進と財政援助等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百六

二百六

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第六 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長加治屋義人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔加治屋義人君登壇、拍手〕

○加治屋義人君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、行政改革の重要方針を踏まえ、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の組織等の改正を講じるとともに、近年、競馬の売上げが減少していることから、競馬事業の活性化措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方競馬の収支改善に向けた取組、北海道を中心とした馬産地振興の必要性、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の業務運営の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(屬千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。
す。

投票総数 二百六
賛成 百九十七
反対 九
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) 本日はこれにて散会いたします。
す。

午前十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 今泉 昭君

議員
近藤 正道君 鰐淵 洋子君
又市 征治君 谷合 正明君
澤 雄二君 小泉 昭男君
遠山 清彦君 浮島とも子君
山本 香苗君 小池 正勝君

阿部 正俊君	岩城 光英君	田村 公平君	岸 宏一君	岡田 広君	小泉 顕雄君	有村 治子君	山谷えり子君	岡田 直樹君	野村 哲郎君	中川 雅治君	坂本由紀子君	関口 昌一君	北川イッセイ君	若林 正俊君	山崎 正昭君	南野知恵子君	草川 昭三君	山下 栄一君	武見 敬三君	林 芳正君	魚住裕一郎君	荒木 清寛君	山内 俊夫君	松 あきら君	加藤 修一君	福島みずほ君	福本 潤一君	山本 保君	渕上 貞雄君
岩永 浩美君	佐藤 昭郎君	田浦 直君	山崎 力君	大仁田 厚君	中村 博彦君	加治屋義人君	山本 順三君	秋元 司君	萩原 健司君	二之湯 智君	末松 信介君	椎名 一保君	河合 常則君	田村耕太郎君	溝手 顕正君	吉村剛太郎君	木庭健太郎君	白浜 一良君	浜四津敏子君	浅野 勝人君	風間 昶君	山口那津男君	中川 義雄君	弘友 和夫君	西田 実仁君	田 英夫君	鶴保 庸介君	高野 博師君	渡辺 孝男君
松下 新平君	藤末 健三君	鈴木 陽悦君	竹山 裕君	真鍋 賢二君	陣内 孝雄君	橋本 聖子君	谷川 秀善君	太田 豊秋君	矢野 哲朗君	大野つや子君	山本 一太君	木村 仁君	西銘順志郎君	小林 温君	愛知 治郎君	舩添 要一君	岸 信夫君	亀井 郁夫君	神取 忍君	長谷川憲正君	水落 敏栄君	沓掛 哲男君	鴻池 祥肇君	清水嘉与子君	佐藤 泰三君	市川 一朗君	北岡 秀二君	泉 信也君	鈴木 政二君
荒井 広幸君	富岡由紀夫君	尾立 源幸君	倉田 寛之君	山東 昭子君	中曾根弘文君	青木 幹雄君	中原 爽君	加納 時男君	脇 雅史君	保坂 三蔵君	山下 英利君	中島 啓雄君	野上浩太郎君	伊達 忠一君	西島 英利君	福島啓史郎君	吉田 博美君	田村 秀昭君	松村 祥史君	後藤 博子君	松山 政司君	片山虎之助君	小野 清子君	松田 岩夫君	田中 直紀君	狩野 安君	景山俊太郎君	岩井 國臣君	魚住 汎英君
神本美恵子君	井上 哲士君	黒岩 宇洋君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	水岡 俊一君	津田弥太郎君	紙 智子君	大久保 勉君	小林美恵子君	林 久美子君	郡司 彰君	山下八洲夫君	広中和歌子君	江田 五月君	高嶋 良充君	和田ひろ子君	直嶋 正行君	北澤 俊美君	羽田雄一郎君	浅尾慶一郎君	櫻井 充君	工藤堅太郎君	森 ゆうこ君	大江 康弘君	芝 博一君	喜納 昌吉君	小林 正夫君	白 眞勲君	藤本 祐司君
山根 隆治君	藤原 正司君	大門実紀史君	元マールティ君	岩本 司君	仁比 聡平君	犬塚 直史君	松岡 徹君	前川 清成君	島田智哉子君	広田 一君	蓮 舫君	角田 義一君	渡辺 秀央君	西岡 武夫君	田名部匡省君	小林 元君	円 より子君	峰崎 直樹君	加藤 敏幸君	木俣 佳丈君	福山 哲郎君	広野ただし君	松井 孝治君	平野 達男君	池口 修次君	主濱 了君	柳澤 光美君	下田 敦子君	足立 信也君

緒方 靖夫君 小池 晃君 内藤 正光君 佐藤 道夫君 朝日 俊弘君 平田 健二君 家西 悟君 小川 勝也君 吉川 春子君 市田 忠義君 小川 敏夫君 奥石 東君 築瀬 進君 伊藤 基隆君 千葉 景子君 岡崎トミ子君 大石 正光君 前田 武志君 佐藤 泰介君 柳田 稔君	議長の報告事項 去る二十日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 辞任 魚住裕一郎君 補欠 風間 昶君 後藤 博子君 亀井 郁夫君 総務委員 辞任 小泉 顕雄君 補欠 二之湯 智君 外交防衛委員 辞任 小川 勝也君 補欠 犬塚 直史君 文教科学委員 辞任 二之湯 智君 補欠 小泉 顕雄君 羽田雄一郎君 林 久美子君 渡辺 孝男君 山本 香苗君 農林水産委員 辞任 犬塚 直史君 補欠 小川 勝也君 山本 香苗君 渡辺 孝男君 国土交通委員 辞任 林 久美子君 補欠 羽田雄一郎君 風間 昶君 魚住裕一郎君 亀井 郁夫君 後藤 博子君 決算委員 辞任 高橋 千秋君 補欠 伊藤 基隆君 福山 哲郎君 尾立 源幸君	議院運営委員 辞任 尾立 源幸君 補欠 福山 哲郎君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を 許可し、その補欠を指名した。 日本国憲法に関する調査特別委員 辞任 岩城 光英君 補欠 秋元 司君 田村 秀昭君 長谷川憲正君 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され た。 新たな時代における経済上の連携に関する日本 国とシンガポール共和国との間の協定を改正す る議定書の締結について承認を求めるの件(閣 条第一七号) 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共 和国との間の協定の締結について承認を求める の件(閣条第一八号) 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間 の協定の締結について承認を求めるの件(閣条 第一九号) 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五 条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止 の実施につき承認を求めるの件(閣承認第二号) 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に 基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務 を課する等の措置を講じたことについて承認を 求めるの件(閣承認第三号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ れた。 イラクにおける自衛隊の部隊等による対応措置	を直ちに終了させるためのイラクにおける人道 復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関 する特別措置法を廃止する法律案(原口一博君 外四名提出(衆第一九号)) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済 産業委員会に付託した。 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法 律案(閣法第二三号) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活 動の促進に関する法律案(閣法第一四号) 企業立地の促進等による地域における産業集積 の形成及び活性化に関する法律案(閣法第一五 号) 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律 案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決 した旨衆議院に通知した。 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律案 同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議 院に通知した。 海洋基本法案 海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する 法律案 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員荒井広幸君提出スマートフォン チェンジの許可基準及び整備手順の明確化等に 関する質問に対する答弁書(第二四号) 参議院議員小川敏夫君提出放射性ヨウ素取扱施 設における安全確保に関する質問に対する答弁 書(第二五号)
内閣総理大臣 安倍 晋三君 総務大臣 菅 義偉君 外務大臣 麻生 太郎君 財務大臣 尾身 幸次君 農林水産大臣 松岡 利勝君 経済産業大臣 甘利 明君 環境大臣 若林 正俊君 防衛大臣 久間 章生君 内閣官房長官(内閣官房長官) 塩崎 恭久君 内閣官房副長官 大田 弘子君 内閣官房副長官 鈴木 政二君 副大臣 国土交通副大臣 渡辺 具能君 環境副大臣 土屋 品子君 防衛副大臣 木村 隆秀君			

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

武力紛争の際の文化財の保護に関する法律

海洋基本法

海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律

法律

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

長谷川憲正君

補欠

田村 秀昭君

法務委員

辞任

関谷 勝嗣君

補欠

愛知 治郎君

前川 清成君

尾立 源幸君

近藤 正道君

淵上 貞雄君

外交防衛委員

辞任

川口 順子君

補欠

岸 信夫君

浜田 昌良君

福本 潤一君

財政金融委員

辞任

岸 信夫君

補欠

川口 順子君

尾立 源幸君

前川 清成君

富岡由紀夫君

広野ただし君

農林水産委員

辞任

福本 潤一君

補欠

浜田 昌良君

経済産業委員

辞任

広野ただし君

補欠

富岡由紀夫君

国土交通委員

辞任

淵上 貞雄君

補欠

近藤 正道君

環境委員

辞任

愛知 治郎君

補欠

関谷 勝嗣君

田村 秀昭君

長谷川憲正君

決算委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

高橋 千秋君

尾立 源幸君

福山 哲郎君

議院運営委員

辞任

福山 哲郎君

補欠

尾立 源幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

秋元 司君

補欠

岩城 光英君

仁比 聡平君

吉川 春子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 小池 正勝君 (小池正勝君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

戸籍法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第五四号)

文教科学委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

地球温暖化問題等に関する質問主意書(荒井広幸君提出)(第二九号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 日本国憲法の改正手続に関する法律案(第百六十四回国会衆議第三〇号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第一班 関谷 勝嗣 中川 雅治

前川 清成 荒木 清寛

田中 直紀 野村 哲郎

小林 正夫 芝 博一

近藤 正道

外添 要一 広田 一

第二班 築瀬 進 荻原 健司

中島 啓雄 山本 順三

松岡 徹 鰐淵 洋子

仁比 聡平 長谷川憲正

一、派遣地

第一班 愛知県

第二班 宮城県

一、期間 両班とも四月二十四日 一日間

一、費用 概算三九三、三四〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八

十条の二により承認を求めます。

平成十九年四月二十三日

参議院議長 扇 千景殿

日本国憲法に関する調査特別委員長 関谷 勝嗣

参議院議長 扇 千景殿

参議院議長 扇 千景殿

参議院議長 扇 千景殿

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

黒岩 宇洋君

補欠

林 久美子君

総務委員

辞任

芝 博一君

補欠

水岡 俊一君

遠山 清彦君

西田 実仁君

田村 秀昭君

長谷川憲正君

法務委員

辞任

愛知 治郎君

補欠

関谷 勝嗣君

尾立 源幸君

前川 清成君

淵上 貞雄君

近藤 正道君

外交防衛委員

辞任

岸 信夫君

補欠

川口 順子君

福本 潤一君

浜田 昌良君

財政金融委員

辞任

川口 順子君

補欠

岸 信夫君

広野ただし君

富岡由紀夫君

前川 清成君

尾立 源幸君

西田 実仁君

遠山 清彦君

文教科学委員

辞任

林 久美子君

補欠

黒岩 宇洋君

広中和歌子君

山本 孝史君

水岡 俊一君

芝 博一君

厚生労働委員

辞任

補欠

山本 孝史君

広中和歌子君

農林水産委員

辞任

補欠

浜田 昌良君

福本 潤一君

経済産業委員

辞任

補欠

富岡由紀夫君

広野ただし君

国土交通委員

辞任

補欠

近藤 正道君

洲上 貞雄君

環境委員

辞任

補欠

関谷 勝嗣君

愛知 治郎君

決算委員

辞任

補欠

長谷川憲正君

田村 秀昭君

議院運営委員

辞任

補欠

神本美恵子君

那谷屋正義君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

日本国憲法に関する調査特別委員

辞任

補欠

吉川 春子君

仁比 聡平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事

二之湯 智君 (二之湯智君の補欠)

外交防衛委員会

理事

小泉 昭男君 (岡田直樹君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四号) 審査報告書

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第一五号) 審査報告書

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一六号) 審査報告書

総合研究開発機構法を廃止する法律案(閣条第一六号) 審査報告書

消防法の一部を改正する法律案(閣条第一三三号) 審査報告書

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣条第一四四号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員荒井広幸君提出都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問に対する答弁書(第二六号)

参議院議員福島みずほ君提出森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問に対する答弁書(第二七号)

参議院議員大田昌秀君提出SACO最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問に対する答弁書(第二八号)

同日内閣から、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第十一条の規定に基づくテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、中小企業基本法第十一条一項の規定に基づく「平成十八年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成十九年度中小企業施策」についての文書を受領した。

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十四日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において通信端末機器及び無線機器についての適合性評価手続の結果の相互承認に関する枠組みを設けるものである。我が国がこの協定を締結することは、我が国とアメリカ合衆国との間の貿易を促進すると見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

官 報 (号 外)

適合性評価手続の結果の相互承認に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の伝統的な友好関係を考慮し、
適合性評価手続の結果を相互に承認することが
両締約国の間での市場への進出及び両締約国のそ
れぞれの領域内の経済活動を促進する重要な手段
であることを認識し、

このような相互承認においては、各締約国によ
る他方の締約国の適合性評価手続に対する信頼が
必要であることを認識し、

世界貿易機関(WTO)の加盟国として両締約国
が負う義務に留意し、特に、世界貿易機関を設立
するマラケシュ協定(以下「世界貿易機関設立協
定」という。)附属書一A貿易の技術的障害に関す
る協定(以下「貿易の技術的障害に関する協定」と
いう。)及び附属書一C知的所有権の貿易関連の側
面に関する協定(以下「知的所有権の貿易関連の側
面に関する協定」という。)に基づく両締約国の義
務を認識し、

適合性評価手続の結果の相互承認を規定する合
意が機器の供給者にとって特に利益となることを
認識して、

次のとおり協定した。

第一条 協定の目的

この協定は、両締約国の領域内及び領域の間に
おけるこの協定の対象となる機器に関連する経済
活動を促進するため、一方の締約国が他方の締約
国の領域内に所在する適合性評価機関の実施する
当該機器についての適合性評価手続の結果を受け
入れる手続について定める。

第二条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「適合性評価手続」とは、機器又は工程が締
約国の技術法規に適合するか否かを決定する
ための手続をいう。

(b) 「適合性評価機関」とは、適合性評価手続を
実施する機関をいう。

(c) 「技術法規」とは、機器の技術上の要件、適
合性評価手続及び指定基準に関する締約国の
関係法令及び運用規則であつて、附属書第一
節に定めるものをいう。

(d) 「指定当局」とは、附属書第二節に特定する
締約国の当局であつて、自国の領域内に所在
する適合性評価機関の指定、監視、指定の取
消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停
止の解除を行う権限を有するものをいう。

(e) 「指定」とは、第五条及び附属書第三節に定
める手続に従つて行う適合性評価機関の指定
をいう。

(f) 「指定基準」とは、一方の締約国の領域内に
所在する適合性評価機関が当該一方の締約国
の指定当局による指定を受け、及び当該指定
を維持するために適合しなければならない基
準であつて、他方の締約国の技術法規並びに
附属書第三節に定める関連する国際標準化機
構・国際電気標準会議指針書及び規格書に定
めるものをいう。

(g) 「指定を受けた適合性評価機関」とは、締約
国の領域内に所在する適合性評価機関であつ
て、第五条及び附属書第三節に定める手続に
従つて当該締約国の指定当局による指定を受
けたものをいう。
(h) 「規制当局」とは、附属書第四節に特定する

締約国の当局であつて、自国の技術法規との
適合性に関し、この協定の対象となる機器の
規制を行う権限を有するものをいう。

(i) 「登録」とは、第六条に定める手続に従つて
行う適合性評価機関の登録をいう。

(j) 「登録を受けた適合性評価機関」とは、第六
条に定める手続に従つて登録を受けた適合性
評価機関をいう。

(k) 「適合性評価手続の結果」とは、適合性評価
手続の実施により得られる決定であつて、機
器又は工程が締約国の技術法規に適合するか
否かについてのもの(肯定的な決定を反映し
た証明書及び表示を含む。)をいう。

(l) 日数は、暦日による。

2 この協定で使用するすべての用語であつて1
に定義されていないものは、附属書第五節に定
める国際標準化機構・国際電気標準会議規格書
において与えられている意味を有する。

第三条 一般規定

1 この協定は、附属書第六節の対象となる通信
端末機器及び無線機器並びにこれらの機器に係
る工程についての適合性評価手続について適用
する。この協定は、これらの機器について、供
給者の所在地又は機器の原産地(日本国又はア
メリカ合衆国以外の原産地を含む。)にかかわり
なく適用する。

2 各締約国は、他方の締約国の領域内に所在す
る登録を受けた適合性評価機関がこの協定の対
象となる機器について実施する適合性評価手続
の結果であつて、当該機器又は当該機器に係る
工程が自国の技術法規に適合する旨の決定を行
うものを、この協定に従つて受け入れる。

3 1に規定する適合性評価手続の結果は、試験

所の所在地(日本国又はアメリカ合衆国以外の
国を含む。)にかかわりなく当該試験所における
試験の結果に基づくことができる。

4 附属書は、この協定の不可分の一部を成し、
次の内容を定める。

(a) 各締約国の技術法規

(b) 各締約国の指定当局

(c) 各締約国における適合性評価機関の指定手
続

(d) 各締約国の規制当局

(e) この協定に定義されていない用語に関する
国際標準化機構・国際電気標準会議規格書

(f) 各締約国においてこの協定の対象となる機
器

(g) 適合性評価機関の登録に関する情報

(h) 合同委員会の共同議長

5 各締約国は、次のことを行う。

(a) 技術法規及びその改正を公表すること。

(b) 登録を受けた適合性評価機関の一覧を公表
すること。

(c) 自国が登録を受けた適合性評価機関に登録
するための提案において提供した情報が正確
なものでなくなり、かつ、その不正確さがこ
の協定の運用に影響を及ぼし得る場合には、
他方の締約国に通報し、及び当該登録を受け
た適合性評価機関に関する訂正された情報を
提供すること。

(d) 附属書第二節及び第四節にそれぞれ特定す
る当局のほか指定当局又は規制当局を指名
するときは、他方の締約国に通報すること。
各締約国は、他方の締約国からの次の事項に
関する照会に回答する。

(a) この協定の対象となる適合性評価手続及び

自国の技術法規(適合性評価手続に適用される技術法規の特定の条項、附属書、節又は部に関する照会を含む。)

(b) この協定の実施
(c) 技術法規に係る予定される何らかの変更であつて、その効力を生ずる前のもの

7 各締約国は、一方の締約国の領域内に所在する適合性評価機関が指定基準(他方の締約国の技術法規を含む。)を理解し、及びこれに適合することを確保するためには適合性評価機関との協力が不可欠であることを認識し、このため、適合性評価機関がこの協定により利益を得る能力を向上させる手段としての研修会その他の適合性評価機関との情報交換を奨励すべきである。

8 各締約国は、自国の領域内に所在する適合性評価機関に対し、それらが自国の技術法規への理解を増進することを目的として行う活動に他方の締約国の領域内に所在する適合性評価機関を含めるよう奨励すべきである。

第四条 指定当局

1 各締約国は、附属書第二節に特定する自国の指定当局が、自国の領域内に所在する適合性評価機関の指定、監視、適合性の検証、指定の取消し、指定の効力の停止及び指定の効力の停止の解除を行うために必要な権限を有することを確保する。

2 締約国が二又は二以上の機関に任じて適合性評価機関の審査を行わせる場合においても、そのことは、この協定に定める指定当局の義務に影響を及ぼすものではない。

第五条 指定

1 各締約国の指定当局は、この協定の適用上、

自国の領域内において適合性評価機関を指定するか否かについて決定する際には、附属書第三節に定める手続を適用する。

2 各締約国は、自国の領域内に所在する登録を受けた適合性評価機関が指定基準に適合することを、監査、検査、監視その他の適切な方法を通じて確保する。

3 各締約国は、他方の締約国の要請により、適合性評価機関の指定を行うために用いる方法について当該他方の締約国に情報を提供する。

第六条 登録

1 適合性評価機関の登録には、次の手続を適用する。

(a) 締約国は、この協定の下で指定を受けた適合性評価機関の登録を求めるときは、他方の締約国及び合同委員会に対して提案を行う。当該提案は、書面により行い、次のものを含める。

(i) 当該指定を受けた適合性評価機関を登録する旨の合同委員会による決定書の案文(提案を行う締約国の合同委員会の共同議長が署名したもの)

(ii) 附属書第七節に特定する適合性評価機関の登録に関する情報

(b) 提案を受けた締約国は、適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについて審査する。提案を受けた締約国の規制当局は、当該適合性評価機関が指定基準に適合するか否かを審査するために追加的な情報を必要とする場合には、提案を行った締約国の指定当局を通じて、提案を行った締約国からの追加的な情報を要請することができる。この規定に基づく追加的な情報の要請が行われた場合には、

提案を受けた締約国が当該追加的な情報を受け取るまでの間、(c)に規定する三十日の期間については、その進行を停止する。

(c) 提案を受けた締約国は、(a)に規定する提案を受領した日から三十日以内に、適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについての審査に基づき、(d)又は(e)の規定に従つて当該提案を受け入れるか又は拒否するかを、提案を行った締約国及び合同委員会の共同議長に対して書面により通告する。

(d) 提案を受けた締約国が当該提案を受け入れる場合には、提案を受けた締約国の合同委員会の共同議長は、当該提案に係る合同委員会による決定書の案文に署名するものとし、合同委員会の決定を成立させる。提案を受けた締約国は、(c)に規定する通告に決定書の写しを含めるものとする。適合性評価機関の登録については、提案を受けた締約国の合同委員会の共同議長が決定書に署名した日にその効力を生ずる。

(e) 提案を受けた締約国が提案を受け入れない場合には、

(i) 提案を受けた締約国は、(c)に規定する通告にその理由を付するものとする。

(ii) 合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、(c)に規定する通告を受領した日から六十日以内にこの問題について検討する。合同委員会は、提案を行った締約国に対し、提案の対象とされた適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについて検証を実施するように要請することができる。この規定に基づき要請される検証については、第九条2及び3の規定を

準用する。

2 提案を受けた締約国は、提案を行った締約国の領域内に所在する適合性評価機関が1(d)に規定する合同委員会の決定により登録を受けた日以後に実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

第七条 指定の取消し及び効力の停止並びに登録の取消し及び効力の停止

1 各締約国は、自国の登録を受けた適合性評価機関が指定基準に適合しなくなつたと認める時点において、自国の指定当局が当該登録を受けた適合性評価機関の指定を取り消すことを確保する。

2 一方の締約国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定を取り消した場合においては、当該一方の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会の共同議長に通告する。この規定に基づく通告は、合同委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、当該登録を受けた適合性評価機関の登録を取り消す合同委員会の決定とみなす。登録の取消しは、当該他方の締約国の合同委員会の共同議長がこの規定に基づく通告を受領した日にその効力を生ずる。当該他方の締約国は、当該一方の締約国の指定当局が当該登録を受けた適合性評価機関の指定を取り消した日以前に当該登録を受けた適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

3 一方の締約国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した場合には、当該一方の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会の共同議長に通告する。この規定に基づく通告は、当該登録を受けた適合

性評価機関の登録の効力を停止する合同委員会の決定とみなす。登録の効力の停止は、当該他方の締約国の合同委員会の共同議長がこの規定に基づく通告を受領した日にその効力を生ずる。当該他方の締約国は、当該一方の締約国の指定当局が当該登録を受けた適合性評価機関の指定の効力を停止した日前に当該登録を受けた適合性評価機関が実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

4 一方の締約国の指定当局が登録を受けた適合性評価機関の指定の効力の停止を解除した場合、当該一方の締約国は、その旨を直ちに他方の締約国及び合同委員会の共同議長に通告する。この規定に基づく通告は、当該登録を受けた適合性評価機関の登録の効力の停止を解除する合同委員会の決定とみなす。登録の効力の停止の解除は、当該他方の締約国の合同委員会の共同議長がこの規定に基づく通告を受領した日にその効力を生ずる。当該他方の締約国は、当該登録を受けた適合性評価機関が登録の効力の停止を解除された日以後に実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

第八条 異議の申立て

1 一方の締約国は、他方の締約国の領域内に所在する登録を受けた適合性評価機関が指定基準に適合していないと認める場合には、当該登録を受けた適合性評価機関の指定基準への適合性に対する異議の申立てを当該他方の締約国及び合同委員会の共同議長に通告することができる。その通告は、書面により行い、かつ、当該異議の申立ての理由を付するものとする。合同委員会は、当該一方の締約国が当該通告を行った日の後六十日以内に、当該申立てについて検

討する。

2 1の規定に基づく通告は、合同委員会が当該通告を受領した日の後三十日以内に別段の決定を行う場合を除くほか、当該通告を合同委員会が受領した日の後三十日目の日に当該登録を受けた適合性評価機関の登録の効力を停止する合同委員会の決定とみなす。異議の申立てを行った締約国は、当該登録を受けた適合性評価機関が登録の効力を停止された日前に実施した適合性評価手続の結果を受け入れる。

3 異議の申立てを行った締約国が異議の申立てを撤回する時又は合同委員会が異議の申立ての対象とされた適合性評価機関の登録の効力の停止を解除する決定を行う時のうちいずれか早い時点までの間、当該登録を受けた適合性評価機関の登録は、その効力を停止する。異議の申立てを行った締約国は、他方の締約国及び合同委員会の共同議長に通告することにより当該異議の申立てを撤回することができる。この規定に基づく通告は、当該登録を受けた適合性評価機関の登録の効力の停止を解除する合同委員会の決定とみなす。異議の申立てを行った締約国は、当該登録を受けた適合性評価機関が登録の効力を停止された日以後に実施する適合性評価手続の結果を受け入れる。

第九条 検証

1 合同委員会は、締約国に対し、当該締約国の領域内に所在する登録を受けた適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについて検証を実施するよう要請することができる。その要請は、書面により行い、かつ、理由を付するものとする。

2 検証の実施を要請された締約国は、時宜を失

することなく、これを行う。他方の締約国の規制当局の一人又は二人以上の代表は、適当な場合には、当該検証の開始前に当該登録を受けた適合性評価機関が同意することを条件として、当該検証にオブザーバーとして参加することができる。

8 合同委員会は、第三条5及び6並びに第五条3にそれぞれ定める情報の交換及び照会への回答を行うための適切な方法（関係する連絡先を含む。）を定める。

9 締約国は、この協定の解釈又は適用に関する疑義又は懸念を合同委員会に提起することができるものとし、合同委員会は、両締約国が受入れ可能な方法により当該疑義に回答し、又は懸念を解決するよう努める。

第十条 合同委員会

1 両締約国は、この協定により一人又は二人以上の各締約国の代表から成る合同委員会を設立する。合同委員会は、附属書第八節に定めるところにより各締約国の代表一人を共同議長とする。

一方の締約国の規制当局は、他方の締約国の領域内に所在する登録を受けた適合性評価機関に対し、当該登録を受けた適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果に関する質問への回答を求め、又は情報を提供するよう要請することができる。その要請に応ずることは、登録を受けた適合性評価機関の任意とする。両締約国は、当該要請に応ずることが他方の締約国の指定当局の権限に影響を及ぼすものではないことを認める。一方の締約国の規制当局は、この条の規定に基づいて行った適合性評価機関に対する要請について、他方の締約国の規制当局に通報する。

2 合同委員会は、次の事項について決定を行う権限を有する。

（a）第六条から第八条までに定める適合性評価機関の登録、登録の効力の停止、登録の効力の停止の解除及び登録の取消し

3 合同委員会は、手続規則を採択する。

4 合同委員会は、いずれかの締約国の要請により開催する。

（b）第六条及び前条に定める検証の実施の要請

5 合同委員会は、共同議長の合意又はこの協定の定めるところにより決定を行う。すべての合同委員会の決定は、書面により行う。

6 合同委員会は、この協定の運用に関するいかなる事項も検討することができる。

7 合同委員会は、各締約国がこの協定に基づき登録を受けた適合性評価機関の一覧を公表することを確認する。

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の運用において秘密のものとして提供された情報であつて、その開示が公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの秘密性を保持する。

第十三条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十四条 雜則

- 1 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が他方の締約国の任意規格又は強制規格を受け入れることを求めるものではない。
 - 2 この協定のいかなる規定も、締約国の次の権限を制限するものと解釈してはならない。
 - (a) 健康若しくは安全(医療機器の安全性及び有効性並びに放射線の健康に及ぼす影響を含む。)、環境又は誤認させる若しくは詐欺的な行為に関し、適切と認める保護の水準を決定すること。
 - (b) 健康若しくは安全(医療機器の安全性及び有効性並びに放射線の健康に及ぼす影響を含む。)、の保護、環境の保護又は誤認させる若しくは詐欺的な行為の防止のために必要と認める措置をとること。
 - (c) 特定の機器が当該特定の機器に関する技術法規その他法令若しくは運用規則又は政策に適合しないと認める場合には、その他のあらゆる適切な措置をとること。
 - 3 この協定のいかなる規定も、貿易の技術的障害に関する協定及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を含む世界貿易機関設立協定の下で各締約国が有する権利及び義務に影響を及ぼすものと解釈してはならない。
- 第十五条 効力発生
- この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を交換する日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。
- 第十六条 改正
- 1 この協定は、両締約国の合意によって改正することができる。両締約国は、附属書第一節、

第二節、第四節、第五節又は第八節の改正については、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間において外交上の公文の交換を通じて合意することにより、これを行うことができるものとする。

2 締約国は、自国の法令に係る何らかの変更により、附属書第一節、第二節、第四節又は第八節に定めるいずれかの情報が正確なものでなくなり、又は完全なものでなくなった場合には、時宜を失することなく1の規定に従って日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の外交上の公文の交換を行うことにより、関連する節を改正するものとする。

第十七条 終了

いずれの締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思を書面により通告することができる。一方の締約国がこの通告を行った場合には、この協定は、他方の締約国が当該通告を受領した日の後百八十日目の日に終了する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年二月十六日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
齋木昭隆
アメリカ合衆国のために
カラン・パティア

附属書

第一節 技術法規

合 衆 国	日 本 国
一 千九百九十六年の電気通信法により改正された千九百三十四年の通信法(合衆国法典第四十七編及びその改正 二 次に掲げる連邦規則集第四十七編(以下「CFR第四十七編」という。及びその改正 第二部 周波数の分配及び電波に関する条約に定める事項の一般原則及び規則 第十一部 緊急警報システム(EAS) 第十五部 無線周波装置 第十八部 産業科学医療用機器 第二十部 営利を目的とする移動業務 第二十二部 公衆移動業務 第二十四部 パーソナル通信業務 第二十五部 衛星通信 第二十七部 各種用途に供する無線通信業務 務 第六十八部 電気通信回線設備への端末機器の接続 第七十三部 放送業務 第七十四部 試験放送、中継放送、特別放送その他番組の配信に係る業務 第七十八部 有線テレビジョン放送の中継に係る業務 第八十部 海上移動業務用の無線局 第八十七部 航空移動業務 第九十部 自営陸上移動業務 第九十五部 個人用無線業務	一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正 二 端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)及びその改正 三 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)及びその改正 四 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正 五 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)及びその改正 六 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)及びその改正

第九十七部 アマチュア無線に係る業務
第百一部 マイクロ波帯の周波数の電波を
使用する固定業務

三 一及び二に定める法令に関する運用規則

第二節 指定当局

合 衆 国	日 本 国
国立標準技術研究所(NIST)又はこれを承継する当局	総務省又はこれを承継する当局

第三節 適合性評価機関の指定手続

合 衆 国	日 本 国
一 合衆国の指定当局は、一又は二以上の機関に任じて適合性評価機関の審査を行わせることができる。合衆国の指定当局は、任じられた機関が国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第一七〇一一巻に定める要件に適合することを確保する。合衆国の指定当局は、日本国の技術法規に係る適合性評価手続を実施する適合性評価機関の能力を、当該任じられた機関が審査する権限を有することを確保する。	一 日本国の指定当局は、一又は二以上の機関に任じて適合性評価機関の審査を行わせることができる。日本国の指定当局は、任じられた機関が国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第一七〇一一巻に定める要件に適合することを確保する。日本国の指定当局は、合衆国の技術法規に係る適合性評価手続を実施する適合性評価機関の能力を、当該任じられた機関が審査する権限を有することを確保する。
二 合衆国の指定当局又は任じられた機関は、適合性評価機関が日本国の技術法規並びに国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第六十五巻及び国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第一七〇二五巻に定める指定基準に適合するか否かについて審査を行う。	二 日本国の指定当局又は任じられた機関は、適合性評価機関が合衆国の技術法規並びに国際標準化機構・国際電気標準会議指針書第六十五巻及び国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第一七〇二五巻に定める指定基準に適合するか否かについて審査を行う。
三 合衆国の指定当局は、二の規定に従って	三 日本国の指定当局は、二の規定に従って行われた審査の結果に基づき、適合性評価機関

行われた審査の結果に基づき、適合性評価機関が指定基準に適合するか否かを決定する。合衆国の指定当局は、適合性評価機関が指定基準に適合すると決定した場合に、当該適合性評価機関を指定することができる。	が指定基準に適合するか否かを決定する。日本国の指定当局は、適合性評価機関が指定基準に適合すると決定した場合に、当該適合性評価機関を指定することができる。
四 適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについて審査する際には、合衆国の指定当局又は任じられた機関は、当該適合性評価機関が日本国の技術法規を理解しているか否かを考慮する。	四 適合性評価機関が指定基準に適合するか否かについて審査する際には、日本国の指定当局又は任じられた機関は、当該適合性評価機関が合衆国の技術法規を理解しているか否かを考慮する。

第四節 規制当局

合 衆 国	日 本 国
連邦通信委員会(FCC)又はこれを承継する当局	総務省又はこれを承継する当局

第五節 この協定に定義されていない用語に関する国際標準化機構・国際電気標準会議規格書

国際標準化機構・国際電気標準会議規格書第一七〇〇〇巻の二千四百年版(適合性評価に関する用語及び一般原則)

第六節 この協定の対象となる機器

合 衆 国	日 本 国
CFR第四十七編の第二部九百七に定義する認証の対象となる機器であつて、附属書第一節に掲げるCFR第四十七編の対象となるすべてのもの(CFR第四十七編の第十五部三(2)に定義する非意図的放射機器及び第十八部百七(c)に定義する産業科学医療用機器を除く。)	一 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)及びその改正に規定する特定無線設備に該当するすべての機器 二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)及びその改正に規定する端末機器に該当するすべての機器

第七節 適合性評価機関の登録に関する情報

合 衆 国	日 本 国
一 適合性評価機関を特定する情報(名称、連絡担当者、住所、電話番号及び電子メールアドレスを含む)。 二 適合性評価機関が適合性評価手続を実施することが認められている機器(すなわち、指定の範囲)。 三 適合性評価機関が引き続き指定基準に適合するか否かについて、指定当局又は任じられた機関が再審査を行う間隔。 四 適合性評価機関が指定基準に適合することについての審査に関する資料。	一 適合性評価機関を特定する情報(名称、連絡担当者、住所、電話番号及び電子メールアドレスを含む)。 二 適合性評価機関が適合性評価手続を実施することが認められている機器(すなわち、指定の範囲)。 三 適合性評価機関が引き続き指定基準に適合するか否かについて、指定当局又は任じられた機関が再審査を行う間隔。 四 適合性評価機関が指定基準に適合することについての審査に関する資料。

第八節 合同委員会の共同議長

合 衆 国	日 本 国
合衆国においては、合同委員会の共同議長は、次のとおりとする。 一 日本国の領域内に所在する適合性評価機関の登録、登録の取消し、登録の効力の停止及び登録の効力の停止の解除に関する第六条及び第七条に定める任務の場合 F C C 二 合衆国の領域内に所在する適合性評価機関の登録、登録の取消し、登録の効力の停止及び登録の効力の停止の解除に関する第六条及び第七条に定める任務の場合 N I S T 三 合衆国の領域内に所在する適合性評価機関の指定に係る異議の申立てに関する第八条に定める任務の場合 N I S T	日本国においては、合同委員会の共同議長は、すべての任務について外務省とする。

- 四 日本国の領域内に所在する適合性評価機関の指定に係る異議の申立てに関する第八条に定める任務の場合 F C C
五 合衆国の領域内に所在する適合性評価機関の検証に関する第九条に定める任務の場合 N I S T
六 日本国の領域内に所在する適合性評価機関の検証に関する第九条に定める任務の場合 F C C
七 その他のすべての任務の場合 合衆国通商代表部(U S T R)

審査報告書

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十四日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、開発途上国等における公衆の健康の問題に対処するため、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定について、その義務の一部を一定の条件の下で適用しない旨の規定及び附属書を新たに追加することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、このような問題への国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると考えられるの

で、妥当な措置と認める。
一、費用
別に費用を要しない。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

官 報 (号 外)

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書 世界貿易機関の加盟国は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条１の規定に従って採択された一般理事会の決定（文書番号WT/L/64一）を考慮して、ここに、次のとおり協定する。 1 この議定書が４の規定に従って効力を生ずる時に、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第三十一条の次にこの議定書の附属書に規定する第三十一条の二を加え、同協定第七十三条の次にこの議定書の附属書に規定する附属書を加える。 2 この議定書のいかなる規定についても、他のすべての加盟国の同意なしには、留保を付することができない。 3 この議定書は、二千七年十二月一日又は閣僚会議によつて決定される同日よりも遅い日まで加盟国による受諾のために開放しておく。 4 この議定書は、世界貿易機関協定第十条３の規定に従つて効力を生ずる。 5 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び３の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。	6 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定に従つて登録する。 二千五年十二月六日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の附属書 第三十一条の二 1 前条(f)に規定する輸出加盟国の義務は、この協定の附属書の２に定める条件に従い、医薬品を生産し、及びそれを輸入する資格を有する加盟国に輸出するために必要な範囲において当該輸出加盟国が与える強制実施許諾については、適用しない。 2 この条及びこの協定の附属書に規定する制度の下で輸出加盟国が強制実施許諾を与える場合には、当該輸出加盟国において許諾されている使用が輸入する資格を有する加盟国にとつて有する経済的価値を考慮して、当該輸出加盟国において前条(h)の規定に基づく適当な報酬が支払われる。輸入する資格を有する加盟国において同一の医薬品について強制実施許諾を与える場合には、同条(h)に規定する当該輸入する資格を有する加盟国の義務は、輸出加盟国において前段の規定に従つて報酬が支払われる当該医薬品については、適用しない。	3 医薬品の購買力を高め、及びその現地生産を促進するために規模の経済を活用することを目的として、開発途上国又は後発開発途上国である世界貿易機関の加盟国が、千九百九十四年のガット第二十四条及び異なるかつ一層有利な待遇、相互主義及び開発途上国の一層完全な参加に関する千九百七十九年十一月二十八日付けの決定（文書番号L/四九〇三）に規定する地域貿易協定であつて、その締約国の少なくとも半数が国際連合の後発開発途上国の一覧表に現に記載されている国から成るものの締約国である場合には、前条(f)に規定する当該加盟国の義務は、当該加盟国における強制実施許諾に基づいて生産し、又は輸入した医薬品を、関係する健康に関する問題を共有する当該地域貿易協定の他の開発途上締約国又は後発開発途上締約国の市場に輸出することができるようになるために必要な範囲においては、適用しない。このことは、関係する特許権の属地的な性格に影響を及ぼすものではないと了解する。 4 加盟国は、この条及びこの協定の附属書の規定に従つてとられる措置に対し、千九百九十四年のガット第二十三条１(b)及び(c)の規定に基づいて異議を申し立ててはならない。 5 この条及びこの協定の附属書の規定は、加盟国がこの協定の規定（前条(f)及び(h)の規定を除く。）に基づいて有する権利、義務及び柔軟性（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及	び公衆の健康に関する宣言（文書番号WT/MIN(〇二)/DEC/二）において再確認されたものを含む）並びにそれらの解釈に影響を及ぼすものではない。この条及びこの協定の附属書の規定は、強制実施許諾に基づいて生産される医薬品を前条(f)の規定に基づいて輸出することができない範囲に影響を及ぼすものではない。 附属書 1 第三十一条の二及びこの附属書の規定の適用上、 (a) 「医薬品」とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言（文書番号WT/MIN(〇二)/DEC/二）の１において認められる公衆の健康に関する問題に対処するために必要とされる医薬分野の特許を受けた物又は特許を受けた方法によつて生産された物をいう。医薬品には、その生産のために必要な有効成分及びその使用のために必要とされる診断用品を含むものと了解する。（注） 注 この(a)の規定は、(b)の規定の適用を妨げるものではない。 (b) 「輸入する資格を有する加盟国」とは、後発開発途上加盟国並びにその他の加盟国であつて、貿易関連知的所有権理事会に対して第三十一条の二及びこの附属書に規定する制度（以下この附属書において「当該制度」とい
--	---	--	---

う。)を輸入国として利用する意図を有する旨の通告(注1)を行ったものをいう。加盟国は、全面的に又は限られた範囲で、例えば、国家緊急事態その他の極度の緊急事態の場合又は公的な非商業的使用の場合にのみ、当該制度を利用する旨の通告をいつでも行うことができるものと了解する。一部の加盟国(注2)は、輸入する資格を有する加盟国として当該制度を利用しないことに留意し、他の一部の加盟国は、輸入する資格を有する加盟国として当該制度を利用するのは国家の緊急事態その他の極度の緊急事態の場合に限ることを表明していることに留意する。

注1 当該制度を利用するために、この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。

注2 オーストラリア、カナダ、欧州共同体並びに第三十一条の二及びこの附属書の規定の適用上はその構成国、アイスランド、日本国、ニュージーランド、ノルウェー、スイス並びにアメリカ合衆国

(c) 「輸出加盟国」とは、輸入する資格を有する加盟国のために医薬品を生産し、それを当該輸入する資格を有する加盟国に輸出するため当該制度を利用する加盟国をいう。

第三十一条の二の条件は、次のとおりとする。

(a) 輸入する資格を有する加盟国(注1)は、貿易関連的所有権理事会に対して次の条件を満たす通告(注2)を行う。

注1 第三十一条の二に規定する地域的な機関は、当該機関の構成国であつて当該制度を利用する輸入する資格を有する加盟国であるものために、当該機関の構成国の同意を得て、この(a)の規定に従つて要求される情報を提供する通告を共同で行うことができる。

注2 当該制度を利用するために、この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。

(i) 必要な医薬品の名称及び予測される数量を通告において特定すること(注)。

注 世界貿易機関事務局は、この通告を、世界貿易機関のウェブサイトの当該制度のために供されるページを通じて公に利用可能とする。

(ii) 後発開発途上加盟国以外の輸入する資格を有する加盟国にあつては、自国が、関係する医薬品の医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことをこの附属書の付録に定めるいずれかの方法によつて立証したことを通告において確認すること。

(iii) 医薬品が自国の領域において特許を受けている場合には、第三十一条及び第三十一条の二並びにこの附属書の規定に従い、強制実施許諾を与えているか又は与える意図を有していることを通告において確認すること(注)。

注 この(iii)の規定は、第六十六条の二の規定の適用を妨げるものではない。

(b) 当該制度の下で輸出加盟国が与える強制実施許諾には、次の条件を含めるものとする。

(i) 輸入する資格を有する加盟国の二一を満たすために必要な量のみを強制実施許諾に基づき生産することができ、及び貿易関連的所有権理事会に対してその二一を通告した輸入する資格を有する加盟国に対して生産量の全部を輸出すること。

(ii) 強制実施許諾に基づいて生産された医薬品を、特定のラベル又はマークを付することにより、当該制度の下で生産されたものとして明確に特定すること。供給者は、特別の包装を行い、又は当該医薬品自体を特別な色若しくは形状とすることによつて識別することが実行可能であり、かつ、価格に重大な影響を及ぼさない場合には、そのような方法により当該医薬品を識別すべきである。

(iii) 船積みが始まる前に、強制実施許諾を得た者がウェブサイトに次の情報を掲示すること。

(i) の規定により各仕向地に供給される量

(ii) の規定による医薬品の特徴

注 強制実施許諾を得た者は、この目的のため、自己のウェブサイト又は世界貿易機関事務局の援助を得て世界貿易機関のウェブサイトの当該制度のために供されるページを利用することができる。

(c) 輸出加盟国は、強制実施許諾(それに附帯する条件を含む。)を与えたことを貿易関連知

的所有権理事会に通告する(注1、注2)。提供される情報には、強制実施許諾を得た者の氏名又は名称及び住所、強制実施許諾が与えられた医薬品及びその量、当該医薬品が供給される予定の国並びに強制実施許諾の期間を含む。通告には、(b)(iii)に規定するウェブサイトのアドレスも表示する。

注1 当該制度を利用するために、この通告が世界貿易機関の内部機関によって承認される必要はないものと了解する。

注2 世界貿易機関事務局は、この通告を、世界貿易機関のウェブサイトの当該制度のために供されるページを通じて公に利用可能とする。

3 輸入する資格を有する加盟国は、当該制度の下で輸入される医薬品がその輸入の基礎を成す公衆の健康のために使用されることを確保するため、自国のとり得る手段の範囲内で、かつ、自国の行政上の能力及び貿易の転換の生ずる危険度に応じて、当該制度の下で自国の領域に実際に輸入された医薬品の再輸出を防止するための合理的な措置をとる。輸入する資格を有する加盟国であつて開発途上加盟国又は後発開発途上加盟国であるものがこの3の規定を実施することが困難である場合には、先進加盟国は、その実施を促進するため、要請に応じ、かつ、相互に合意した条件により、技術協力及び資金協力を提供する。

4 加盟国は、当該制度の下で生産された医薬品であつて第三十一条の二及びこの附属書の規定

平成十九年四月二十五日 参議院會議録第二十号

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 二千六年の国際熱帯木

二四

に反して自国の市場に仕向地が変更されたものが自国の領域に輸入され、及びその領域において販売されることを防止するため、この協定により既に利用可能とすることが要求されている手段を用いて、効果的な法的手段を利用可能とすることを確保する。このような手段がこの目的のために不十分であることが証明されているといずれかの加盟国が考える場合には、当該いずれかの加盟国の要請により、この問題を貿易関連知的所有権理事会で検討することができ

る。

5 医薬品の購買力を高め、及びその現地生産を促進するために規模の経済を活用することを目的として、第三十一条の二に規定する加盟国に適用される広域特許の付与について定める制度の発展が促進されるべきであることが認められる。このため、先進加盟国は、第六十七条の規定に従い、技術協力(他の関連する政府間機関との連携による技術協力を含む。)を提供することを約束する。

6 加盟国は、医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がない加盟国が直面する問題を克服するため、医薬分野における技術の移転及び能力の開発を促進することが望ましいことを認める。このため、輸入する資格を有する加盟国及び輸出加盟国は、この目的を促進するように当該制度を利用することが奨励される。加盟国は、医薬分野における技術の移転及び能力の開発に特別な注意を払って、第六十六

条2及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関する宣言の7の規定に従って行われる活動その他貿易関連知的所有権理事会の関連する活動において協力することを約束する。

7 貿易関連知的所有権理事会は、当該制度の効果的な運用を確保するために当該制度の実施状況を毎年検討し、及び一般理事会に対して当該制度の運用について毎年報告する。

附属書の付録 医薬分野における生産能力の評価

後発開発途上加盟国については、医薬分野における生産能力が不十分であるか又は生産能力がないものとみなす。

その他の輸入する資格を有する加盟国については、関係する医薬品の生産能力が不十分であるか又は生産能力がないことを次のいずれかの方法によつて立証することができる。

(i) 当該輸入する資格を有する加盟国が、医薬分野における生産能力がないことを立証したこと。

(ii) 当該輸入する資格を有する加盟国が医薬分野における生産能力を有する場合には、当該輸入する資格を有する加盟国が、この生産能力を調査し、及びこの生産能力(特許権者の所有又は管理に係るものを除く。)が自国のニーズを満たすためにその時点において不十分であると認定したこと。この生産能力が当

該輸入する資格を有する加盟国のニーズを満たすために十分になったことが立証される場合には、当該制度は、適用しない。

審査報告書

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十四日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継するものであつて、熱帯木材貿易の発展及び熱帯林の持続可能な経営の促進を主たる目的とするものである。我が国がこの協定を締結することは、国際熱帯木材機関の加盟国の間の国際協力を促進し、開発途上国の持続可能な開発及び地球環境の保全に寄与するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

国際熱帯木材機関の運営勘定に係る分担金として、平成十九年度一般会計予算(外務省所管)に、一億二百二十四万六千円が計上されている。

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

右

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

二千六年の国際熱帯木材協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

二千六年の国際熱帯木材協定

前文

この協定の締結国は、

(a) 新たな国際経済秩序の確立に関する宣言及び新たな国際経済秩序の確立のための行動計画、一次産品総合計画、開発のための新たなパートナーシップ並びに国際連合貿易開発会議(第十一回会期)が採択したサンパウロ精神及びサンパウロ合意を想起し、

(b) 千九百八十三年の国際熱帯木材協定及び千九百九十四年の国際熱帯木材協定を想起し、また、国際熱帯木材機関の設立以来の活動及び成果(熱帯木材の国際貿易を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を含む。)を認め、

- (c) さらに、二千二年九月に持続可能な開発に関する世界首脳会議が採択したヨハネスブルク宣言及び実施計画、二十年十月に設立された国際連合森林フォーラム及びこれに関連する森林に関する協調パートナーシップ（国際熱帯木材機関が構成員であるもの）の設立、千九百九十二年六月に国際連合環境開発会議が採択した環境及び開発に関するリオ宣言、すべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明並びにアジェンダ二十一の関連する章並びに気候変動に関する国際連合枠組条約、生物の多様性に関する国際連合条約及び砂漠化の防止のための国際連合条約を想起し、
- (d) 諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有すること並びにすべての種類の森林の経営、保全及び持続可能な開発に関する世界的なコンセンサスのための法的拘束力のない権威のある原則声明の原則1(a)に定めるところにより、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいづれの国の管轄にも属しない区域の環境を害しないことを確保する責任を有することを認め、
- (e) 木材生産国の経済に対する木材及び関連する貿易の重要性を認め、
- (f) 持続可能な森林経営との関連において森林

- がもたらす地域的、国家的及び地球的な規模における多面的な経済上、環境上及び社会上的便益（木材、非木材林産物、環境サービス等）の重要性並びに持続可能な開発、貧困の軽減及び開発に関する国際的な目標（ミレニアム宣言にうたわれている目標を含む）の達成に対する持続可能な森林経営の貢献を認め、
- (g) さらに、すべての加盟国が自国の森林の持続可能な経営に向けての進捗状況を評価し、監視し、及び促進する重要な手段として、持続可能な森林経営のための比較可能な基準及び指標を促進し、及び適用する必要性を認め、
- (h) 熱帯木材貿易、国際木材市場及び一層広範な世界経済の間の相互関係並びに国際木材貿易の透明性を改善するために世界的な展望を持つことの必要性に留意し、
- (i) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するためできる限り速やかに行動する旨の約束（国際熱帯木材機関の目標二千）を再確認し、また、パリ・パートナーシップ基金の設立を想起し、
- (j) 千九百九十四年一月に加盟消費国が行った約束（自国の森林の持続可能な経営を維持し、又は達成する旨の約束）を想起し、
- (k) 持続可能な森林経営及び合法的な供給源からの木材の輸出を達成するため、良い統治、

- 土地に係る権利に関する明確な制度及び分野横断的な調整が果たす役割に留意し、
- (l) 持続可能な森林経営の促進における加盟国、国際機関、民間部門、市民社会（原住民の社会、地域社会等）その他の利害関係者の間の協力の重要性を認め、
- (m) 森林に関する法令の執行を改善し、及び合法的に伐採された木材の貿易を促進するためこのような協力の重要性を認め、
- (n) 森林に依存する原住民の社会及び地域社会（森林の所有者及び経営者を含む）の能力を高めることがこの協定の目的の達成に寄与し得ることに留意し、
- (o) 関連する国際的に認められた原則並びに国際労働機関の関連条約及び関連文書を考慮しつつ、森林部門に従事する者の生活水準及び労働条件の向上の必要性に留意し、
- (p) 木材が、競合する産品と比べて、エネルギー効率が高く、再生可能な、かつ、環境を害しない素材であることに留意し、
- (q) 持続可能な森林経営への投資の増大（木材関連貿易から生み出される収入等森林から生み出される収入の再投資によるものを含む）の必要性を認め、
- (r) 持続可能な森林経営の費用を反映した市場価格が有益であることを認め、
- (s) さらに、この協定の目的の達成に資するため、幅広い拠出者からの予測可能な資金の拡充の必要性を認め、

- (t) 熱帯木材を生産する後発開発途上国の特別なニーズに留意して、次のとおり協定した。
- 第一章 目的
- 第一条 目的
- 二千六年の国際熱帯木材協定（以下「この協定」という。）は、次のことにより、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする。
- (a) 木材に関する世界経済のすべての側面について、すべての加盟国との協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組みを提供すること。
- (b) 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。
- (c) 持続可能な開発及び貧困の軽減に寄与すること。
- (d) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めること。
- (e) 国際市場の構造上の条件（消費及び生産の長期的傾向、市場アクセスに影響を及ぼす要因、消費者の嗜好並びに価格を含む）及び持続可能な森林経営の費用を反映した価格をもたらす条件についての理解を一層促進すること。

(f) 森林経営、木材利用の効率及び他の材料と比較した木材製品の競争力を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し、及び高める能力を増大させるため、研究及び開発を促進し、及び支援すること。	(g) この協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な新規の、かつ、追加的な資金の供与のための制度(十分かつ予測可能な拠出を促進するためのもの)及びこの協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な専門的知識の供与のための制度を發展させ、並びにそれらの制度に寄与すること。	(h) 市場及び市場の動向に関する一層の透明性及びより良い情報を確保するため、市場情報を改善し、及び国際木材市場に関する情報の共有を奨励すること(貿易が行われている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び公表を含む)。	(i) 加盟生産国の工業化を促進するため並びにそれにより当該加盟生産国の雇用の機会及び輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の加工の増進及び加工度の向上を促進すること。 (j) 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、熱帯木材に係る造林及び劣化した林地の復旧を支援し、及び發展させるよう
(k) 加盟国を奨励すること。 (l) 持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた供給源からの合法的に取引される熱帯木材及び熱帯木材製品であつて輸出されたものの販売及び流通を改善すること(消費者の意識の向上を含む)。	(m) 木材貿易に関する統計及び熱帯林の持続可能な経営に関する情報の収集、処理及び公表についての加盟国の能力を強化すること。 (n) 熱帯木材貿易との関係において、木材生産林の持続可能な利用及び保全並びに生態学的均衡の維持を目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。	(o) 森林に関する法令の執行及び統治を改善し、並びに熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること。 (p) 熱帯林の持続可能な経営を促進するための任意の制度(特に認証制度)についての理解を深めるための情報の共有を奨励し、及びこの分野における加盟国の努力を支援すること。	(q) この協定の目的を達成するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力(これらの提供、移転及び協力は、相互に合意する場合においては、緩和され、かつ、特恵的な条件によるものを含む)を促進すること。 (r) 持続可能な森林経営との関係において、熱帯林の持続可能な経営に対する非木材林産物及び環境サービスの貢献を強化するための戦
略を策定する加盟国の能力を高めることを目的として、このような貢献についての理解が深まることを奨励し、並びに関連する機関及び枠組みと協力すること。 (s) 持続可能な森林経営の達成における森林に依存する原住民の社会及び地域社会の役割を認識し、並びに熱帯木材生産林を持続可能であるように経営するためのこれらの社会の能力を高める戦略を策定するよう加盟国を奨励すること。 (t) 関連する新たに生じた問題を特定し、対処すること。	第二章 定義 第二条 定義 この協定の適用上、 1 「熱帯木材」とは、北回歸線と南回歸線との間に位置する国において生育し、又は生産される木材であつて産業用に使用するものをいい、丸太、製材、単板及び合板を含む。 2 「持続可能な森林経営」とについては、機関の関連する政策上の文書及び技術上の指針に従つて解釈する。 3 「加盟国」とは、この協定が暫定的に効力を有しているか確定的に効力を有しているかを問わず、この協定によつて拘束されることに同意した政府又は第五条に規定する欧州共同体若しくは政府間機関をいう。 4 「加盟生産国」とは、熱帯森林資源を有する北回歸線と南回歸線との間に位置する加盟国若し	くは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する加盟国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事會が当該加盟国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものを含む。 5 「加盟消費国」とは、熱帯木材を輸入している加盟国であつて、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯木材を輸入している加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事會が当該加盟国の同意を得て加盟消費国であると宣言したものを含む。 6 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。 7 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事會をいう。 8 「特別多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投票する票の三分の二以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投票する票の六十パーセント以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席し、かつ、投票する加盟生産国及び加盟消費国のそれぞれ半数以上がこれらの数の票を投票する場合に限る。 9 「単純多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投票する票の過半数の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投票する票の過	
くは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、付表Aに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯森林資源を有する加盟国若しくは数量において熱帯木材の純輸出国である加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事會が当該加盟国の同意を得て加盟生産国であると宣言したものを含む。 5 「加盟消費国」とは、熱帯木材を輸入している加盟国であつて、付表Bに掲げられ、かつ、この協定の締約国となるもの又は熱帯木材を輸入している加盟国であつて、同付表に掲げられていないがこの協定の締約国となり、かつ、理事會が当該加盟国の同意を得て加盟消費国であると宣言したものを含む。 6 「機関」とは、次条の規定により設立される国際熱帯木材機関をいう。 7 「理事会」とは、第六条の規定により設置される国際熱帯木材理事會をいう。 8 「特別多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投票する票の三分の二以上の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投票する票の六十パーセント以上の票(それぞれ別個に計算する)をいう。ただし、出席し、かつ、投票する加盟生産国及び加盟消費国のそれぞれ半数以上がこれらの数の票を投票する場合に限る。 9 「単純多数票」とは、出席し、かつ、投票する加盟生産国の投票する票の過半数の票及び出席し、かつ、投票する加盟消費国の投票する票の過			

半数の票(それぞれ別個に計算する。)をいう。	には、設置することができ。	席する代表代理及び顧問を指名することができる。	議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選出される。
10 「二箇年会計年度」とは、一月一日から翌年の十二月三十一日までの期間をいう。	第四条 機関の加盟国	3 代表代理は、代表が不在である間又は特別な場合において、代表に代わって行動し、及び投票する権限を与えられる。	2 議長及び副議長のいずれか一方は加盟生産国の代表のうちから、他方は加盟消費国の代表のうちから選出される。
11 「自由交換可能通貨」とは、ユーロ、日本円、スターリング・ポンド、スイス・フラン、合衆国ドルその他国際取引上の支払を行うため現に広範に使用され、かつ、主要な為替市場において広範に取引されている通貨として、権限を有する国際通貨機関が随時指定する通貨をいう。	(a) 加盟生産国 (b) 加盟消費国	第七條 理事会の権限及び任務	3 これらの役職は、両区分の加盟国が毎年交互に務める。ただし、例外的な事態において、議長若しくは副議長又は双方の再選を妨げるものではない。
12 第十条2(b)の規定による票の配分の計算上、「熱帯森林資源」とは、北回歸線と南回歸線との間に位置する天然閉鎖林及び人工林をいう。	1 この協定において「政府」というときは、欧州共同体並びに国際協定(特に商品協定)の交渉、締結及び適用についてこれと同等の責任能力を有する他の政府間機関を含む。したがって、この協定において、署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入というときは、欧州共同体その他政府間機関については、当該機関による署名、批准、受諾若しくは承認、暫定的適用の通告又は加入をいう。	(a) 第十二條に規定する特別多数票による議決で、この協定の実施のために必要な、かつ、この協定に適合する規則(理事会の手続規則並びに機関の会計に関する規則及び職員に関する規則を含む。)を採択すること。会計に関する規則は、特に、第十八條の規定に基づいて置かれる勘定の資金の収入及び支出を規律する。理事会は、その手続規則において、適合することなく特定の問題について決定を行うための手続を定めることができる。	4 議長が一時的に欠けた場合には、副議長が議長の職務を遂行する。議長及び副議長の双方が一時的に欠けた場合又は議長及び副議長の一方若しくは双方がその任期を残して欠けた場合には、理事会は、場合に依りて、加盟生産国又は加盟消費国の区分のうち該当する区分に属する加盟国の代表のうちから、一時的に又は前任者の任期の残余の期間その職務を遂行する新規の役員を選出することができる。
第三章 組織及び運営	第三章 組織及び運営	第九條 理事会の会合	1 理事会は、原則として、少なくとも毎年一回、通常会合を開催する。
第三条 国際熱帯木材機関の本部及び構成	2 1に規定する欧州共同体その他政府間機関は、その権限内の事項に関して表決が行われる場合には、第十条の規定によりこの協定の締約国である当該機関の構成国に配分される票の合計に等しい数の票を投ずる。この場合には、当該機関の構成国は、各自の投票権を行使することができない。	(b) 機関の効果的かつ効率的な運営を確保するために必要な決定を行うこと。	2 理事会は、その決定するとき又はいずれかの加盟国若しくは事務局長が理事会の議長及び副議長の同意を得て次のいずれかの加盟国と共に要請するときは、特別会合を開催する。
1 千九百八十三年の国際熱帯木材協定によって設立された国際熱帯木材機関は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。	第四章 国際熱帯木材理事会	(c) この協定に基づく任務の遂行に必要な記録を保管すること。	(a) 過半数の加盟生産国又は過半数の加盟消費国
2 機関は、第六条の規定により設置される理事会、第二十六條に規定する委員会及び補助機関並びに事務局長及び職員によつて、その任務を遂行する。	第六条 国際熱帯木材理事会の構成	第八條 理事会の議長及び副議長	(b) 過半数の加盟国
3 機関の本部は、常に、加盟国の領域に置く。	1 機関の最高機関は、国際熱帯木材理事会とし、理事会は、機関のすべての加盟国で構成する。	1 理事会は、各暦年につき、議長及び副議長各一人を選出する。議長及び副議長は、機関から報酬を受けない。	3 理事会の会合は、理事会が第十二條に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、機関の本部において開催するものと
4 機関の本部は、理事会が第十二條に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、横浜に置く。	2 加盟国は、理事会において一人の代表により代表されるものとし、また、理事会の会合に出		
5 機関の地域事務所は、理事会が第十二條に規定する特別多数票による議決で決定を行う場合			

官 報 (号 外)

し、また、理事会は、本部以外の場所（生産国であることが望ましい。）において理事会を交互に開催するよう努める。 4 理事会は、理事会の会合の開催頻度及び開催地を検討するに当たり、十分な資金が利用可能であることを確保するよう努める。 5 会合の通知及び会合における議題は、少なくとも六週間前に事務局長が加盟国に送付する。ただし、緊急の場合には、通知は、少なくとも七日前に送付する。	割り当てられるすべての票は、アフリカ地域のすべての加盟生産国の間で平等に配分する。残余の票がある場合には、当該残余の票は、それぞれ次のとおりアフリカ地域の加盟生産国に配分する。まず、2の規定に従って行われた計算により最大の票数が割り当てられる加盟生産国に配分し、次に、二番目に多い票数が割り当てられる加盟生産国に配分する。残余の票の配分は、このようにして、すべての残余の票が配分されるまで行われる。 4 5の規定に従うことを条件として、加盟消費国の票は、次のとおり配分する。各加盟消費国は、十の基本票を有する。残余の票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。 5 いずれかの二箇年会計年度に加盟消費国に配分される票数は、直前の二箇年会計年度に当該加盟消費国に配分されていた票数の五パーセントを超えて増加してはならない。超過した票は、加盟消費国の間で、票の配分が行われる暦年の六暦年前の年以降の五年間における各加盟消費国の熱帯木材の純輸入量の平均に比例して配分する。	開催時に、この条に定めるところにより当該二箇年会計年度について票を配分する。配分は、8に定める場合を除くほか、当該二箇年会計年度を通じて有効なものとする。 8 機関の加盟国の構成に変動がある場合又は加盟国の投票権がこの協定に定めるところにより停止され、若しくは回復される場合には、理事会は、この条に定めるところにより、影響を受ける加盟国の区分内で票を再配分する。この場合には、理事会は、票の再配分が有効なものとなる時を決定する。 9 票数は、一未満の端数を伴ってはならない。 第十一条 理事会の投票手続 1 加盟国は、自国の有するすべての票を投ずる権利を有するが、投票に当たって票を分割してはならない。もつとも、2の規定により委託された票については、加盟国は、自国の有する票と別個に投ずることができる。 2 加盟生産国は他の加盟生産国に対し、また、加盟消費国は他の加盟消費国に対し、理事会の議長に対する書面による通告により、理事会の会合において自国の利益を代表し、及び自国の票を投ずることを自国の責任において委託することができる。	2 理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、この協定が特別多数票による議決で行うことを定めている場合を除くほか、単純多数票による議決で、すべての決定及び勧告を行う。 3 加盟国の票が前条2の規定により理事会の会合において投じられた場合には、当該加盟国は、1の規定の適用上、出席し、かつ、投票したものとみなされる。
第十條 票の配分 1 加盟生産国及び加盟消費国は、それぞれ総体として、千票ずつを有する。 2 加盟生産国の票は、次のとおり配分する。 (a) 四百票は、アフリカ、アジア太平洋並びにラテン・アメリカ及びカリブの三生産地域の間で平等に配分する。このようにしてこれらの各地域に配分した票は、当該地域の加盟生産国の間で平等に配分する。 (b) 三百票は、加盟生産国の間で、すべての加盟生産国の熱帯森林資源の総計に対する各加盟生産国の熱帯森林資源の割合に従って配分する。 (c) 三百票は、加盟生産国の間で、確定的な数字を入手することのできる最近の三年間の各加盟生産国の熱帯木材の純輸出額の平均に比例して配分する。 3 2の規定にかかわらず、2の規定に従って行われた計算によりアフリカ地域の加盟生産国に	7 理事会は、各二箇年会計年度の最初の会合の 6 理事会は、必要と認める場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟消費国の特別多数票について必要な百分率の下限を調整することができる。	第十三条 理事会の定足数 1 理事会のいかなる会合においても、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であつて当該区分において総票数の三分の二以上を有するものが出席していなければならない。 2 理事会の会合の日として予定された日及びその翌日において1に定める定足数が得られない場合には、会合のその後の日においては、第四条に規定する各区分の加盟国の過半数であつて当該区分において総票数の過半数を有するものが出席していなければならない。 3 第十一条2の規定に基づいて代表されている加盟国は、出席しているものとみなされる。	第十四条 事務局長及び職員 1 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、事務局長を任命する。 2 事務局長の任用の条件は、理事会が定める。 3 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、理事会の決定に従つてこの協定を運用

し、及び実施することにつき、理事会に対して責任を負う。

4 事務局長は、理事会の定める規則に従つて職員を任命する。職員は、事務局長に対して責任を負う。

5 事務局長及び職員は、木材産業、木材の取引その他木材に関連する商業活動につきいかなる金銭上の利害関係も有してはならない。

6 事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たつて、いかなる加盟国からも又は機関外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、理事会に対して最終的に責任を負う国際公務員としての立場を著しく損なうおそれのあるいかなる行動も慎まなければならない。加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が責任を果たすに当たつてこれらの者に対して影響を及ぼそうとしてはならない。

第十五条 他の機関との協力及び調整
1 理事会は、この協定の目的を達成するため、適当な場合には、国際連合並びにその諸機関及び専門機関(例えば、国際連合貿易開発会議UNCTAD)その他関連する国際機関及び地域機関並びに民間部門、非政府機関及び市民社会との協議及び協力のための措置をとる。

2 機関は、この協定の目的を達成するための努力の重複を避けるため並びに政府間機関、政府

機関、非政府機関、市民社会及び民間部門の活動の補完性及び効率を高めるため、可能な最大限度まで、これらの機関等の便宜、役務及び専門的知識を利用する。

3 機関は、一次産品のための共通基金の制度を十分に利用する。

第十六条 オブザーバーの参加
理事会は、機関の活動に関心を有する国際連合加盟国若しくは国際連合のオブザーバーである国であつてこの協定の締約国でないもの又は機関の活動に関心を有する前条に規定する機関等に対し、理事会の会合にオブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第五章 特権及び免除

第十七条 特権及び免除

1 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。

2 機関並びに機関の事務局長、職員及び専門家並びに日本国の領域に滞在する加盟国の代表の地位、特権及び免除については、千九百八十八年二月二十七日に東京で署名された日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定が、この協定の適正な実施のために同本部協定の改正が必要である場合にはその改正を経て、引き続き適用される。

3 機関は、理事会の承認の下に、この協定の適正な実施のために必要な能力、特権及び免除に關する取極を他の国と締結することができる。

4 機関の本部が他の加盟国に移転する場合に、当該他の加盟国は、理事会の承認の下に、できる限り速やかに、本部協定を機関と締結する。機関は、その協定が締結されるまでの間、機関がその被用者に支払う報酬及び機関の資産、収入その他の財産に対する課税を新たな接受政府の国の法令の範囲内で免除するよう当該新たな接受政府に要請する。

5 本部協定は、この協定とは別個のものとする。もつとも、本部協定は、次のいずれかの場合に終了する。

- (a) 接受政府と機関との間で合意する場合
- (b) 機関の本部が接受政府の国から移転する場合
- (c) 機関が存在しなくなる場合

第六章 会計

第十八条 勘定

- 1 機関に、次の勘定を置く。
 - (a) 運営勘定(分担金による勘定)
 - (b) 特別勘定及びバリ・パートナーシップ基金(任意の拠出金による勘定)
- 2 理事会は、第七條の規定により、1に規定する勘定の透明性のある運用及び管理について規定する会計に関する規則(この協定の終了又はその有効期間の満了の際の会計上の処理に関する規定を含むもの)を定める。

3 事務局長は、1に規定する勘定の管理につき責任を負い、及び理事会に報告を行う。

第十九条 運営勘定

1 この協定の運用に要する費用は、運営勘定に記帳するものとし、各加盟国の憲法上又は制度上の手続に従つて支払われる年次分担金(その額は、4から6までに定めるところにより決定される)をもつて支弁する。

2 運営勘定には、次の費用を含む。

- (a) 運営に係る基礎的な費用(給与及び給付、着任に係る費用、出張旅費等)
- (b) 中核的な活動に係る費用(通信及び広報、理事会によつて招集される専門家会合並びに第二十四条、第二十七條及び第二十八條の規定による研究及び評価の準備及び出版に係る費用等)

3 理事会並びに第二十六條に規定する委員会及び補助機関に出席する代表団の費用は、関係加盟国が負担する。加盟国が機関からの特別の役務を要請する場合には、理事会は、当該加盟国に対し当該役務に要する費用の負担を要求する。

4 理事会は、各二箇年会計年度の終了前に、次の二箇年会計年度の機関の運営勘定の予算を承認し、及び当該予算に係る各加盟国の分担金の額を決定する。

5 各二箇年会計年度の運営勘定に係る各加盟国の分担金の額は、次のとおり決定する。

- (a) 2(a)に規定する費用は、加盟生産国及び加盟消費国が均等に負担するものとし、当該費用に係る各加盟国の分担金の額は、加盟国の

官 報 (号 外)

各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定する。 (b) 2 (b)に規定する費用は、加盟生産国が二十パーセント、加盟消費国が八十パーセント負担するものとし、当該費用に係る各加盟国の分担金の額は、加盟国の各区分内の票数の合計に対する当該加盟国の票数の割合に比例して決定する。 (c) 2 (b)に規定する費用の額は、2 (a)に規定する費用の額の三分の一を超えてはならない。理事会は、コンセンサス方式により、特定の二箇年会計年度についてこの制限を変更することを決定することができる。 (d) 理事会は、第三十三条に規定する評価の環境として、運営勘定及び任意の拠出金による勘定が機関の効率的かつ効果的な運営にどのように寄与しているのかについて検討することができる。 (e) 分担金の額の決定に当たっては、各加盟国の票数は、いずれかの加盟国の投票権の停止又はこれによつて生ずる票の再配分を考慮することなく算定する。 6 この協定の効力発生の後に機関に加盟する加盟国の最初の分担金の額は、当該加盟国が有することとなる票数及びその加盟時における二箇年会計年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該二箇年会計年度分の他の加盟国の分担金の額は、変更しない。	7 運営勘定に係る分担金の支払の義務は、各会計年度の初日に生ずる。いずれかの二箇年会計年度中に機関に加盟した加盟国の当該二箇年会計年度に係る分担金の支払の義務は、加盟国となった日に生ずる。 8 加盟国が7の規定により分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係る分担金の全額を支払っていない場合には、事務局長は、当該加盟国に対しできる限り速やかにそれを支払うよう要請する。事務局長の要請の後二箇月以内に当該加盟国がその分担金を支払っていない場合には、当該加盟国は、支払うことができない理由の説明を要請される。分担金の支払の義務の生ずる日から七箇月を経過した時においても当該加盟国がなお分担金を支払っていない場合には、当該加盟国の投票権は、理事会が第十二条に規定する特別多数票による議決で別段の決定を行わない限り、分担金の全額が支払われる時まで停止される。加盟国は、二年連続して分担金の全額を支払っていない場合には、資金供与の対象となる事業及び準備事業に関する提案を第二十五条1の規定に基づいて提出する資格を失う。ただし、第三十条の規定を考慮に入れるものとする。 9 加盟国が7の規定により運営勘定に係る分担金の支払の義務の生ずる日の後四箇月以内に運営勘定に係る分担金の全額を支払った場合において、理事会が機関の会計に関する規則におい	て割引を定めているときは、当該加盟国の分担金は、当該割引を受ける。 10 加盟国は、8の規定により権利を停止された場合においても、引き続き、分担金を支払う責任を負う。 第二十条 特別勘定 1 特別勘定は、次の二の勘定で構成する。 (a) 課題別計画勘定 (b) 事業勘定 2 特別勘定のための資金は、次のものから調達することができる。 (a) 一次産品のための共通基金 (b) 地域金融機関及び国際金融機関 (c) 加盟国による任意の拠出 (d) その他の資金源 3 理事会は、特別勘定の透明性のある運用のための基準及び手続を定める。この手続は、課題別計画勘定及び事業勘定の運用において加盟国（拠出加盟国を含む。）の意向が均衡のとれた形で反映されることが必要であることを考慮に入れるものとする。 4 課題別計画勘定は、承認された準備事業、事業及び活動（第二十四条及び第二十五条の規定に従つて特定された政策及び事業の優先順位を基礎として理事会が定める課題別計画に適合するもの）の資金に充てるための拠出であつて使途の特定されていないものを促進することを目的とする。	5 拠出者は、自己の拠出金を特定の課題別計画に割り当てることができる。又は自己の拠出金を割り当てるための提案を行うよう事務局長に要請することができる。 6 事務局長は、課題別計画勘定における資金の割当て及び支出、準備事業、事業及び活動の実施、監視及び評価並びに課題別計画を成功裡に実施するための資金上の必要性について理事会に定期的に報告する。 7 事業勘定は、第二十四条及び第二十五条の規定に従つて承認された準備事業、事業及び活動の資金に充てるための拠出であつて使途の特定されているものを促進することを目的とする。 8 事業勘定に対する使途の特定されている拠出金は、拠出者が事務局長と協議の上別段の決定を行わない限り、拠出の対象とされた準備事業、事業及び活動のためにのみ使用する。拠出者は、準備事業、事業及び活動の完了又は終了後の残余の資金の使途について決定する。 9 加盟国は、特別勘定のための資金の予測可能性を確保するため、拠出金が任意の性質を有することを考慮して、特別勘定が理事会によつて承認された準備事業、事業及び活動を完全に実施するために十分な資金の水準の達成によつて補充されるよう努める。 10 事業勘定又は課題別計画勘定の下で行われる特定の準備事業、事業及び活動に対するものとして受領された収入はすべて、それぞれ事業勘
---	---	---	--

定又は課題別計画勘定に記帳する。当該特定の準備事業、事業又は活動に係るすべての費用（コンサルタント及び専門家に対する報酬及び旅費を含む。）は、それぞれの勘定から支弁する。	11 いずれの加盟国も、準備事業、事業又は活動に関する他の加盟国又は主体による行為から生ずる責任について機関の加盟国であるという理由により責任を負うものではない。	12 事務局長は、第二十四条及び第二十五条の規定に従って準備事業、事業及び活動に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、承認された準備事業、事業及び活動のための十分かつ確実な資金調達に努める。	第二十一条 バリ・パートナーシップ基金 金 1 第一条(d)に定める目的を達成するために必要な投資を加盟生産国が行うことを支援するため、熱帯木材生産林の持続可能な経営のための基金（以下「基金」という。）を設立する。 2 基金は、次のものから成る。 (a) 拠出加盟国からの拠出金 (b) 特別勘定の下で行われる活動の結果取得した収入の五十パーセント (c) その他の資金源（公私を問わない。）からの資金であつて、機関がその会計に関する規則に従って受領することのできるもの
(d) その他理事会が承認する資金源 3 基金の資金は、1に定める目的のための準備事業及び事業であつて、第二十四条及び第二十五条の規定に従って承認されたものに対してのみ、理事会が配分する。	4 理事会は、基金の資金の配分に当たつて、次の事項を考慮して、基金の使途に関する基準及び優先順位を定める。 (a) 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための支援に関する加盟国のニーズ (b) 木材生産林に関する重要な保全計画を定め、及び運営するための加盟国のニーズ (c) 持続可能な森林経営の計画を実施するための加盟国のニーズ	5 事務局長は、第二十五条の規定に従つて事業に関する提案の作成について支援するものとし、理事会の定める条件により、理事会によって承認された事業のための十分かつ確実な資金調達に努める。 6 加盟国は、基金が基金の目的を達成するために十分な水準に補充されるよう努める。 7 理事会は、基金のために利用し得る資金が十分であるか否かについて定期的に検討するものとし、基金の目的を達成するために加盟生産国が必要としている追加的な資金を得るよう努める。	第二十二條 支払の形式 1 第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対する分担金及び拠出金は、自由交換可能通貨で支払われるものとし、外国為替上の制限を課されない。 2 理事会は、また、承認された事業における必要性を満たすため、第十八条の規定に基づいて置かれる勘定（運営勘定を除く。）に対する拠出であつて拠出金以外の形態のもの（科学的及び技術的機材並びに要員の提供を含む。）を受け入れることを決定することができる。 第二十三條 会計の検査及び公表 1 理事会は、機関の会計検査のため、独立の会計検査専門家を指名する。 2 1の会計検査専門家が独立した立場から会計検査を行った第十八条の規定に基づいて置かれる勘定の決算書は、各会計年度の終了の後でできる限り速やかに、遅くとも六箇月以内に、加盟国が入手することができるようになるものとし、適当な場合には、理事会が、その後開催される最初の会合において承認のため検討する。会計検査を行った決算書及び貸借対照表の概要は、その後公表する。 第七章 機関の活動 第二十四條 機関の政策活動 1 機関は、第一条に定める目的を達成するため、政策活動及び事業活動を相互に調和させるような方法で実施する。
2 機関の政策活動は、この協定の目的を広く加盟国全体のために達成することに寄与すべきである。 3 理事会は、政策活動の指針とし、並びに第二十条4に規定する優先順位及び課題別計画を特定するため、定期的に行動計画を策定する。行動計画において特定された優先順位は、理事会によって承認される活動計画に反映する。政策活動には、指針、手引、研究、報告並びに基本的な通信及び広報の手段の開発及び準備並びに機関の行動計画において特定された類似の活動を含むことができる。 第二十五條 機関の事業活動 1 加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び前条の規定に従つて理事会によって承認される行動計画において特定された一又は二以上の活動の優先分野又は課題別計画に寄与する準備事業及び事業に関する提案を提出することができる。 2 理事会は、特に、この協定の目的との関連性、活動の優先分野又は課題別計画との関連性、環境及び社会に及ぼす影響、国の森林に関する計画及び戦略との関係、費用対効果、技術的及び地域的なニーズ、努力の重複を避ける必要性並びに得られた教訓を取り入れる必要性を考慮して、事業及び準備事業の承認の基準を定める。 3 理事会は、機関による資金供与を必要とする			

官 報 (号 外)

準備事業及び事業の提案、審査、承認及び優先順位の決定のため並びにこれらの実施、監視及び評価のための日程及び手続を定める。 4 事務局長は、準備事業若しくは事業に対する機関の資金が事業計画書に従つて使用されていない場合又はこのような資金について不正、浪費、怠慢若しくは不適切な管理がある場合には、当該資金の支払を停止することができる。 事務局長は、理事会による検討のために、その後開催される最初の理事会の会合において報告を提出する。理事会は、適当な措置をとる。 5 理事会は、合意された基準に従い、加盟国又は事務局長がいずれかの事業周期において提案することのできる事業及び準備事業の数についての制限を設けることができる。また、理事会は、事務局長による報告の後、準備事業又は事業に対する支援の停止又は終了を含む適当な措置をとることができる。	機関を設置し、又は解散することができる。 3 理事会は、委員会及び補助機関の任務及び活動範囲を決定する。委員会及び補助機関は、理事会に対して責任を負うものとし、理事会の権限の下で活動する。 第八章 統計、研究及び情報 第二十七条 統計、研究及び情報 1 理事会は、最新の信頼し得る資料及び情報（熱帯木材の生産及び貿易、傾向並びに資料の不一致に関するもの等）並びに非熱帯木材及び木材生産林の経営についての関連情報の入手に資するため、事務局長に対し、関連する政府機関、政府機関及び非政府機関と緊密な関係を確立し、及び維持する権限を与える。機関は、この協定の実施に必要と認める場合には、これらの機関と協力して、このような情報を収集し、取りまとめ、分析し、及び公表する。	る報告の様式を決定する。 4 理事会は、要請に応じ又は必要な場合には、この協定に基づく統計及び報告に関する義務を履行するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。 5 加盟国が、二年連続して3の規定に従つて必要とされる統計及び情報を提供せず、かつ、事務局長に対し支援を要請しない場合には、事務局長は、まず、当該加盟国に対し、一定の期間内に説明を行うよう要請する。十分な説明が得られない場合には、理事会は、適当と認める措置をとる。	(b) 理事会が要請し、加盟国が提供するその他の統計資料及び特定の指標 (c) 加盟国が提供する自国の木材生産林の持続可能な経営に向けての進捗状況に関する情報 (d) その他関連する情報であつて、理事会が国際連合の諸機関、政府間機関、政府機関若しくは非政府機関を通じて又は直接に入手することのできるもの (e) 熱帯木材及び非木材林産物についての違法な伐採及び収獲並びに貿易に関する取締り及び情報についての制度の確立に向けた進捗状況に関し加盟国が提供する情報 4 理事会は、次の事項に関する加盟国の間の意見の交換を促進する。 (a) 加盟国における木材生産林の持続可能な経営の状況及び関連事項 (b) 機関が定める目的、基準及び指針との関係における資金の流れ及び必要額 5 理事会は、要請に応じ、適当な情報の共有のために必要な資料を入手するための加盟国（特に開発途上加盟国）の技術的能力を高めるよう努める。この努力には、訓練及び設備に必要な資金を加盟国に提供することを含む。 6 検討の結果は、当該検討が行われた理事会の会合の報告書に記載する。 第九章 雑則 第二十九条 加盟国の一般的義務 1 加盟国は、この協定の有効期間中、この協定
1 この協定により、機関の委員会として次のものを設置する。委員会は、すべての加盟国に開放される。 (a) 林産業に関する委員会 (b) 経済、統計及び市場に関する委員会 (c) 造林及び森林経営に関する委員会 (d) 財政及び運営に関する委員会 2 理事会は、適当な場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、委員会及び補助	2 機関は、資料の収集における他の機関との重複を回避しつつ、森林に関する事項についての国際的な報告の様式を標準化し、及び調和させるための努力に寄与する。 3 加盟国は、木材、木材貿易及び木材生産林の持続可能な経営を達成することを目的とする活動に関する統計及び情報並びに理事会が要請するその他の関連情報を、事務局長が定める期間内に、自国の国内法に抵触しない範囲で可能な最大限度まで提供する。理事会は、この3の規定に従つて提供される情報の種類及び提出され	1 理事会は、その活動その他適当と認める情報に関する年次報告を公表する。 2 理事会は、二年ごとに、次の事項を検討し、及び評価する。 (a) 国際的な木材の状況 (b) この協定の目的の達成に関連すると認められる他の要素、問題及び進展 3 2の検討は、次の事項を参考として行う。 (a) 加盟国が提供する木材の国内生産、貿易、供給、在庫、消費及び価格に関する情報	

の目的の達成を促進し、及びこの協定の目的に反する行動をとらないようにするため、最善の努力を払い、及び協力する。

2 加盟国は、この協定に基づく理事会の決定を受け入れ、及び実施することを約束するものとし、当該決定を制限する効果又は当該決定に反する効果を有することとなる措置をとることを差し控える。

第三十条 義務の免除

1 理事会は、この協定に明示的に定められていない例外的な事情若しくは緊急の事態又は不可抗力のため必要がある場合において、この協定に基づく加盟国の義務の履行が不可能であることに關する当該加盟国の説明に満足するとき、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該義務を免除することができる。

2 理事会は、1の規定に基づく加盟国の義務の免除に当たって、義務の免除の条件、期間及び理由を明示する。

第三十一条 苦情及び紛争

いずれの加盟国も、いずれかの加盟国がこの協定に基づく義務を履行しなかつた旨の苦情及びこの協定の解釈又は適用に關する紛争を理事会に提起することができる。当該苦情及び当該紛争に係る理事会の決定は、この協定の他の規定にかかわらずコンセンサス方式によって行われるものとし、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

第三十二条 特別の救済措置及び特別措置

1 開発途上国である加盟消費国は、この協定の下でとられた措置により自国の利益が著しく害される場合には、理事会に対し、適当な特別の救済措置をとるよう申請することができる。理事会は、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ 3 及び 4 に定めるところにより適当な特別の救済措置をとることを検討する。

2 国際連合が定義する後発開発途上国に該当する加盟国は、理事会に対し、国際連合貿易開発会議決議第九十三号（第四回会期）Ⅲ 4 並びに千九百九十年代における後発開発途上国のためのパリ宣言及び行動計画 56 及び 57 に定めるところにより特別措置をとるよう申請することができる。

第三十三条 検討

理事会は、この協定の効力発生の後五年を経過した時にこの協定の実施状況目的、資金供与の仕組み等）について評価を行うことができる。

第三十四条 無差別待遇

この協定のいかなる規定も、木材及び木材製品の国際貿易を制限し、又は禁止するための措置（特に、木材及び木材製品の輸入及び利用に關係するもの）をとることを認めるものではない。

第十章 最終規定

第三十五条 寄託者

国際連合事務総長は、ここに、この協定の寄託者として指名される。

第三十六条 署名、批准、受諾及び承認

1 この協定は、二千六年四月三日からこの協定の効力発生の日の後一箇月が経過するまで、国際連合本部において、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合會議に招請された政府による署名のために開放しておく。

2 1に規定する政府は、次のいずれかのことを行うことができる。

(a) この協定に署名する際に、署名によってこの協定に拘束されることに同意する旨の宣言を行うこと（確定的な署名）。

(b) この協定に署名した後、寄託者に批准書、受諾書又は承認書を寄託することによってこの協定を批准し、受諾し、又は承認すること。

3 署名及び批准、受諾若しくは承認、加入又は暫定的適用の通告に際し、第五条 1 に規定する欧州共同体又は政府間機関は、その適当な当局が行う宣言であつて、この協定によって規律される事項に關する自己の権限の性質及び範囲を特定するものを寄託する。また、当該機関は、その権限について実質的な変更があつた場合には、変更後の権限について寄託者に通報する。当該機関がこの協定によって規律されるすべての事項に關して排他的権限を有する旨の宣言を行う場合には、当該機関の構成国は、2、次条及び第三十八条の規定に基づく措置をとつては

ならず、また、第四十一条の規定に基づく措置をとるか、又は第三十八条の規定に基づく暫定的適用の通告を撤回する。

第三十七条 加入

1 この協定は、理事会の定める条件に基づく政府による加入のために開放しておく。この条件には、加入書の寄託の期限を含む。理事会は、この条件を寄託者に送付する。もっとも、理事会は、この条件に定める期限までに加入することができない政府に対し、期限の延長を認めることができる。

2 加入は、寄託者に加入書を寄託することによって行う。

第三十八条 暫定的適用の通告

この協定を批准し、受諾し、若しくは承認する意思を有する署名政府又は加入のための条件が理事会によって定められているが加入書を寄託することのできない政府は、この協定が次条の規定に従つて効力を生ずる日から又はこの協定が既に効力を生じている場合には当該政府の特定する日からこの協定を自国の法令に従い暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第三十九条 効力発生

1 この協定は、付表 A に掲げるところにより総票数の六十パーセント以上を有する十二の生産国の政府及び二千五年の熱帯木材の世界の輸入量の六十パーセント以上を有する付表 B に掲げる十の消費国の政府が、第三十六条 2 又は第三

十七条の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、又は承認した場合には、二十年二月一日又はその後のいずれかの日に確定的に効力を生ずる。	2 この協定が二十年二月一日に確定的に効力を生じなかった場合であっても、付表Aに掲げるところにより総票数の五十パーセント以上を有する十の生産国の政府及び二十五年の熱帯木材の世界の輸入量の五十パーセント以上を有する付表Bに掲げる七の消費国の政府が、同日又はその後の六箇月以内のいずれかの日までに、第三十六条2の規定に基づき、確定的に署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又は前条の規定に基づきこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告したときは、二十年二月一日又は当該その後の六箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。	3 国際連合事務総長は、1又は2に定める効力発生の要件が二十年九月一日までに満たされなかった場合には、第三十六条2の規定に基づき、確定的な署名を行い、批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの協定を暫定的に適用する旨を寄託者に通告した政府が実行可能な最も早い時に会合し、この協定の全部又は一部をこれらの政府の間で暫定的に発効させるか又は確定的に発効させるかを決定するため、これらの政府を招集する。この協定をこれらの政府の間で暫定的に発効させることを決定した場合に		
は、これらの政府は、事態を検討するため随時会合することができるものとし、この協定をこれらの政府の間で確定的に発効させるか否かを決定することができる。	4 この協定は、寄託者に対し前条の規定に基づく暫定的適用の通告を行わなかった政府であつて、この協定の効力発生の後、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するものについては、その寄託の日に効力を生ずる。 5 機関の事務局長は、この協定の効力発生の後できる限り速やかに、理事会を招集する。 第四十条 改正 1 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、加盟国に対しこの協定の改正を勧告することができる。 2 理事会は、加盟国が寄託者に対して改正の受諾を通告する期限について定める。 3 改正は、三分の二以上の加盟生産国であつて加盟生産国の総票数の七十五パーセント以上を有するもの及び三分の二以上の加盟消費国であつて加盟消費国の総票数の七十五パーセント以上を有するものから寄託者が受諾の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。 4 改正の効力発生の要件が満たされた旨を寄託者が理事会に通報した後は、理事会の定める期限に関する2の規定にかかわらず、加盟国は、改正の効力発生までの間、寄託者に対し改正の受諾を通告することができる。	5 加盟国は、改正の効力発生の日までに改正の受諾を通告しなかった場合には、同日にこの協定の締約国でなくなる。ただし、憲法上又は制度上の手続を完了することが困難なため改正の効力発生の日までに受諾することができなかった旨の当該加盟国の申立てを理事会が認め、かつ、当該加盟国のために改正の受諾の期限を延長することを理事会が決定する場合は、この限りでない。この場合において、当該加盟国は、改正の受諾を通告する時まで改正に拘束されない。 6 改正の効力発生の要件が2の規定に基づいて理事会が定めた期限までに満たされなかった場合には、改正は、撤回されたものとみなす。 第四十一条 脱退 1 加盟国は、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この協定の効力発生の後いつでも、この協定から脱退することができる。脱退の通告を行った加盟国は、同時にその旨を理事会に通報する。 2 脱退は、寄託者が1の通告を受領した後九十日で効力を生ずる。 3 加盟国がこの協定に基づき機関に対して負っている資金上の義務は、当該加盟国の脱退によつて終了しない。 第四十二条 除名 理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定	の實施を著しく妨げていると決定する場合には、第十二条に規定する特別多数票による議決で、当該加盟国をこの協定から除名することができる。理事会は、その旨を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後六箇月で、この協定の締約国でなくなる。 第四十三条 脱退し、若しくは除名される加盟国又は改正を受諾することができない加盟国に係る会計上の処理 1 理事会は、次の理由によりこの協定の締約国でなくなる加盟国について会計上の処理を行う。 (a) 第四十条の規定によるこの協定の改正の受諾を行わないこと。 (b) 第四十一条の規定に基づきこの協定から脱退すること。 (c) 前条の規定に基づきこの協定から除名されること。 2 理事会は、この協定の締約国でなくなる加盟国が第十八条の規定に基づいて置かれる勘定に対して支払った分担金及び拠出金の払戻しを行わない。 3 この協定の締約国でなくなった加盟国は、機関の清算によつて得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しない。また、当該加盟国は、この協定の終了の際に機関に欠損が	

あつても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十四条 有効期間、延長及び終了

1 この協定は、効力発生の後十年間効力を有する。ただし、理事会が、この条に定めるところにより、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を延長し、この協定について再交渉し、又はこの協定を終了させることを決定する場合は、この限りでない。

2 理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、この協定の有効期間を二回（一回目は五年間、二回目は三年間）延長することを決定することができる。

3 1に規定する十年の期間の満了前又は2に規定する延長期間の満了前のいずれかにおいて、この協定に代わる新たな協定についての交渉が行われたが、その新たな協定が確定的又は暫定的に効力を生じていない場合には、理事会は、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その新たな協定が暫定的又は確定的に効力を生ずる時までこの協定の有効期間を延長することができる。

4 新たな協定についての交渉が行われ、2又は3の規定に基づくこの協定の延長期間内にその新たな協定が効力を生ずる場合には、延長されたこの協定は、その新たな協定が効力を生ずる時に終了する。

5 理事会は、いつでも、第十二条に規定する特別多数票による議決で、その定める日にこの協

定を終了させることを決定することができる。

6 理事会は、この協定の終了の後も、機関の清算（会計上の処理を含む。）を行うため、十八箇月を超えない期間存続するものとし、当該期間中、第十二条に規定する特別多数票による議決で行われる清算に関する決定に従つて清算に必要な権限及び任務を有する。

7 理事会は、この条に定めるところにより行われた決定を寄託者に通告する。

第四十五条 留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十六条 補足規定及び経過規定

1 この協定は、千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定とする。

2 千九百八十三年の国際熱帯木材協定又は千九百九十四年の国際熱帯木材協定に基づいて機関若しくはその内部機関により又はこれらの名においてとられた措置であつて、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、同日に満了する旨の定めのないものは、この協定に基づく変更がない限り、引き続き有効なものとする。

二千六年一月二十七日にジュネーブで、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によりこの協定を作成した。

付表A 千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に出席した政府であつて第二条（定義）に定義する加盟生産国となる可能性を有するもの及び第十条（票の配分）の規定によつて配分された票数の一覧表

加 盟 国	票 数
アフリカ地域 アンゴラ	二四九
ベナン	一八
カメルーン（注）	一七
中央アフリカ共和国（注）	一八
コートジボワール（注）	一八
コンゴ民主共和国（注）	一八
ガボン（注）	一八
ガーナ（注）	一八
リベリア（注）	一八
マダガスカル	一八
ナイジェリア（注）	一八
コンゴ共和国（注）	一八
ルワンダ	一七
トーゴ（注）	一七
アジア太平洋地域 カンボジア（注）	三八九
フィジー（注）	一五
インド（注）	一四
インドネシア（注）	一一
マレーシア（注）	一〇五
ミャンマー（注）	三三

バプアニューギニア(注) フィリピン(注) タイ(注) バヌアツ(注)	二五 一四 一六 一四
ラテン・アメリカ及びカリブ地域 バルバドス ボリビア(注) ブラジル(注) コロンビア(注) コスタリカ ドミニカ共和国 エクアドル(注) グアテマラ(注) ガイアナ(注) ハイチ ホンジュラス(注) メキシコ(注) ニカラグア パナマ(注) パラグアイ ペルー(注) スリナム(注) トリニダード・トバゴ(注) ベネズエラ(注)	三六二 七 一九 一五七 一九 七 七 一一 八 一二 七 八 一五 八 八 一〇 二四 一〇 七 一八
総計	一、〇〇〇

注 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の加盟国

付表B 千九百九十四年の国際熱帯木材協定を承継する協定の交渉のための国際連合会議に出席した政府であつて第二条(定義)に定義する加盟消費国となる可能性を有するものの一覧表 アルバニア アルジェリア オーストラリア(注) カナダ(注) 中国(注) エジプト(注) 欧州共同体(注) オーストリア(注) ベルギー(注) チェコ共和国 エストニア フィンランド(注) フランス(注) ドイツ(注) ギリシャ(注) アイルランド(注) イタリア(注) リトアニア ルクセンブルク(注) オランダ(注) ポーランド	ポルトガル(注) スロバキア スペイン(注) スウェーデン(注) グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国(注) イラン・イスラム共和国 イラク 日本国(注) レソト 社会主義人民リビア・アラブ国 モロッコ ネパール(注) ニュージーランド(注) ノルウェー(注) 大韓民国(注) スイス(注) アメリカ合衆国(注) 注 千九百九十四年の国際熱帯木材協定の加盟国 審査報告書 総合研究開発機構法を廃止する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 平成十九年四月二十四日 内閣委員長 藤原 正司 参議院議長 扇 千景殿
---	--

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特殊法人等の改革等の一環として、総合研究開発機構法を廃止し、総合研究開発機構の財団法人への組織変更を可能にする規定を整備しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

総合研究開発機構法を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総合研究開発機構法を廃止する法律案

総合研究開発機構法を廃止する法律

総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の効力)

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法(以下「旧法」という。)の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存

するもの(以下「機構」という。)については、旧法(第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあってはその清算終了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間(以下「旧法適用期間」という。)は、なおその効力を有する。
(財団法人への組織変更)

第三条 機構は、平成二十年三月三十一日までの

間において、組織変更(その組織を変更することにより民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財団法人(以下単に「財団法人」という。)になることをいう。以下同じ。)をすることができる。この場合においては、組織変更計画書を作成しなければならない。

(組織変更計画書)

第四条 機構が組織変更をする場合には、組織変更計画書において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の財団法人(以下「組織変更後財団法人」という。)の目的(機構の目的と同様のものに限る。)

二 民法第三十七条第二号から第五号までに掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更後財団法人の寄附行為で定める事項

四 組織変更後財団法人の理事の氏名
五 組織変更後財団法人に監事を置く場合には、監事の氏名

(組織変更の認可)

第五条 機構の組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、機構の代表者の氏名を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 組織変更後財団法人の寄附行為の案

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

(組織変更に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第六条 機構は、前条第一項の認可があつたときは、当該認可の通知のあつた日から二週間以内に、組織変更計画書の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。次項において同じ。)を作成し、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 政府以外の出資者及び機構の債権者は、機構

が前項の書面又は電磁的記録(附則第二十九条第二号において「組織変更計画書等」という。)を備え置いた日から附則第十条第一項の規定により組織変更がその効力を生ずる日までの間、機構に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、機構の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。)であつて機構の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(債権者の異議)

第七条 機構の債権者は、機構に対し、組織変更について異議を述べることができる。

2 機構は、前条第一項の期間内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

官 報 (号 外)

二 組織変更後財団法人の名称及び住所 三 債権者が一定の期間内に異議を述べることを できる旨	三 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べな かつたときは、当該債権者は、当該組織変更に ついて承認をしたものとみなす。	四 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べ たときは、機構は、当該債権者に対し、弁済 し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債 権者に弁済を受けさせることを目的として信託 会社等(信託会社(信託業法(平成十六年法律第 百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社 をいう。及び信託業務を営む金融機関(金融機 関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八 年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受け た金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信 託しなければならない。ただし、当該組織変更 をしても当該債権者を害するおそれがないとき は、この限りでない。	(政府以外の出資者に対する持分の払戻し) 第八条 機構は、附則第五条第一項の認可の通知 があつたときは、政府以外の出資者に対し、直 ちにその持分の全部又は一部の払戻しの請求を することができる旨を催告しなければならない い。	二 政府以外の出資者は、機構に対し、附則第五 条第一項の認可の通知のあつた日から二月を経 過する日までの間に限り、その持分の全部又は	一部の払戻しの請求をすることができる。 三 機構は、前項の請求があつたときは、附則第 二条の規定によりなおその効力を有することと される旧法第五条第一項の規定にかかわらず、 当該請求をした者に対し、前条第二項第三号の 期間の経過後、当該請求に係る持分に係る出資 額に相当する金銭の払戻しをしなければならない い。ただし、同条第四項本文に規定する場合に は、すべての同項の規定による弁済、担保の提 供又は信託をした後に限り、その払戻しをする ことができる。	四 前項の規定による払戻しをした場合において は、機構は、その払戻しをした金額により資本 金を減少するものとする。 (組織変更の登記) 第九条 機構は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める日から、その主たる事 務所の所在地においては二週間以内に、その従 たる事務所の所在地においては三週間以内に、 機構については解散の登記(第一号に掲げる場 合にあつては、資本金の減少の登記及び解散の 登記)をし、組織変更後財団法人については設 立の登記をしなければならない。	一 前条第二項の請求があつた場合 当該請求 に係る払戻しが終了した日 二 前条第二項の請求がなかつた場合 同項の 期間の経過する日又は附則第七条の規定によ る手続が終了した日のいずれか遅い日	二 組織変更後財団法人は、前項の登記をしたと きは、遅滞なく、当該組織変更後財団法人の登 記事項証明書添付して内閣総理大臣にその旨 を届け出なければならない。 三 前二項に定めるもののほか、組織変更後財団 法人の登記について必要な事項は、政令で定め る。 (組織変更の効力の発生等) 第十条 機構の組織変更は、前条第一項の設立の 登記(その主たる事務所の所在地においてする ものに限り。)をすることによつて、その効力を 生ずる。	二 機構が前項の登記をした時は、附則第五条第 一項の認可は、財団法人の設立の許可とみな す。 (出資者の持分の取扱い) 第十一条 政府の持分に係る出資額は、附則第二 条の規定によりなおその効力を有することとさ れる旧法第五条第一項の規定にかかわらず、前 条第一項に規定する設立の登記の時に政府に対 してその全額が払い戻されたものとみなし、か つ、その払い戻されたものとみなされた金額に 相当する金銭が、当該登記の時にあって、政府 から組織変更後財団法人に対し無利子で貸し付 けられたものとする。	二 前項の規定による貸付金の償還期間は、八年 (三年以内の据置期間を含む。)以内とする。 三 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ	四 政府以外の出資者の持分に係る出資額(附則 第八条第三項の規定による払戻しがあつたもの を除く。)は、附則第二条の規定によりなおその 効力を有することとされる旧法第五条第一項の 規定にかかわらず、前条第一項に規定する設立 の登記の時に当該出資者に対してその全額が払 い戻されたものとみなし、かつ、その払い戻さ れたものとみなされた金額に相当する金銭が、 当該登記の時にあって、当該出資者から組織変 更後財団法人に対し、無利子で貸し付けられた ものとする。 (機構の解散) 第十二条 平成二十年三月三十一日の経過する時 に現に存する機構は、その時に解散する。	二 前項に規定する日までに附則第五条第一項の 認可の申請に対する処分がされないときは、当 該申請は、同日に、却下されたものとみなす。 (清算中の機構の能力) 第十三条 解散した機構は、清算の目的の範囲内 において、その清算の終了に至るまではなお存 続するものとみなす。 (清算人) 第十四条 機構が解散したときは、会長及び理事 長が、その清算人となる。ただし、定款で定め る役員の選任方法により会長及び理事長以外の 者が選任されたときは、この限りでない。	二 組織変更後財団法人は、前項の登記をしたと きは、遅滞なく、当該組織変更後財団法人の登 記事項証明書添付して内閣総理大臣にその旨 を届け出なければならない。 三 前二項に定めるもののほか、組織変更後財団 法人の登記について必要な事項は、政令で定め る。 (組織変更の効力の発生等) 第十条 機構の組織変更は、前条第一項の設立の 登記(その主たる事務所の所在地においてする ものに限り。)をすることによつて、その効力を 生ずる。	二 機構が前項の登記をした時は、附則第五条第 一項の認可は、財団法人の設立の許可とみな す。 (出資者の持分の取扱い) 第十一条 政府の持分に係る出資額は、附則第二 条の規定によりなおその効力を有することとさ れる旧法第五条第一項の規定にかかわらず、前 条第一項に規定する設立の登記の時に政府に対 してその全額が払い戻されたものとみなし、か つ、その払い戻されたものとみなされた金額に 相当する金銭が、当該登記の時にあって、政府 から組織変更後財団法人に対し無利子で貸し付 けられたものとする。	二 前項の規定による貸付金の償還期間は、八年 (三年以内の据置期間を含む。)以内とする。 三 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ
--	---	--	--	---	---	---	---	--	--	---	--	--	--	--	---

(裁判所による清算人の選任)

第十五条 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第十七条 清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第十九条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

い。

2 前項の公告には、債権者がある期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、機構の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の機構についての破産手続の開始)

第二十一条 清算中に機構の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の機構が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の機構が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第二十二条 附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十七条第一項及び第二項の規定による分配をした後、なお帰属が定まらない残余財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第二十三条 機構の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 機構の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第二十四条 機構の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第二十五条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第二十六条 裁判所は、附則第十五条の規定により清算人を選任した場合には、機構が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第二十七条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第二十八条 裁判所は、機構の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、附則第二十六条中「当該清算人及び監事」とあるのは、「機構及び当該検査役」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十九条 機構の役員又は清算人は、次のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定による公告若しくは催告をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは催告をしたとき。

二 附則第六条第一項の規定に違反して、組織変更計画等を備え置かず、又は組織変更計画書等に虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 正当な理由がないのに、附則第六条第二項各号に掲げる請求を拒んだとき。

四 附則第七条第四項の規定に違反したとき。

五 附則第九条第一項の登記をすることを怠ったとき。

六 附則第二十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。 (罰則に関する経過措置) 第三十条 旧法適用期間の経過前にした行為に対する罰則の適用については、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 (国立国会図書館法等の一部改正) 第三十一条 次に掲げる法律の規定中総合研究開発機構の項を削る。 一 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)別表第一 二 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百十九号)別表 三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表 四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表 五 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表 六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第三 七 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表 (地方税法の一部改正) 第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。	第七十二条の五第一項第七号中、「総合研究開発機構」を削る。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第三十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。附則第三十八条において「一般社団・財団法人法等整備法」という。)の一部を次のように改正する。 第百六十二条を次のように改める。 第百六十二条 削除 (国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置) 第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。 一 国立国会図書館法別表第一 総合研究開発機構の項 二 地方税法第七十二条の五第一項第七号 三 行政事件訴訟法別表総合研究開発機構の項 四 所得税法別表第一第一号の表総合研究開発機構の項 五 法人税法別表第二第一号の表総合研究開発機構の項	機構の項 六 消費税法別表第三第一号の表総合研究開発機構の項 七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一 総合研究開発機構の項 八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表総合研究開発機構の項 第三十五条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第二号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定(旧法適用期間中であつては、前条第三号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき提起された機構を被告とする抗告訴訟の管轄については、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 第三十六条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第六号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定(旧法適用期間中であつては、附則第三十四条第七号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。	では、附則第三十四条第八号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、機構が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 機構の役員又は職員であつた者 二 機構から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者 3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。 第三十八条 機構が解散をする場合において、一	機構の項 六 消費税法別表第三第一号の表総合研究開発機構の項 七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一 総合研究開発機構の項 八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表総合研究開発機構の項 第三十五条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第二号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定(旧法適用期間中であつては、前条第三号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき提起された機構を被告とする抗告訴訟の管轄については、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 第三十六条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第六号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定(旧法適用期間中であつては、附則第三十四条第七号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。	では、附則第三十四条第八号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、機構が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 機構の役員又は職員であつた者 二 機構から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者 3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。 第三十八条 機構が解散をする場合において、一	機構の項 六 消費税法別表第三第一号の表総合研究開発機構の項 七 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第一 総合研究開発機構の項 八 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律別表総合研究開発機構の項 第三十五条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第二号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定(旧法適用期間中であつては、前条第三号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき提起された機構を被告とする抗告訴訟の管轄については、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 第三十六条 旧法適用期間の経過前に附則第三十一条第六号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定(旧法適用期間中であつては、附則第三十四条第七号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。	では、附則第三十四条第八号の規定によりなおその効力を有することとされるものを含む。)に基づき機構がした行為及び機構に対してされた行為については、機構が解散をした場合を除き、旧法適用期間の経過後も、なお従前の例による。 2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、機構が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 一 機構の役員又は職員であつた者 二 機構から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者 3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た機構が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。 第三十八条 機構が解散をする場合において、一
---	---	--	--	--	--	--	--

般社団・財団法人法等整備法の施行の日が旧法適用期間の経過前となるときは、当該施行の日以後における附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第九条の規定の適用については、同条の見出し中「民法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」と、同条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力等)及び第五十条(法人の住所)」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条(住所)及び第七十八条代表者の行為についての損害賠償責任」とする。

審査報告書

消防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十四日

総務委員長 山内 俊夫

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大規模な建築物その他の工作物における火災その他の災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び火

災以外の災害による被害の軽減のための管理体制の整備を義務付ける等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地域全体における災害対応に万全を期するため、事業所の作成する消防計画については、地域防災計画及び市町村消防計画との整合性が図られるよう、地方公共団体及び事業所に周知徹底すること。また、事業所の行う防災管理が地震対策の新技术等を踏まえた実効的なものとなるよう、防災管理者等に対する講習内容の充実とともに、ガイドラインの作成や情報提供等を行うこと。

二、自衛消防組織の行う応急活動の確実な実施に向けて、平素から十分な訓練を行うよう助言するとともに、その組織編制については、防火対象物の構造及び用途等への適合、適切な人員配置及び活動資機材の整備等が図られるようにすること。また、本法施行までの間、自衛消防組織の設置については、事業所の自主的な取組が行われるよう促すこと。

三、事業所の設置する自衛消防組織及び消防計画の作成状況等についての実態把握に努めるとともに、これらの未設置状況等に対しては適切な指導等を行うことにより確実な是正を図るよう、地方公共団体に周知徹底すること。また、予防事務を担当する職員の対応能力を強化するため、要員の確保及び教育訓練の充実等を図るとともに、必要に応じ財政措置を講じること。

消防法の一部を改正する法律案
消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項第一号及び第二号中「第八条の二第三項」の下に、「第八条の二の五第三項」を加える。

第八条の二の二第二項中「及び次条第一項」を「次条第一項及び第三十六条第三項」に改める。

第八条の二の三第一項第二号イ及び第六項第二号中「第四項」の下に、「第八条の二の五第三項」を加える。

第八条の二の四の次に次の一条を加える。

第八条の二の五 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

消防長又は消防署長は、第一項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛

四、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保が求められる防火対象物については、最近の被災状況の実態等にかんがみ、大規模・高層の建築物等にとどまらず、その範囲の拡大について検討を行うこと。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について耐震診断を促進し、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

消防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官 報 (号 外)

消防組織を置くべきことを命ずることができる。

第五條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第三十六條中「災害に関してこれを」を「災害について」に改め、同条に第一項から第六項までとして次の六項を加える。

第八條から第八條の二の三までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。

この場合において、第八條第一項から第四項までの規定中「防火管理者」とあるのは「防災管理者」と、同条第一項中「政令」とあるのは「火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令」と、「消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上」とあるのは「避難の訓練の実施その他防災管理上」と、同条第四項、第八條の二第一項及び第八條の二の二第一項中「防火管理上」とあるのは「防災管理上」と、同項中「火災の予防に」とあるのは「火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減に」と、

「消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の

予防上」とあるのは「その他火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のために」と、同項、同条第二項及び第八條の二の三第一項第二号中「防火対象物点検資格者」とあるのは「防災管理点検資格者」と、同号イ及び同条第六項第二号中「又は第十七條の四第一項若しくは第二項」とあるのは「第十七條の四第一項若しくは第二項又は第三十六條第一項において準用する第八條第三項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

前項の建築物その他の工作物のうち第八條第一項の防火対象物であるものにあつては、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者は、同項の規定にかかわらず、前項において読み替へて準用する同条第一項の防災管理者に、同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第一項の建築物その他の工作物のうち第八條の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、同条第二項及び第一項において準用する同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物全体（第八條の二の三第一項又は第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。））についての第八條の二の二第一項の

規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検が行われ、その結果、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

第一項の建築物その他の工作物のうち第八條の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、第八條の二の三第七項及び第一項において準用する同条第七項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による認定と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた場合（当該建築物その他の工作物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該建築物その他の工作物全体が同項の規定による認定と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた場合に限る。）に限り、総務省令で定めるところにより、当該認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

第八條の二の二第三項及び第四項の規定は、前二項の表示について準用する。

第一項の建築物その他の工作物に第八條の二の五第一項の自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は、火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務を行うものと

する。

第三十六條の三第一項中「第三十六條」を「第三十六條第七項」に改める。

第四十條第一項中「各号の一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、同項第二号中「警戒防禦」を「警戒防衛」に改め、同項第三号中「第三十六條」を「第三十六條第七項」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「因つて」を「よつて」に、「本法」を「この法律」に改める。

第四十一條第一項中「これを」を削り、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の二中「第八條第四項」の下に「（第三十六條第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第二号とする。

第四十二條第一項第一号中「第八條第三項」の下に「（第三十六條第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第八号中「第三十六條」を「第三十六條第七項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第七号を第十号とし、第六号の二を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の二を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第四十四條第三号中「第八條の二の三第八項」の下に「（第三十六條第一項において準用する場合を含む。）」並びに第三十六條第一項及び第五項を加え、同条第十七号を同条第二十二号とし、同条第

十六号中「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第十五号中「故なく」を「正当な理由がなく」に、「第三十六条」を「第三十六条第七項」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第十四号を同条第十九号とし、同条第十三号を同条第十八号とし、同条第十二号の二中「第八条の二の三第八項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」並びに第三十六条第一項及び第五項を加え、同号を同条第十七号とし、同条第十二号を同条第十六号とし、同条第八号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、同条第七号の三中「第八条の二の二第一項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第十一号とし、同条第七号の二中「故なく」を「正当な理由がなく」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号中「第八条第二項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の三を同条第五号とし、同条第三号の二を同条第四号とする。

第四十五号第二号中「第四十一条第一項第二号又は第四号」を「第四十一条第一項第三号又は第五号」に改め、同条第三号中「同項第二号及び第四号」を「同項第三号及び第五号」に、「同項第五号及び第七号」を「同項第七号及び第十号」に、「第七号の三若しくは第八号」を「第十一号若しくは第十二号」に改める。

第四十六号の五中「第八条の二の三第五項」の下に「第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(大規模地震対策特別措置法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第八条の二第一項」の下に「これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

一 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第八条第一項第一号

二 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)第八条第一項第一号

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第八条第一項第一号

審査報告書

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年四月二十四日

農林水産委員長 加治屋義人

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十七年十二月に閣議決定された行政改革の重要方針の中で日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の改革の方向性が示されたこと、近年の景気の低迷、国民の娯楽の多様化等に伴い、競馬の売上げが減少し、特に地方競馬の運営が厳しい状況であることから、地方競馬全国協会に地方競馬主催者を代表する者等から構成される運営委員会を新たに設置し、同協会を地方競馬主催者が主体となつて運営する法人とし、日本中央競馬会においても、知見を有する者等から構成される経営委員会を新たに設置する等の組織改正を行うとともに、地方競

馬主催者の事業収支を改善する観点から、現行の競馬連携計画を競馬活性化計画に改正する等の競馬事業の活性化措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十九年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律案

競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律

(競馬法の一部改正)

第一条 競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の三十七」を「第二十三条の四十六」に改める。

第二十一条中「日本中央競馬会」の下に、「地方競馬全国協会」を加える。

第二十三条の二第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中、「当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て」を削る。

第二十三条の第三項中、「地方競馬全国協会の会長は」を削り、「第二十三条の二十六第一項の評議員会の意見を聴かなければ」を「第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければ」に改める。

第二十三条の六第三項中、「当該都道府県又は当該指定市町村の議会の議決を経て」を削る。

第二十三条の七の見出し中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第一項中「相互に連携を図り、」を「相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより、」に、「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第二項中「競馬連携計画には」を「競馬活性化計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同項第四号中「当該都道府県を」を「当該都道府県又は当該指定市町村が地方競馬全国協会による調整又は助言に基づいて行う当該都道府県に、」その他を「又は出走の条件に改め、調整の下に」その他の競走の魅力を高めるために必要な措置を加え、同項第五号中「当該指定市町村が」の下に「単独で又は」を、「その他の」の下に「地方競馬の活性化に資するを加え、同項第六号中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第三項中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同項に次の一号を加える。

三 競馬活性化計画に当該都道府県又は当該指定市町村が単独で行う事業に関する事項が定められている場合にあっては、当該事業が競馬の実施に関する相互の連携の促進その他地方競馬の活性化に資するものであること。

第二十三条の七第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、地方競馬全国協会の意見を聴かなければならない。

5 前項の場合において、地方競馬全国協会が意見を述べようとするときは、あらかじめ、第二十三条の十七第一項の運営委員会の議決を経なければならない。

第二十三条の八の見出し中「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第一項中「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第八号」に、「競馬連携計画」を「競馬活性化計画」に改め、同条第二項中「係る競馬連携計画」を「係る競馬活性化計画」に、「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同条第三項中「及び第四項」を「から第六項まで」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。
第三章中第二十三条の三十七を第二十三条の四十六とし、第二十三条の三十六を第二十三条の四十五とし、第二十三条の三十五を第二十三条の四十四とする。

第二十三条の三十四第二号中「第二十三条の二十八第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第六号及び第八号」に、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改め、同条を第二十三条の四十三とする。

第二十三条の三十三第一号中「第二十三条の二十八第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第九号に改め、同条第二号中「第二十三条の二十八第一項第七号」を「第二十三条の三十六第一項第十号」に改め、同条を第二十三条の四十二とし、第二十三条の三十二を第二十三条の四十一とする。

第二十三条の三十一第二項を削り、同条を第二十三条の四十とし、第二十三条の三十を第二十三条の三十九とする。

第二十三条の二十九第二項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「前条第一項第五号及び第六号」を「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」に、「及び当該」を、「当該補助の申請及び決定の手続その他当該」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
六 第二十三条の三十六第二項の業務を行う場合には、当該業務に関する事項

第二十三条の二十九第二項第二号の次に次の二号を加える。
三 第二十三条の三十六第二項第五号に掲げる業務に関する事項

四 第二十三条の三十六第一項第六号に掲げる業務に係る設置等の対象となる施設又は設備の範囲及び当該設置等の方法

第二十三条の二十九第三項を削り、同条を第二十三条の三十八とする。

第二十三条の二十八第一項第九号を第十二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、同項第五号中「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五 競馬の開催回数、一回の開催日数、開催の日取り及び競走の編成その他競馬の開催に関し、都道府県若しくは指定市町村間における必要な調整を行い、又は都道府県若しくは指定市町村に対して必要な助言を行うこと。

六 都道府県又は指定市町村が共同して利用する競馬の事業のための施設又は設備の設置又は整備（第二十三条の三十八第二項第四号において「設置等」という。）を行うこと。

七 地方競馬に関する調査及び研究を行うこと。

第二十三条の二十八第二項中「前項第九号に掲げる業務」を「第一項第十二号に掲げる業務又は前項の業務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。
2 協会は、前項に掲げる業務のほか、第二十

一条の規定により委託を受けて競馬の実施に
関する事務を行うことができる。

第二十三条の二十八を第二十三条の三十六と
し、同条の次に次の一条を加える。

(補助の業務の適正な実施)

第二十三条の三十七 協会は、前条第一項第九
号の規定による補助(次項において「補助」と
いう。)を公正かつ効率的に行わなければなら
ない。

2 協会から補助を受けて事業を行う者は、次
条第一項の認可を受けた業務方法書及び当該
補助の目的に従つて誠実に当該事業を行わな
ければならない。

第二十三条の二十七第一項中「二十五人」を
「十二人」に改め、同条第二項中「関係行政機関
の職員及び」を削り、「農林水産大臣が」を「理事
長が農林水産大臣の認可を受けて」に改め、同
条第四項中「第二十三条の十八第四項及び第二
十三条の二十第二項」を「第二十三条の十九第三
項及び第二十三条の二十八第二項」に改め、同
条を第二十三条の三十五とする。

第二十三条の二十六第二項中「この法律によ
りその所掌事務に属させた事項を処理するほ
か、会長」を「理事長」に改め、同条第三項中「会
長」を「理事長」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 理事長は、次に掲げる事項については、あ

らかじめ、評議員会の意見を聴かなければな
らない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 予算及び決算

四 事業計画の作成及び変更

第二十三条の二十六を第二十三条の三十四と
する。

第二十三条の二十五を削る。

第二十三条の二十四中「会長」を「理事長」に改
め、同条を第二十三条の三十二とし、同条の次
に次の一条を加える。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三条の三十三 第二十三条の二十三の規
定は、協会の役員及び職員について準用す
る。

第二十三条の二十三中「会長は、副会長」を
「理事長は、副理事長」に改め、同条を第二十三
条の三十一とする。

第二十三条の二十二中「会長」を「理事長」に改
め、同条を第二十三条の三十とし、第二十三
条の二十一を第二十三条の二十九とする。

第二十三条の二十第一項中「農林水産大臣又
は会長」を「運営委員会又は理事長」に改め、同
条第二項中「農林水産大臣又は会長」を「運営委
員会又は理事長」に、「該当する」を「該当するに
至つた」に改め、「ときは」の下に「農林水産大
臣の認可を受けて」を加え、同条第三項中「会

長」を「理事長」に、「あらかじめ、農林水産大臣
の認可を受けなければ」を「運営委員会の同意
を得なければ」に改め、同条に次の二項を加え
る。

4 役員が第二項各号のいずれかに該当するに
至つたときは、農林水産大臣は、運営委員会
又は理事長に対し、期間を指定して、それぞ
れその任命に係る役員を解任すべきことを命
ずることができる。

5 運営委員会が前項の命令に違反したとき
は、農林水産大臣は、同項の命令に係る理事
長又は監事を解任することができる。

第二十三条の二十を第二十三条の二十八とす
る。

第二十三条の十九各号を次のように改める。

一 第二十三条の二十一第一項各号に掲げる
者

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の
者を除く。)

第二十三条の十九を第二十三条の二十七とす
る。

第二十三条の十八第一項中「会長」を「理事長」

に、「農林水産大臣が」を「運営委員会が農林水
産大臣の認可を受けて」に改め、同条第二項中
「副会長」を「副理事長」に、「会長が」を「理事長
が」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中
「会長及び副会長」を「理事長及び副理事長」に改
め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の一項を加える。

3 理事長は、前項の規定により副理事長及び
理事を任命しようとするときは、運営委員会
の同意を得なければならない。

第二十三条の十八に次の一項を加える。

5 第二十三条の十九第三項の規定は、役員に
ついて準用する。

第二十三条の十八を第二十三条の二十六とす
る。

第二十三条の十七第一項中「会長」を「理事長」
に改め、同条第二項中「副会長」を「副理事長」
に、「会長を」を「理事長を」に、「会長に」を「理
事長に」に、「会長が」を「理事長が」に改め、同
条第三項中「会長の」を「理事長の」に、「会長及
び副会長」を「理事長及び副理事長」に改め、同
条第五項中「会長」を「運営委員会、理事長」に改
め、同条を第二十三条の二十五とする。

第二十三条の十六中「会長」を「理事長」
に、「副会長」を「副理事長」に改め、同条を第二
十三條の二十四とする。

第二十三条の十五の次に次の八条を加える。

(定款)

第二十三条の十六 協会は、定款をもつて、次
に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する事項

官 報 (号 外)

五 運営委員会の委員の選任及び解任その他運営委員会に関する事項 六 評議員会に関する事項 七 役員に関する事項 八 業務及びその執行に関する事項 九 財務及び会計に関する事項 十 公告の方法 2 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (運営委員会の設置及び組織) 第二十三条の十七 協会に、運営委員会を置く。 2 運営委員会は、委員九人以内で組織する。 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 競馬を行う都道府県及び指定市町村(第二十三条の十九第一項において「競馬を行う都道府県等」という。)の長 七人以内 二 学識経験を有する者 二人以内 (運営委員会の権限) 第二十三条の十八 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の作成及び変更 三 予算及び決算 四 事業計画の作成及び変更 五 第二十三条の三十六第一項第五号に掲げる業務の実施に関する方針の決定又は変更	六 その他定款で定める事項 (運営委員会の委員) 第二十三条の十九 委員は、定款で定めるところにより、競馬を行う都道府県等の長をもつて構成する会議(第二十三条の二十二において「会議」という。)が選任する。 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。 4 第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員は、その都道府県若しくは指定市町村の長でなくなつたとき、又はその都道府県若しくは指定市町村が競馬の事業からの撤退をしたときは、その職を失うものとする。 (運営委員会の委員長) 第二十三条の二十 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。 (委員の欠格条項) 第二十三条の二十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第一号に掲げる委員となることができない。 一 破産者で復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行	を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 三 この法律又は日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者 四 地方競馬に係る馬主の登録を受けている者 五 協会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条の十七第三項第二号に掲げる委員となることができない。 一 前項各号に掲げる者 二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。) (委員の解任) 第二十三条の二十二 会議は、定款で定めるところにより、委員が前条の規定により委員となることができないう者に該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。 2 会議は、定款で定めるところにより、委員	が、次の各号のいずれかに該当するに至つたとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 二 職務上の義務違反があるとき。 (委員の公務員たる性質) 第二十三条の二十三 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 第二十四条の二第二項中「又は私人(以下「競馬事務受託者」という。)を若しくは私人以下「競馬事務受託者」という。又は協会(以下「競馬事務受託者等」という。に、「当該競馬事務受託者」を「当該競馬事務受託者等」に改める。 第二十五条第三項中「競馬事務受託者」を「競馬事務受託者等」に改める。 第三十二条の七中「第二十三条の三十三」を「第二十三条の四十二」に改める。 第三十二条の九第三号中「第二十三条の二十八第一項に掲げる」を「第二十三条の三十六第一項及び第二項の」に改め、同条第四号中「第二十三条の三十四」を「第二十三条の四十三」に改め、同条第五号中「第二十三条の三十六第二項」を「第二十三条の四十五第二項」に改める。 附則第六条第一項中「第二十三条の三十四」を「第二十三条の四十三」に改め、同条第二項中
--	---	--	---

「第二十三條の三十四第一号」を「第二十三條の四十三第一号」に、「第二十三條の三十四」を「第二十三條の四十三」に、「附則第六條第一項」を「附則第九條第一項」に改め、同条を附則第九條とする。

附則第五條第一項中「平成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「第二十三條の三十三」を「第二十三條の四十二」に、「第二十三條の二十八第一項第五号」を「第二十三條の三十六第一項第六号及び第八号」に、「及びこれに」を「並びにこれらに」に、「競馬連携勘定」を「競馬活性化勘定」に改め、同条第二項中「平成二十一事業年度」を「平成二十四事業年度」に改め、同項第一号中「第二十三條の二十八第一項第五号」を「第二十三條の三十六第一項第六号及び第八号」に改め、同項第二号中「認定競馬連携計画」を「認定競馬活性化計画」に改め、同条を附則第八條とし、附則第四條の次に次の三條を加える。

(給付金の交付等)

第五條 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第十九條に規定する業務のほか、当分の間、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た

額(勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額)を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額(以下この条において「一号給付金」という。)

二 当該勝馬投票の的中者

第七條第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合(第十條第一項の端数切捨てにより勝馬投票券の券面金額となる場合を含む。)において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額(以下この条において「二号給付金」という。)

二 当該勝馬投票の的中者

一号給付金を交付する場合において、前項第一号の規定によつて算出した金額に一元未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

二 当該勝馬投票の的中者

二号給付金は、当該二号給付金の交付の対象となる勝馬投票法の種類ごとの払戻金の総額に当該勝馬投票法の種類ごとの二号給付金の総額を加算した額が当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額を超える場合は、交付してはならない。

一 一号給付金又は二号給付金を交付する場合において、当該一号給付金又は当該二号給付金に係る債権は、六十日間行わないときは、時効によつて消滅する。

第一項の規定により同項に規定する業務が

行われる場合には、日本中央競馬会法第二十九條の二第一項及び第五項中「第十九條第三項及び第四項」とあるのは「第十九條第三項及び第四項並びに競馬法附則第五條第一項」と、同法第四十條第三号中「第十九條」とあるのは「第十九條又は競馬法附則第五條第一項」とする。

第六條 都道府県又は指定市町村は、当分の間、その競馬の事業の収支の状況からみて、競馬の円滑な実施に支障がないものと認められるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けて、次の各号に掲げる金額を、当該各号に定める者に対し、交付することができる。

一 当該競走に対する当該勝馬投票法の種類ごとの勝馬投票券の売得金の額に政令で定める率を超えない範囲内の率を乗じて得た額(勝馬が複数あるときは、当該額を勝馬の数で除した額)を当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分した額に相当する金額(次項において「一号給付金」という。)

二 当該勝馬投票の的中者

第七條第一項から第三項までの規定により算出した金額が、勝馬投票券の券面金額以下となる場合において、当該勝馬に対する各勝馬投票券につき、その券面金額の十分の一に相当する金額(次項において「二号給付金」という。)

2 前条第三項の規定は二号給付金について、同条第四項の規定は一号給付金及び二号給付金について準用する。

(特定事業収支改善措置を実施した都道府県又は指定市町村に対する還付)

第七條 都道府県又は指定市町村は、その競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にあり、又は著しく不均衡な状況となることが確実であると見込まれるため、農林水産省令で定めるところにより、競馬場の改修その他の競馬の事業の収支の改善を図る措置として農林水産省令で定めるもの(以下この項において「特定事業収支改善措置」という。)の実施以外の方法によつてはその競馬の事業の収支の改善を図ることが困難であると農林水産大臣が認めた場合において、平成二十年度から平成二十四年度までの間の各年度において特定事業収支改善措置を実施したときは、当該特定事業収支改善措置に要した費用の額について、農林水産省令で定めるところにより、当該特定事業収支改善措置を実施した年度(次項において「実施年度」という。)の翌年度に農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 協会は、農林水産省令で定めるところにより、前項の認定を受けた都道府県又は指定市町村(以下この項において「認定都道府県等」という。)の申請により、実施年度に当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金

のうち前項の認定を受けた額(その額が実施年度において当該認定都道府県等が開催した競馬に係る一号交付金の合計額の三分の一を超える場合は、当該合計額の三分の一)に相当する金額を還付しなければならない。
附則に次の一条を加える。

(総務省設置法の適用除外)

第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行後においては、協会については、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定(同条第十九号二に掲げる業務に關する事務に係る部分を除く。)は、適用しない。

(日本中央競馬会法の一部改正)

第二条 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十八条」に、「第二十条」を「第十九条」に改める。

第七条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 経営委員会に関する規定

第七条第一項中第七号の二を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の二を第十一号とする。

第八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第六号を削り、同条第二項後段を削り、同条に

次の一項を加える。

3 前項の規定は、規約の変更について準用する。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第八条の次に次の八条を加える。

(経営委員会の設置)

第八条の二 競馬会に、経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)

第八条の三 経営委員会は、競馬会の経営の基本方針及び目標その他その業務の運営の重要事項を決定する。

2 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

一 予算及び事業計画

二 決算

三 定款の変更

四 規約の制定及び変更

五 役員及び職員の給与に関する規程の制定及び変更

六 その他経営委員会が特に必要と認める事項

3 経営委員会は、競馬会の経営の目標の達成状況の評価を行う。

4 経営委員会は、役員(監事を除く。)の職務の執行を監督する。

(経営委員会の組織)

第八条の四 経営委員会は、委員六人及び理事長で組織する。

第八条の四 経営委員会は、委員六人及び理事長で組織する。

2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

い。

(経営委員会の委員の任命)

第八条の五 経営委員会の委員は、競馬会の経営に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する。

(経営委員会の委員の任期)

第八条の六 経営委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 経営委員会の委員は、再任されることができる。

(経営委員会の委員の欠格条項)

第八条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、経営委員会の委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又は競馬法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ

り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 政府又は地方公共団体の職員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む、非常勤の者を除く。)

五 競馬会の役員又は職員

六 競馬会が行う競馬に關係する馬主

七 競馬会に対する物品の売買、施設若しくは役務の提供若しくは工事の請負を業とする者であつて競馬会と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときは、その役員若しくはいかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権若しくは支配力を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

(議決の方法)

第八条の八 経営委員会は、委員長又は第八条の四第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び理事長のうちから三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 経営委員会は、競馬会の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(議事参加の制限)

第八条の九 理事長は、経営委員会が役員の給与に関する規程の制定及び変更について議決するときは、その議事に加わることができない。

第十条第五項中「ときは」の下に、「経営委員会」を加える。

第十一条第二項中「理事長が農林水産大臣の認可を受けて」を「経営委員会の同意を得て、理事長が」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 第八条の六第一項ただし書及び第二項の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

第十二条第三項を削る。

第十三条を次のように改める。

(役員欠格事項)

第十三条 第八条の七(第五号を除く。)の規定は、理事長、副理事長、理事及び監事について準用する。

第十六条を削る。

第十七条第二項中「の運営」を「の執行」に改め、同条第三項中「前条に」を「次に」に、「同条の議決前に」を「あらかじめ」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 予算及び事業計画
- 二 決算

三 定款の変更

四 規約(第八条第一項第五号に掲げる事項に係るものを除く。)の制定及び変更
第十七条第四項中「の運営」を「の執行」に改め、同条を第十六条とする。

第十八条第一項中「二十人」を「十人」に改め、同条第二項中「左に」を「次に」に、「農林水産大臣が」を「理事長が農林水産大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「第十二条第二項及び第三項」を「第八条の六第一項ただし書及び第二項」に改め、同条を第十七条とする。

第十八条の二及び第十八条の三を削り、第十九条を第十八条とする。

第三章中第二十條を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(競馬会が行う処分)

第二十條 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、法律に關し學識経験を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

- 一 馬主の登録及びその抹消
 - 二 調教師及び騎手の免許並びにその取消し
 - 三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)による異議申立てに対する決定
- 第二十條の二中「前条第四項」を「第十九条第二十条」に改め、同項を同条第四項とし、同

四項に改める。

第二十九條の二第一項及び第五項中「第二十条第三項」を「第十九条第三項」に改める。
第三十二條(見出しを含む。)中「理事会」を「経営委員会」に改める。

第三十三條の見出しを「(経営委員会の委員及び役員等の解任)」に改め、同条第一項中「係る」の下に「経営委員会の委員又は」を加え、「第十三条各号の一に」を「第八条の七各号(第十三条において第八条の七(第五号を除く。))の規定を準用する場合を含む。」のいずれかに」に改め、

「その」の下に「委員又は」を加え、同条第二項中「係る」の下に「経営委員会の委員又は」を加え、「二に」を「いずれかに」に改め、「至つたとき」の下に「その他委員又は役員たるに適しな」と認めるときを、「その」の下に「委員又は」を加え、同項第三号を削り、同条第四項中「第二項」の下に「及び前項」を加え、「及び審査会」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「前二項」とあるのは「第二項」と、「経営委員会の同意を得なければ」とあるのは「農林水産大臣の認可を受けなければ」と読み替へるものとする。
第三十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「農林水産大臣の認可を受けなければ」を「経営委員会の同意を得なければ」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、農林水産大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適當でないため競馬会の業務の運営状況が悪化した場合であつて、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

第三十七條第一項中「役員若しくは職員又は審査会の委員」を「経営委員会の委員又は役員若しくは職員」に改める。

第四十條中「二に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十條」を「第十九條」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四條、第七條及び第十二條の規定公布の日
- 二 第一条中競馬法附則第六條第二項の改正規定(附則第六條第一項)を「附則第九條第一項」に改める部分に限る。

同条を同法附則第九條とする改正規定、同法附則第五條を同法附則第八條とする改正規定及び同法附則第四條の次に三條を加える改正規定並びに第二条の規定並びに附則第八條から第十一條まで

官 報 (号 外)

及び第十九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(交付金の特例に関する経過措置)

第二条 都道府県又は指定市町村は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の競馬法(以下「旧競馬法」という。)第二十三条の二第二項の規定により旧競馬法第二十三条第一項第一号の規定による交付金(以下この項において「一号交付金」という。)の交付の期限を延長している場合において、特例期間(旧競馬法第二十三条の二第二項第一号に規定する特例期間をいう。以下この条において同じ。)が終了するまでの間においては、既に当該一号交付金の交付の期限を延長している期間と併せて五年を超えない範囲内において、当該特例期間を更に延長することができる。

2 第一条の規定による改正後の競馬法(以下「新競馬法」という。)第二十三条の二第二項及び第四項並びに第二十三条の三の規定は、前項の特例期間の延長について準用する。
(競馬連携計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧競馬法第二十三条の七第一項の認定を受けた都道府県又は指定市町村が作成した当該認定に係る競馬連携計画(旧競馬法第二十三条の八第一項の変更があったときは、その変更後のもの)は、新競馬法第二十三条の七第一項の認定に係る競馬活性化計画とみなす。

画とみなす。
(地方競馬全国協会の定款に関する経過措置)

第四条 地方競馬全国協会は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新競馬法第二十三条の十六第一項に規定する定款を作成し、農林水産大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(地方競馬全国協会の役員に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に在職する地方競馬全国協会の会長、副会長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新競馬法第二十三条の二十六第一項から第三項までの規定により理事長、副理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、施行日における旧競馬法第二十三条の十八第三項の規定による会長、副会長、理事又は監事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。
(地方競馬全国協会の評議員の任期に関する経過措置)

第六条 施行日の前日において地方競馬全国協会の評議員である者の任期は、旧競馬法第二十三条の二十七第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。
(日本中央競馬会の定款に関する経過措置)

第七条 日本中央競馬会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)までに、その定款を第二条の規定による改正後の日本中央競馬会法(以下「新中央競馬会法」という。)第七条第一項の規定に適合するように変更し、農林水産大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、一部施行日から生ずるものとする。

(日本中央競馬会の規約に関する経過措置)

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の日本中央競馬会法(以下「旧中央競馬会法」という。)第八条第一項の規定により定められている規約であつて役員及び職員の給与に関するものは、その制定について新中央競馬会法第八条の三第二項の規定による経営委員会の議決を経た同項第五号の規程とみなす。
(日本中央競馬会の役員に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に在職する日本中央競馬会の副理事長又は理事である者は、それぞれ一部施行日に新中央競馬会法第十一条第二項の規定により副理事長又は理事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新中央競馬会法第十二条第一項の規定にかかわらず、一部施行日における旧中央競馬会法第十二条第一項の規定による副理事長又は理事としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

(日本中央競馬会の運営審議会の委員の任期に関する経過措置)

第十条 一部施行日の前日において日本中央競馬会の運営審議会の委員である者の任期は、旧中央競馬会法第十八条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。
(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、新競馬法及び新中央競馬会法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(国立国会図書館法の一部改正)

第十四条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。
別表第一地方競馬全国協会の項を削る。
別表第二日本下水道事業団の項の前に次のように加える。

地方競馬全国協会

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)

(行政事件訴訟法等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の表地方競馬全国協会の項を削る。

一 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百十九号)別表

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)別表第

三 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)別表

(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置) 第十六条 この法律の施行前に前条第一号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された地方競馬全国協会を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に附則第十五条第二号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき地方競馬全国協会がした行為及び地方競馬全国協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前に附則第十五条第三号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下この条において「旧法」という。)に基づき地方競馬全国協会がした行為及び地方競馬全国協会に対してなされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 地方競馬全国協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

二 地方競馬全国協会から旧法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者又は従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た地方競馬全国協会がこの法律の施行前に保有していた旧法第二条第三項に規定する保有

個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三百四十条のうち日本中央競馬会法第十九条の改正規定中「第十九条」を「第十八条」に改める。

投票者氏名

日程第一 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

阿部 正俊君

愛知 治郎君

二〇五名

青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	小野 清子君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
片山虎之助君	神取 忍君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イツセイ君	香掛 哲男君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小林 温君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	山東 昭子君
清水嘉与子君	椎名 一保君
陣内 孝雄君	末松 信介君
鈴木 政二君	関口 昌一君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
鶴保 庸介君	中川 雅治君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中曾根弘文君	中原 爽君

中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	谷合 正明君	遠山 清彦君	岩永 浩美君	小野 清子君
西島 英利君	西銘順志郎君	芝 博一君	島田智哉子君	西田 実仁君	浜四津敏子君	大仁田 厚君	大野つや子君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	下田 敦子君	主濱 了君	弘友 和夫君	福本 潤一君	太田 豊秋君	岡田 直樹君
南野知恵子君	橋本 聖子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	松 あきら君	山口那津男君	岡田 広君	荻原 健司君
林 芳正君	福島啓史郎君	田名部匡省君	高嶋 良充君	山下 栄一君	山本 香苗君	加治屋義人君	加納 時男君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	沢ノマル子君	津田弥太郎君	山本 保君	渡辺 孝男君	狩野 安君	景山俊太郎君
舩添 要一君	松田 岩夫君	角田 義一君	富岡由紀夫君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	片山虎之助君	神取 忍君
松村 祥史君	松山 政司君	内藤 正光君	直嶋 正行君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	木村 仁君	岸 宏一君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	紙 智子君	小池 晃君	岸 信夫君	北岡 秀二君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	白 眞勲君	林 久美子君	小林美恵子君	大門実紀史君	北川イッセイ君	倉田 寛之君
山崎 力君	山崎 正昭君	平田 健二君	平野 達男君	仁比 聡平君	吉川 春子君	小泉 昭男君	小泉 昭雄君
山下 英利君	山谷えり子君	広田 一君	広中和歌子君	近藤 正道君	福島みずほ君	倉田 寛之君	小泉 昭雄君
山本 一太君	山本 順三君	広野ただし君	福山 哲郎君	淵上 貞雄君	又市 征治君	小林 温君	鴻池 祥肇君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	藤末 健三君	藤本 祐司君	亀井 郁夫君	後藤 博子君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
若林 正俊君	脇 雅史君	藤原 正司君	前川 清成君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	坂本由紀子君	山東 昭子君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	前田 武志君	松井 孝治君	荒井 広幸君	今泉 昭君	清水嘉与子君	椎名 一保君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松岡 徹君	松下 新平君	鈴木 陽悦君		陣内 孝雄君	末松 信介君
家西 悟君	池口 修次君	円 より子君	水岡 俊一君			鈴木 政二君	関口 昌一君
犬塚 直史君	江田 五月君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			田浦 直君	田中 直紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君	築瀬 進君	柳澤 光美君			田村 公平君	田村耕太郎君
尾立 源幸君	大石 正光君	柳田 稔君	山下八洲夫君			伊達 忠一君	竹山 裕君
大江 康弘君	大久保 勉君	山根 隆治君	蓮 舫君			武見 敬三君	谷川 秀善君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君			鶴保 庸介君	中川 雅治君
神本美恵子君	木俣 佳文君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君			中川 義雄君	中島 啓雄君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	浮島とも子君	加藤 修一君			中曾根弘文君	中原 爽君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	風間 昶君	草川 昭三君			中村 博彦君	二之湯 智君
郡司 彰君	小林 正夫君	木庭健太郎君	澤 雄二君			西島 英利君	西銘順志郎君
小林 元君	輿石 東君	白浜 一良君	高野 博師君			野上浩太郎君	野村 哲郎君

反対者氏名

○名

日程第四 総合研究開発機構法を廃止する法律案
(内閣提出)

賛成者氏名

二〇六名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君

南野知恵子君	橋本 聖子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	福本 潤一君	松 あきら君	岡田 広君	荻原 健司君
林 芳正君	福島啓史郎君	田名部匡省君	高嶋 良充君	山口那津男君	山下 栄一君	加治屋義人君	加納 時男君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	千葉 景子君	シラミズテイ君	山本 香苗君	山本 保君	狩野 安君	景山俊太郎君
舛添 要一君	松田 岩夫君	津田弥太郎君	角田 義一君	渡辺 孝男君	鱈淵 洋子君	片山虎之助君	神取 忍君
松村 祥史君	松山 政司君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	岸 信夫君	北岡 秀二君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	小池 晃君	小林美恵子君	北川イツセイ君	倉田 寛之君
山崎 力君	山崎 正昭君	林 久美子君	平田 健二君	大門実紀史君	仁比 聡平君	倉田 寛之君	小泉 昭男君
山下 英利君	山谷えり子君	平野 達男君	広田 一君	吉川 春子君	近藤 正道君	小泉 昭男君	小林 温君
山本 一太君	山本 順三君	広中和歌子君	広野ただし君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	佐藤 昭郎君	坂本由紀子君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	福山 哲郎君	藤末 健三君	又市 征治君	亀井 郁夫君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君
若林 正俊君	脇 雅史君	藤本 祐司君	藤原 正司君	後藤 博子君	田村 秀昭君	鈴木 政二君	田浦 直君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	前川 清成君	前田 武志君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	鈴木 政二君	田村耕太郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松下 新平君	松岡 徹君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	田村 公平君	伊達 忠一君
家西 悟君	池口 修次君	水岡 俊一君	円 より子君			武見 敬三君	鶴保 庸介君
犬塚 直史君	江田 五月君	森 ゆうこ君	峰崎 直樹君			中川 義雄君	中川 雅治君
小川 勝也君	小川 敏夫君	柳澤 光美君	柳田 稔君			中村 博彦君	中村 博彦君
尾立 源幸君	大石 正光君	柳澤 光美君	山根 隆治君			西島 英利君	野上浩太郎君
大江 康弘君	大久保 勉君	蓮 舫君	和田ひろ子君			泉 信也君	市川 一朗君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君			岩井 國臣君	岩城 光英君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	魚住裕一郎君	浮島とも子君			岩永 浩美君	小野 清子君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	加藤 修一君	風間 昶君			大仁田 厚君	大野つや子君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	草川 昭三君	木庭健太郎君			太田 豊秋君	岡田 直樹君
郡司 彰君	小林 正夫君	澤 雄二君	白浜 一良君				
小林 元君	奥石 東君	高野 博師君	谷合 正明君				
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	遠山 清彦君	西田 実仁君				
芝 博一君	島田智哉子君	浜四津敏子君	弘友 和夫君				
下田 敦子君	主濱 了君						

日程第五 消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

賛成者氏名

二〇六名

反対者氏名

〇名

舛添 要一君	松田 岩夫君	津田弥太郎君	角田 義一君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	片山虎之助君	神取 忍君
松村 祥史君	松山 政司君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	緒方 靖夫君	紙 智子君	岸 信夫君	北岡 秀二君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	小池 晃君	小林美恵子君	北川イツセイ君	香掛 哲男君
山崎 力君	山崎 正昭君	林 久美子君	平田 健二君	大門実紀史君	仁比 聡平君	倉田 寛之君	小池 正勝君
山下 英利君	山谷えり子君	平野 達男君	広田 一君	吉川 春子君	近藤 正道君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君
山本 一太君	山本 順三君	広中和歌子君	広野ただし君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君
吉田 博美君	吉村剛太郎君	福山 哲郎君	藤末 健三君	又市 征治君	亀井 郁夫君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
若林 正俊君	脇 雅史君	藤本 祐司君	藤原 正司君	後藤 博子君	田村 秀昭君	坂本由紀子君	山東 昭子君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	前川 清成君	前田 武志君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	清水嘉与子君	椎名 一保君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	松井 孝治君	松岡 徹君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	陣内 孝雄君	末松 信介君
家西 悟君	池口 修次君	松下 新平君	円 より子君			鈴木 政二君	関口 昌一君
犬塚 直史君	江田 五月君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	反対者氏名	○名	田浦 直君	田中 直紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	日程第六 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を 改正する法律案(内閣提出)		田村 公平君	田村耕太郎君
尾立 源幸君	大石 正光君	柳澤 光美君	柳田 稔君	賛成者氏名	一九七名	伊達 忠一君	竹山 裕君
大江 康弘君	大久保 勉君	山下八洲夫君	山根 隆治君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	武見 敬三君	谷川 秀善君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	蓮 舫君	和田ひろ子君	青木 幹雄君	秋元 司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君	浅野 勝人君	有村 治子君	中川 義雄君	中島 啓雄君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	泉 信也君	市川 一朗君	中曾根弘文君	中原 爽君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	加藤 修一君	風間 昶君	岩井 國臣君	岩城 光英君	中村 博彦君	二之湯 智君
郡司 彰君	小林 正夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君	岩永 浩美君	小野 清子君	西島 英利君	西銘順志郎君
小林 元君	奥石 東君	澤 雄二君	白浜 一良君	大仁田 厚君	大野つや子君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	高野 博師君	谷合 正明君	太田 豊秋君	岡田 直樹君	南野知恵子君	橋本 聖子君
芝 博一君	島田智哉子君	遠山 清彦君	西田 実仁君	岡田 広君	荻原 健司君	林 芳正君	福島啓史郎君
下田 敦子君	主演 了君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	加治屋義人君	加納 時男君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君	福本 潤一君	松 あきら君	狩野 安君	景山俊太郎君	舛添 要一君	松田 岩夫君
田名部匡省君	高嶋 良充君	山口那津男君	山下 栄一君			松村 祥史君	松山 政司君
千葉 景子君	ツルギ マルイ君	山本 香苗君	山本 保君			水落 敏栄君	溝手 顕正君

矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
尾立 源幸君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	木俣 佳丈君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
郡司 彰君	小林 正夫君
小林 元君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
芝 博一君	島田智哉子君
下田 敦子君	主演 了君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
田名部匡省君	高嶋 良充君
千葉 景子君	シルシ マルティ君
津田弥太郎君	角田 義一君
富岡由紀夫君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君

羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円 より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
蓮 舫君	和田ひろ子君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜四津敏子君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
近藤 正道君	福島みずほ君
洲上 貞雄君	又市 征治君

亀井 郁夫君 後藤 博子君
田村 秀昭君 長谷川憲正君
荒井 広幸君 今泉 昭君
鈴木 陽悦君

反対者氏名

井上 哲士君 市田 忠義君
緒方 靖夫君 紙 智子君
小池 晃君 小林美恵子君
大門実紀史君 仁比 聡平君
吉川 春子君

スマートインターチェンジの許可基準及び整備手順の明確化等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年四月十一日

参議院議長 扇 千景殿 荒井 広幸

スマートインターチェンジの許可基準及び整備手順の明確化等に関する質問主意書

私は新党日本の議員であるが、参議院で一人であるので無所属扱いとなっている。このため、国政一般について幅広く質疑を行うことができる予算委員会、決算委員会には割当がないことから、質問主意書という手法で政府の姿勢を問うもので

ある。

スマートインターチェンジ(高速道路の本線やサービスエリア・パーキングエリア(以下「SA・PA」という。)、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両(料金の支払方法を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ、以下「スマートIC」という。))は、平成十六年度より社会実験が開始され、現在全国で十八箇所の本格導入が行われ、国土交通省は、今後も引き続きスマートICの整備を促進するとしている。スマートICの整備に当たり、平成十八年七月に国土交通省は「スマートインターチェンジ「SA・PA接続型」制度実施要綱(以下「実施要綱」という。))を策定しているが、整備基準が十分に明確化されていない。

実施要綱では、スマートICは、地方公共団体が主体となつて発意するとされているにもかかわらず、整備基準が十分に明確化されていないことから、国土交通省への要望や陳情を行わざるを得ない状況となっている。私は、要望や陳情の実績によって公共事業の採択が左右されると、実施要綱の制定の意義は失われ、行政上の不透明さを招くほか、政府がそれを既得権益とするようなこととなれば、公共事業の有用性を醜くゆがめ、公共事業執行に対する国民の疑念を払拭することはできないと考える。

そこで、以下質問する。

一 スマートICの設置について、地方公共団体

が行っている要望や陳情が必要であり、またその実績が実際に事業の採択を左右することがあるのか、政府の見解を示されたい。

二 スマートＩＣの設置要件や設置までの進め方等については、誰でも分かるもの、誰が行っても結果が同じであることが重要である。しかし、実施要綱には大きな枠組みだけ書かれており、個別具体の事業に対処するには不十分である。こうした部分が緻密に制度化されていないと、最終的には、国に意見を一つ一つ求めていくこととなり、それが過度の行政裁量とそれに伴う数多くの要望・陳情活動を生み出す。当然に、より具体的なガイドラインの作成・公表が必要ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 これまで実施したスマートＩＣの社会実験において、それぞれの整備効果について公表はされているが、時間短縮効果、地域施設の利活用、医療施設へのアクセス改善等、それぞれ有効と思われた個別事例が羅列されているだけにすぎず、そもそも最低限満たすべき十分な社会的便益の水準が明らかではない。十分な社会的便益の水準について、統一した数値的判断基準を有しているのか、その有無とともに判断基準の内容も明らかにされたい。

四 スマートＩＣについては、社会実験の後に、本格導入されることとなっているが、本格導入のための最低限の厳密な数値的判断基準を有しているのか、その有無とともに判断基準の内容も明らかにされたい。

ているのか、その有無とともに判断基準の内容も明らかにされたい。

五 スマートＩＣについて、現在社会実験を行っているものは、本格導入までの進捗よく状況、手続の段階等を公表し、整備段階の透明性・客観性を確保すべきであると考え、政府の見解を示されたい。

六 これまでの社会実験の成果をいかし、スマートＩＣの整備基準を体系的にまとめ、実施要綱よりも更に精緻な数値的基準を公表し、これに基づきスマートＩＣを整備していくべきである。特に、課題が存在する場合等は、論理の飛躍がないように全体の論理構成を強化しつつ、いかなる施策が必要なのか分かりやすく、そして可能なものについては代替案を示すなどチェックの充実が必要である。併せて、個別事業ごとのチェックとともに、全体を通しての評価も参考とできるよう、チェックとその再利用という観点も含めて、事業推進上のコミュニケーションツールとして活用することも重要と思われる。さらに付言すれば、そうした普遍的な最低限の客観的な判断基準さえ整えることができれば、スマートＩＣの社会実験結果についてのある程度の見通しが可能となると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 実施要綱で定められているスマートＩＣの実施要件に欠かせない地区協議会について、具体的な開催の手続、開催のために満たすべき最低限の条件について明らかにされたい。

限の条件について明らかにされたい。

八 実施要綱では、地区協議会で検討・調整する主な事項として、「①当該ＩＣの社会便益、②当該ＩＣ及び周辺道路の安全性、③当該ＩＣの採算性、④当該ＩＣの整備方法、⑤当該ＩＣの管理・運営方法、⑥その他当該ＩＣの設置・管理・運営する上で必要な事項」が掲げられている。しかし、地方公共団体が発意する場合、これらの検討・調整する事項について、どの程度まで主体的に予め調査をしておけばよいのかが明らかでない。地区協議会を開催するに当たって、地方公共団体はこれらの検討・調整する事項についてどの程度まで最低限調査する必要があるのか明らかにされたい。

九 実施要綱では、国土交通省の地方整備局若しくは北海道開発局又は沖縄総合事務局は、地区協議会における検討・調整が進むよう議事の進行に努めなければならないと規定しているが、実際には具体的にどのようなことを行っているのか明らかにされたい。

十 実施要綱では、ＳＡ・ＰＡに接続するスマートＩＣの整備は、地区協議会において、国土交通省の地方整備局若しくは北海道開発局又は沖縄総合事務局、地方公共団体、各高速道路株式会社（以下「会社」という。）、その他の関係機関との間で検討・調整されることとなっており、それに基づいてスマートＩＣ実施計画書が作成され、国土交通大臣の連結許可を受けなければ

ならないとされている。スマートＩＣ実施計画書の策定から、国土交通大臣の連結許可までのような審査が存在しているのか、それぞれの審査に要する日数はどのように決められているのか明らかにされたい。

十一 そもそも、ＳＡ・ＰＡは会社が保有し、自主的に経営されるものである。それゆえ、スマートＩＣの設置は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と会社との間で締結される協定の中に含め、その変更を許可するだけで十分ではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

十二 スマートＩＣが高速自動車国道法に定められた施設であるとしても、何故、個別のスマートＩＣごとに国土交通大臣の連結許可を受ける必要があるのか、その個別具体的な整備について許可を与えるのは、ＳＡ・ＰＡを保有・管理する会社の自主性を尊重する民営化の意図に反しないか、政府の見解を示されたい。

十三 スマートＩＣのアクセス道路について、道路管理者が国であるもの、地方公共団体であるものの内訳をそれぞれ示されたい。

十四 道路管理者が地方公共団体である場合、国が関与する地区協議会で定められたスマートＩＣ実施計画書が作成され、国土交通大臣の連結許可が存在するのであれば、道路整備の補助金は自動的に付与されるべきであり、改めてその審査は必要ないのではないか。もし改めて審査

する場合、どのような必要性から審査するか、政府の見解を示されたい。また審査内容と事業の優先順位、採択基準など具体的に公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十五 今こそ政府は、企画立案過程における論理的分析手法の下に、要望や陳情を行う必要のない透明性の確保された制度を一つでも多く導入する必要があると思われる。即ち、第一に、目標と現状との因果関係を分かりやすく明示し、第二に、目標達成のための事業見通しを示すとともに、当該事業目標の実施のための具体的手法・手段を提示する等、真に必要な公共事業であるか否かを判断するものが求められている。こうした考えに基づいて真に必要な公共事業を推進するためには、スマートＩＣに関する問題で指摘した考えに立って手続と採択基準の透明性・合理性を確保すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員荒井広幸君提出スマートインターチェンジの許可基準及び整備手続の明確化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十九年四月二十五日 参議院会議録第二十号

質問主意書及び答弁書

参議院議員荒井広幸君提出スマートインターチェンジの許可基準及び整備手続の明確化等に関する質問に対する答弁書

一 について
スマートインターチェンジ（地方公共団体が主体となつて発意し、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第十一条の二第一項の規定に基づき連結許可を受けた同法第十一条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号のＥＴＣ専用施設が設置され、同号のＥＴＣ通行車のみが通行可能なインターチェンジ。以下「スマートＩＣ」という。）の設置の手続については、地方公共団体が「スマートインターチェンジ（スマートＩＣ）（ＳＡ・ＰＡ接続型）制度実施要綱」（平成十八年七月十日国道有第二十八号国土交通省道路局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定に基づく許可（以下「連結許可」という。）の申請を行った場合に、国土交通大臣が同条第二項の規定に基づき許可を行うものである。当該手続においては、御指摘の要望や陳情は必要ではなく、また、たとえばこれらがあつたとしても、御指摘の「事業の採択を左右する」ということはない。

二 及び六 について
国土交通省としては、スマートＩＣの設置の手続については、実施要綱に基づき支障なく進

められているものと認識しているが、地方公共団体等から特段の要望等があれば、より具体的なガイドラインの作成等について、その必要性を含め、検討してまいりたい。

三 及び四 について
スマートＩＣの社会実験は、本格導入である設置に先立って、その効果や整備及び運営上の課題を事前に把握することを目的として行われるものであり、社会実験の透明性及び客観性を確保する観点から、御指摘の「時間短縮効果、地域施設の利活用、医療施設へのアクセス改善等」の社会実験において確認された効果について幅広く公表しているものである。

社会実験を踏まえてスマートＩＣを設置するに当たって、スマートＩＣの整備に要する事業費並びに管理及び運営費用とスマートＩＣの設置による目的地までの走行時間短縮、走行経費減少及び交通事故減少の便益の総和との比である費用対便益が一年以上であることを社会的便益に係る数値的判断基準としている。また、スマートＩＣの設置により、会社（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社をいう。以下同じ。）が支出する当該スマートＩＣの管理及び運営費用が、料金の増収の範囲内であると見込まれることも数値的判断基準としている。

五 について
スマートＩＣの社会実験については、地方整

備局若しくは北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）、地方公共団体、会社その他の関係機関で構成される社会実験協議会により、社会実験の内容等がウェブサイト、報道機関等を通じて公表されているところであり、整備段階での透明性及び客観性は確保されているものと考えている。

七 について
地区協議会の開催手続、具体的な運営方法等については、地区協議会の構成員となる地方公共団体、地方整備局等、会社その他の関係機関の間で検討されて調整されることとなる。

八 について
地区協議会を設置するに当たって、地区協議会で検討及び調整される事項について、どの程度まで地方公共団体が主体的にあらかじめ調査しておくかは、発意者である地方公共団体において主体的に判断されるべきものであると考えている。

九 について
地方整備局等は、会議の議事進行、資料の調製、連絡調整等を行っている。

十 について
一 について述べたとおり、スマートＩＣの設置に当たっては連結許可が必要であり、連結許可に当たっては、連結位置及び連結予定施設、連結を必要とする理由、連結のために必要な工事に要する費用の概算額等、高速自動車国

道法施行規則(昭和四十六年建設省令第十九号)第二条第一号から第五号までに掲げる事項について審査しているところである。

また、連結許可の申請から連結許可までに通常要すべき標準的な期間は、二か月間としている。

十一及び十二について

連結許可は、高速自動車国道における自動車の高速交通を確保することができるという観点からなされるものであり、スマートICが連結されることによる高速自動車国道の交通への影響を個別のスマートICごとに勘案してなされる必要がある。一方、会社と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)との間で締結する協定(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)第十三条第一項に規定する協定をいう。)は、機構が高速自動車国道に係る道路資産の保有及び貸付け、債務の早期の確実な返済等を行うといった業務を適切に実施していくために会社と締結するものであり、連結許可とは異なる観点で行われるものである。

また、連結許可に当たっては、道路整備特別措置法第三十条第一項第一号により、国土交通大臣は会社の意見を聴取することとなっており、個別に連結許可を行うことが、会社の自主性を阻害することとはならないものと認識している。

十三について

平成十九年四月二十日時点で設置されているスマートICは全国で三十一箇所であり、これらのスマートICへ連結する道路の道路管理者はすべて地方公共団体となっている。

十四について

スマートICの実施計画書は、スマートICの設置により十分な社会的便益が得られるかどうかという観点等についての地区協議会における検討及び調査を踏まえて策定されるものであり、また、連結許可は、高速自動車国道における自動車の高速交通を確保することができるかという観点から行われるものである。

一方、道路の整備に係る補助金等は、地方公共団体の申請に基づき、予算の範囲内で、効果的かつ効果的な事業について交付するものであり、その際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項に基づき補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等の観点で審査等を行うものであり、スマートICの実施計画書の作成や連結許可とは異なる観点で行われるものであるため、改めて審査が必要なものである。

また、当該補助金等に係る具体的な基準については、公表しているところであり、個々の事業については、地方公共団体の申請に基づき、国土交通省において、当該基準に該当すること

を確認し、費用対効果分析を含め総合的な評価を行った上で、補助金等の交付を行っているところである。

十五について

公共事業については、事業の効率性やその実施過程における透明性の一層の向上を図るため、新規事業の採択時等における評価システムを導入し、評価に当たっては、定量的及び定性的な評価を実施するとともに、評価手法、評価結果等を公表すること等により、透明性や合理性を確保するよう努めているところである。

放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年四月十二日

参議院議長 扇 千景殿

小川 敏夫

放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問主意書

アイソトープ取扱施設の排気浄化装置においては、放射性ヨウ素の除去用として活性炭フィルタ(チャコールフィルタ)が設置されている。平成十二年十月二十三日付科学技術庁放射線安全課長通

知では、チャコールフィルタの原則値として、厚さ五センチメートルのものの透過率を〇・一に、厚さ二・五センチメートル以上五センチメートル未満のものの透過率を〇・二と定めている。

ところが、現在及びこれまで当該装置に使用されているチャコールフィルタについて、原則値の性能を有していることが実証されないまま使用され、その結果として能力を充足しないチャコールフィルタの使用が見逃されて、基準を超える放射性ヨウ素が排出されているおそれがある。

そこで、以下質問する。

一 チャコールフィルタについて、原則値の性能を有することをどのように確認しているのか、明らかにされたい。

二 原則値の性能を有していないチャコールフィルタが使用されているおそれがあると考え、政府の見解を明らかにするとともに、今後の基本的な方針と具体的対応策を示されたい。

右質問する。

平成十九年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員小川敏夫君提出放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川敏夫君提出放射性ヨウ素取扱施設における安全確保に関する質問に対する答弁書

一及び二について

文部科学省としては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)に基づく施設検査、定期検査等において、設置当初のチャコールフィルターの透過率が御指摘の通知に記載されている値であることを前提として、廃棄施設に設置されたチャコールフィルターが同法に定める基準に適合するようフィルターの厚さ、フィルター性能を維持する必要がある場合はその交換頻度等が適切に検査されるために必要な措置を講じるとともに、指導に努めているところであり、今後とも同法の適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年四月十三日

荒井 広幸

参議院議長 扇 千景殿

都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問主意書

私は新党日本の議員であるが、参議院で一人であるので無所属扱いとなっている。このため、国政一般について幅広く質疑を行うことができる予算委員会、決算委員会には割当がないことから、質問主意書という手法で政府の姿勢を問うものである。

都道府県が発注する公共事業に関しては、全国で様々な問題が発生している。例えば、福島県の公共事業をめぐる談合事件では、前知事側が県発注の公共事業における談合に深くかわかり、公判の過程で明らかになったその構造は、前知事側と懇意の人物が仕切役として談合に関与し、ゼネコンは談合による落札価格の数パーセントを仕切役に謝礼として支払い、その金銭が仕切役から前知事側に流れ、知事選や県内の衆院選等の選挙資金として県議会議員、選挙対策本部等に分配されるというものであったと報じられている。さらに、この仕切役は、談合に関与するほか、違法な選挙活動や政治資金パーティー券の購入のあっせん等も行っていたと報じられている。また、本年三月に竣工した同県小野町のこまちダムの入札に関しても、前述の仕切役が談合に関与し、いわゆる天の声を発したことを公判の中で明らかにしたと報じられている。

こうした公共事業の実態は、全国的に見て決して特異な事例ではなく、むしろ一般的な事例であると言われている。その結果、国民の税金が無駄に使われ、公共事業に対する信頼が失われている。都道府県の発注する公共事業については、一義的には当該自治体自身の問題ではあるものの、国からの補助が行われているものもあることから、政府において都道府県の発注する公共事業等について、実態を把握する必要があるとの考えのもと、以下質問する。

一 都道府県の発注した公共事業の竣工時には、都道府県主催の竣工式や受注企業主催の修祓式が当たり前に行われているのか。また、行われている場合、式典の費用は誰が負担しているのか明らかにされたい。

二 都道府県の発注した公共事業の竣工時には、竣工式や修祓式を行わなければならないのか。それらの必要性の有無について政府の見解を示されたい。また起工式等についても同様に明らかにされたい。

三 都道府県の発注した公共事業において、当該事業の入札に談合の疑いがあること等を理由に、竣工式又は修祓式を自粛した例はあるのか明らかにされたい。

四 修祓式に知事が出席し、玉串の奉奠を行うことは、一般的に行われているのか。また、行われている場合、その費用負担者について明らかにされたい。

五 受注企業が主催者である修祓式に、発注者である知事が出席し玉串の奉奠を行うことは、受注者と発注者のけじめをなくし、両者の結びつきを強め、ひいては両者の癒着を助長するおそれがあり、取りやめるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 竣工式では、知事の氏名を刻した記念碑等の除幕が行われているケースがあるが、当該記念碑等の作成経費の負担の実情を明らかにされたい。

七 知事の氏名を刻した記念碑等の建立は、修祓式への知事の出席と同様、受注者と発注者の結びつきを強め、両者の癒着を助長するおそれがあり、やめるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、知事の氏名を刻した記念碑等の建立は、選挙運動に該当し、公職選挙法に抵触する可能性があるのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

八 都道府県が発注した公共事業に係る記念碑等に関しては、問題となる点が多い。過去五年間に全国で建立された記念碑等について、作成経費の負担の実情や刻されている内容の実態を明らかにされたい。

九 真に必要な公共事業は行うべきではあるものの、イメージが必要以上に悪くなっている中で、「公共事業」という通称をやめ、「みんなの財産」という通称に改名してはどうかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋二

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員荒井広幸君提出都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員荒井広幸君提出都道府県が発注する公共事業の竣工式の実施等に関する質問に対する答弁書

一、三、四、六及び八について

お尋ねの事項については、政府として承知しておらず、また、新たに調査することは作業が膨大なものとなることから、お答えすることは困難である。

二について

公共事業の竣工式において行われる竣工式や修祓式は、法令に基づくものではなく、政府として詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。また、起工式等についても同様である。

五について

都道府県の発注した公共事業において、各都道府県知事の判断により、受注企業が主催者である修祓式に、知事が出席し玉串を奉奠する例もあることは承知しているが、詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。

七について

各都道府県知事の判断により、都道府県が発注した公共事業において建立された記念碑等に知事の氏名を刻する例もあることは承知しているが、詳細を承知していないので、お答えすることは困難である。また、都道府県が発注した公共事業において知事の氏名を刻した記念碑等を建立することは、一般的には、選挙運動に該当せず、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に違反しないものと考えているが、個別の事案が同法に違反するか否かについては具体的事実に即して判断されるべきものと考えている。

九について

政府としては、「公共事業」という通称を御提案の「みんなの財産」という通称に改名することは考えていないが、公共事業のイメージの向上に向けて、公共事業の必要性の理解促進に向けた広報活動等に引き続き積極的に取り組んでいく所存である。

森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年四月十六日

参議院議長 扇 千景殿

福島みずほ

森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問主意書

平成十三年、林業基本法は、森林・林業基本法に改正され、同法に基づき森林・林業基本計画を作成することとしており、昨年九月、五年ぶりに森林・林業基本計画が見直されたと承知しているが、政府は、森林行政において、国として責任を持った森林管理、国土保全、環境保全、木材の安定的な供給を行うべきであり、国民生活の安全と安心の確保、持続可能な森林経営等が今後ますます重要になると考える。

そこで、以下質問する。

一 森林・林業基本法の成立以降、森林にかかわる計画制度の確立が求められ、森林整備地域活動支援交付金制度が確立されたが、民有林千二百六十万ヘクタールの中で森林の所有が不明確な、いわゆる不在村林は三百万ヘクタールを超える状況となっており、全国森林計画において義務付けられている各種計画の作成が不十分となっている。森林の管理・整備や国有林・民有林の連携を考えた場合、適切な森林計画を作成するとともに、日常的な管理・巡視等をどのように行うかが重要となる。その調査等を実施するために国として「森林レンジャー」を安定的に配置・育成する必要があると考えるが、具体的な対応策を明らかにされたい。

二 林業が抱えている大きな課題として、担い手対策がある。林業労働者について、平成十七年

度は五万二千人であるが、林野庁は、平成二十七年の見通しを三万六千人程度としている。また、年齢構成でみると六十歳以上が一万九千三百人であるのに対し、四十歳未満は、九千九百人と平成二十年度の調査と比較して千六百七十一人も減少している。林業労働は長い経験を要するものであり、国有林内に人材育成のための研修施設や技術開発にかかわる施設もあると聞いているが、施設の更なる整備や民間林業労働者の研修施設としての活用を含めて、林業労働者をどのように確保していくか、具体的な対策を明らかにされたい。

三 林業労働における死亡災害の発生状況は、平成十五年度六十一件、平成十六年度四十六件、平成十七年度には四十七件、平成十八年度では五十七件と増加している。また、発生の頻度(度数率)で比べた場合、平成十七年度の前産業が三・三四であるのに対し、林業は四十六・三二と著しく高くなっている。こうした災害を根絶するために、安全教育にかかわる国としての支援等が不可欠であり、林業経験者を活用した防災防止指導員の確保等、林野行政と一体的に進めるべきと考えるが、具体的な対策を明らかにされたい。

四 林野庁は、地球温暖化防止対策等にかかわる森林吸収量千三百万炭素トンの目標達成のためには、百十万炭素トンの更なる確保が必要であり、そのための予算の必要額は毎年度千三百三

十億円(平成十九年度から二十四年度)とし、毎年二十万ヘクタール(六年間で百二十万ヘクタール)の追加的な森林整備を確保する必要があるとしている。しかし、平成十八年度補正予算五百三十億円に加えて、平成十九年度予算二百三十五億円を合わせて総額七百六十五億円が確保されたが、地方自治体や森林所有者による費用負担が発生する仕組みとなっている。このことから、政府予算で措置したとしても、現状の地方財政の悪化や木材価格の低迷などから、間伐等の森林整備の実行が困難となっており、地方自治体や森林所有者等の負担軽減対策が必要となっている。この状況に対して、更なる予算措置や他の施策による対応を図るべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 日本は、毎年台風が多数上陸し、森林関係の被害総額は、平成十二年度から平成十六年度の五力年合計で六千三百六十六億円であるが、この間政府が復旧対策として措置した予算は、千六百四十五億円ではない。災害復旧への予算措置、災害の予防対策も含めた予算の拡充を図るべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 平成十七年度における国内材の使用量は、八千七百四十二万立方メートルで、うち国産材の使用量は千七百十八万立方メートルにとどまり、自給率は二十パーセントにすぎない。また、平成十八年のスギ中丸太、ヒノキ中丸太の

木材価格は、ピーク時の四割まで落ち込んでいる。林野庁の試算によれば、平成二十七年の国有林・民有林からの供給目標を二千三百万立方メートルとしているが、現状は、木材価格が安定していないこと、川上における森林資源と供給量が把握しきれていないこと等もあり、目標達成が厳しい状況にある。政府として、森林の実情の把握、地元における加工技術と受入れ、住宅メーカー等との連携等の対策を進めるなど、具体的な対策を検討し、提示すべきではないか。また、国が設置する施設については、国産材の使用を基本として対応すべきではないか。政府の見解をそれぞれ示されたい。

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出森林行政全般にかかわる政府の施策に関する質問に対する答弁書

一について

意欲ある森林所有者や林業事業者等による森林施業計画の作成を促進するため、森林整備地

域活動支援交付金により、森林施業の実施に必要な情報を収集する活動に対する支援等を行うこととしている。

これに加えて、不在村森林所有者に対し、森林組合等が森林施業の委託を働きかける取組に対する支援や、林業普及指導員による指導を通じて、森林施業計画が適切に作成されるとともに森林施業が着実に実施されるよう取組んでおり、今後とも、これらの取組の円滑な実施を図ってまいりたい。

二について

林業就業者の減少と高齢化が進む中で、今後の森林整備を着実に推進していくためには、担い手の確保や育成を図っていくことが重要である。

このため、平成十五年度から、新規就業者を対象として、林業に必要な技術及び技能を習得するための実践的な研修を現地で行う緑の雇用担い手育成対策事業を実施し、平成十八年度当初時点で約三千八百人の新規就業者を確保したところである。さらに、同年度から、かかり木処理等のより高度な技術に関する研修を行う緑の雇用担い手対策事業を実施しているほか、就業準備のための無利子資金の貸付けや都道府県森林整備担い手対策基金を通じて支援を行っているところである。今後とも、森林整備を担う林業就業者の確保や育成を図るため、各般の事業を総合的に推進してまいりたい。

なお、森林技術総合研修所林業機械化センターにおいては、国有林の職員のみならず、地方公共団体からの研修生や民間の林業従事者を受け入れ、高性能林業機械の研修を始めとした人材育成のための研修を実施しており、今後とも、同研修所を活用した人材育成のための研修を実施していく考えである。

三について

労働行政及び林野行政の関係機関が合同で巡回すること等により、林業事業場に対し、労働者に対する安全のための教育の徹底等について指導を行っているほか、林業・木材製造業労働災害防止協会が行う安全のための教育等の自主的活動への指導及び援助に努めているところである。

さらに、現場作業員に対する安全な作業技術の現地検討会の開催に対し支援を行うほか、安全で使いやすい機械・器具の開発等に取り組み、林業労働災害の防止に努めてまいりたい。

四について

森林吸収源対策の推進を図るため、平成十八年度補正予算及び平成十九年度予算において約二十三万ヘクタールの追加的な森林整備に相当する、計七百六十五億円の予算を措置したところである。

これらの事業の実施に伴い地方公共団体が負担する経費に対しては、普通交付税等の地方財政措置が講じられているとともに、川上と川下

の連携による間伐材等の安定供給を通じた国産材の利用拡大、作業道等の路網整備と高性能林業機械の組合せによる施業の低コスト化等を推進することにより、間伐の収益性を高め、実質的に森林所有者の負担軽減につながる施策を推進しているところである。また、平成十九年度から、新たに未整備森林の解消を図るため、国からの定額助成方式により、都道府県等が森林所有者に代わって森林施業を実施するモデル事業を行うこととしている。

今後とも、京都議定書目標達成計画(平成十七年四月二十八日閣議決定)に基づく森林吸収源対策の目標達成に向け、所要の財政措置を含め、諸対策の推進に努めていく考えである。

五について

梅雨前線豪雨や台風等による山地災害の発生箇所に対し、再度の災害発生の防止を図る観点から荒廃箇所や被災施設の早期復旧を行う災害関連緊急治山等事業や治山施設災害復旧事業等の災害復旧関係事業を実施するのに必要かつ十分な額として、平成十二年から平成十六年までの五年間で事業費約千九百五十六億円が計上されてきたところである。また、これらに加え、経常の治山事業においても、荒廃箇所の計画的な復旧対策等を講じてきたところである。

今後とも、山地災害の復旧対策及び予防対策を図るための所要の予算額の確保に努め、事業の適切な実施を通じて、国民の安全・安心の確

保が図られるよう万全を期していく考えである。

六について

森林・林業基本計画(平成十八年九月八日閣議決定)において示されている林産物の供給及び利用に関する目標を達成するためには、品質及び性能の明確な製品を大量かつ安定的に供給し得る体制を整備していくことが重要である。

このため、川上と川下が連携して、伐採可能な立木資源に関する情報のデータベース化を行い、原木供給側と加工側の需要に関する情報の結び付け等を図るとともに、住宅メーカー等の大口需要者に対し大口ロットで安定的に供給する新たな加工・流通体制の整備等を支援してまいりたい。

また、国が設置する施設について国産材の使用を基本とすべきとの点については、公共の施設において国産材の使用を義務付けることは、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定により、政府機関等による製品の調達に当たり外国産品より国内産品を優先して使用することが禁止されていることを踏まえて対応すべきと考えているが、森林整備のために国産材を利用することの重要性について普及啓発に努めてまいりたい。

SACO最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年四月十六日

大田 昌秀

参議院議長 扇 千景殿

SACO最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問主意書

日米両政府は、平成八年十二月の「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」いわゆるSACOの最終報告において、在沖繩米軍基地・施設の返還等に関する十一事案について合意した。しかし、米海兵隊普天間飛行場のように、現在に至っても未だ返還が進んでいない基地・施設がある。ところが、平成十八年五月一日、日米両政府は、在日米軍再編に伴う基地・施設の返還計画いわゆる「ロードマップ」を作成したが、同計画の中にSACO最終報告で合意された普天間飛行場の事案も組み入れられている。しかし、SACOの合意事項で同計画に組み入れられていない事案もあり、SACO最終報告と在日米軍再編とは一体どのように関連しているのか、疑問とせざるを得ない。

そこで、以下質問する。

一 SACO最終報告で合意された基地・施設の返還に係る事案のうち全部返還及び一部返還並びに未返還の事案に区分するとともに、一部返還あるいは未返還となっている理由並びに、そのうち米軍再編に係る「ロードマップ」に編入した事案及びその理由を具体的に示されたい。

二 SACO最終報告の実施に当たって国が返還跡地整備や関係自治体への施設周辺調整交付金や民生安定事業等に要した費用及び今後実施する事案の予定とそれに係る経費の見通しを示されたい。

三 SACO最終報告と在日米軍再編に伴う「ロードマップ」との関係について明らかにされたい。また、SACO最終報告に示されたにもかかわらず、未だ返還されていない事案を在日米軍再編に伴う「ロードマップ」の中に組み入れることについて、米側とは、いつ、どのように協議したのか。また、それは閣議決定されたのか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年四月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員大田昌秀君提出SACO最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出SACO最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問に対する答弁書

一について

「沖縄に関する特別行動委員会(以下「SACO」という。)の最終報告の「土地の返還」の項で示された施設のうち、安波訓練場、楚辺通信所及び読谷補助飛行場については、全部返還されている。SACO最終報告において「マイクロ・ウェーブ塔部分(約〇・一ヘクタール)は、保持される。」とされている瀬名波通信施設については、当該部分を除き返還されている。また、「大部分(約九十九ヘクタール)を返還する。」とされているキャンプ桑江については、その一部が返還され、普天間飛行場、北部訓練場、ギンバル訓練場、牧港補給地区、那覇港湾施設及びキャンプ瑞慶覧については、いまだ返還に至っていないものであり、一部返還又は未返還の理由は、代替施設の建設工事が完了していないことや、関係機関との調整を行っていることである。

また、右に述べた一部返還又は未返還の施設のうち、キャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設及びキャンプ瑞慶覧については、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再編実施のための日米のロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)の「土地の返還及び施設の共同使用」の項に

おいて、返還の候補施設として示されている。その理由については、当該施設が嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に所在しており、在日米軍施設及び区域が集中する沖縄県の負担軽減等を勘案した結果、当該施設を返還の候補施設としたものである。

二について

お尋ねの「返還跡地整備」に「要した費用」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、防衛施設庁においては、平成九年度から平成十七年度までの間に、在日米軍の施設及び区域の返還後に跡地が有効利用できるよう、不要な建物及び工作物の撤去、在日米軍の使用に起因する土壌等の汚染の蓋然性があると判断された土地における汚染の有無の調査及び汚染が発見された場合の処理並びに在日米軍の使用に起因する土地の形質変更について、工事の実施、権利者への補償等の措置(以下「原状回復等の措置」という。)に要した費用として約三千万円を支出したところである。また、「施設周辺調整交付金や民生安定事業等に要した費用」として、平成九年度から平成十七年度までの間に、約千四百六十八億円を支出したところである。

なお、平成十八年度予算において、右に述べた費用として、それぞれ約三十八億円及び約八十九億円を計上しているところであるが、支出額については、確定していないことからお答え

することは困難である。

お尋ねの「今後実施する事案の予定とそれに係る経費の見通し」がどのようなものを指すのか必ずしも明らかではないが、防衛施設庁においては、平成十九年度予算において、原状回復等の措置に係る経費については計上しておらず、また、「施設周辺調整交付金や民生安定事業等」に係る経費について、特定防衛施設周辺整備調整交付金に要する経費として約二十一億円、民生安定施設の助成に要する経費として約五億円、住宅の防音工事に要する経費として約六億円、移転の補償等に要する経費として約三億円、その他の周辺対策等に要する経費として約二億円を計上しているところである。

三について

お尋ねの「SACO最終報告とロードマップとの関係」の意味するところが必ずしも明らかではないが、土地の返還については、ロードマップにおいて「SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。」とされている。

また、ロードマップの作成に至るまでの在日米軍の兵力態勢の再編に係る日米間の協議において、在日米軍施設及び区域が集中する沖縄県の負担軽減等を勘案した結果、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域に所在している施設について、ロードマップにおいて返還の候補

施設としたものである。土地の返還に関する措置を含めロードマップに盛り込まれた再編関連措置については、平成十八年五月三十日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」において、「着実に実施していくものとする。」とされている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
二二〇円	三三〇円